

令和3年第2回吉岡町議会定例会会議録第1号

令和3年6月1日（火曜日）

議事日程 第1号

令和3年6月1日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 4 報告第 3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第 4号 令和2年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第 5号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 7 報告第 6号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書
(報告・質疑)
- 日程第 8 議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第 9 議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(提案・質疑・付託)
- 日程第10 議案第43号 訴えの提起について
(提案・質疑・付託)
- 日程第11 議案第44号 町道路線の認定・廃止について
(提案・質疑・付託)
- 日程第12 議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結について
(提案・質疑・付託)
- 日程第13 議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）
(提案・質疑・付託)
- 日程第14 請願第 2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見

書」採択を求める請願

(趣旨説明・付託)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岩崎信幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので令和3年第2回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長から発言の申入れがありましたので、これを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。

令和3年第2回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、令和3年第2回定例議会が議員各位の出席の下、開会できますことに、感謝と御礼を申し上げます。

初夏らしいからとした好天に恵まれる日もあれば、まるで梅雨時を思わせるうっとうしい天気もありと、季節の移ろいを感じさせる今日この頃であります。皆さんご存じのとおり、新型コロナウイルス感染拡大防止のための群馬県のまん延防止等重点措置が5月16日から6月13日までの間実施が決定され、県内10市町が指定されており、感染者の減少傾向が見られるものの、重症化事例の増加などまだまだ予断を許さない状況でございます。

さて、本定例会では、議案11件を上程させていただきました。何とぞ慎重審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中ではございますが、よろしく願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

本日は、大変お世話になります。

諸般の報告

議長（岩崎信幸君） これより諸般の報告をいたします。

お手元に配付してある書面のとおりです。それをもって諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩崎信幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、1番小林静弥議員、2番富岡栄一議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岩崎信幸君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してありますので、山畑委員長からの委員会報告を求めます。

山畑議員。

〔議会運営委員長 山畑祐男君登壇〕

議会運営委員長（山畑祐男君） 12番山畑です。

議会運営委員会からの報告を行います。

令和3年5月26日水曜日、午前9時半から全員協議会室において、委員全員、議長、副議長、執行側からは町長、副町長、教育長、関係課長、局長の出席の下、議会運営委員会を開催し、令和3年第2回定例会の会期及び会期日程について協議をいたしました。

本定例会の会期は、本日6月1日火曜日から6月9日水曜日までの9日間です。

一般質問は6月2日水曜日と3日木曜日の2日間です。

なお、会期日程の詳細につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの山畑委員長の報告のとおり、会期を本日6月1日から9日までの9日間としたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。よって、会期は6月1日から9日までの9日間と決定しました。

なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告

議長（岩崎信幸君） 日程第3、報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第2号 株式会社吉岡町振興公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

株式会社吉岡町振興公社の令和2年度（第19期）の事業概要及び決算の状況、並びに令和3年度（第20期）の事業及び予算に関する計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

その他詳細につきましては、総務課長に説明をさせますのでよろしくお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

添付書類の事業報告書並びに事業計画書を説明させていただきます。

議案書を1枚めくっていただきまして、令和2年度（第19期）事業報告書から説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

1の事業の経過及びその成果の（ウ）今年度の取組と成果についてご覧ください。

令和2年度につきましても、吉岡町振興公社が指定管理している当該施設の優位性を生かした特徴的な機能を最大限発揮させることを目標として、様々な事業に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止による臨時休館や、その後の利用者の低迷が続いたことから、吉岡町振興公社全体の売上高は1億718万1,000円、前期比7,319万7,000円の減となり、売上総利益は前期比5,307万9,000円減の9,195万8,000円となりました。

経費につきましては、ほとんどの勘定科目で減少したことにより、販売費及び一般管理費は前期比2,471万7,000円減の1億2,244万8,000円となりました。

その結果、営業利益は前期比2,836万2,000円減のマイナス3,049万円、経常利益は前期比3,000万3,000円減のマイナス2,861万7,000円、そして、最終的な当期純利益につきましてはマイナス812万5,000円となりました。

続きまして、3ページ、2の部門別の状況をご覧ください。

（ア）のよしおか温泉リバートピア吉岡についてですが、①から⑤には、よしおか温泉リバートピア吉岡の今期の主な取組内容が記載されております。1年間の入館者数は前期比47.1%減の14万3,046人で、前年に対し12万7,117人の減となりました。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月から5月までの臨時休館並びに引き続きコロナ禍による影響が主な原因であると考えられます。

収入につきましては、1ページはぐっていただきまして、4ページ上段の表にもありませんとおり、入館者数の減少の影響により全ての勘定科目で減少いたしました。温泉全体の純売上高といたしましては7,259万8,000円となり、前期比50.4%、7,136万8,000円の減となりました。

次に、(イ)の吉岡町緑地運動公園をご覧ください。①から④につきましては、緑地運動公園の今期の主な取組内容が記載されております。

下段の表にもありますとおり、緑地運動公園全体の利用者数は合計で前期比7,478人減の3万93人、利用料の合計は5ページの上段の表にありますとおり前期比192万6,000円減の1,612万1,000円でした。ケイマンゴルフを除いた全ての部門で利用者数及び利用料とも減少となっております。

次に、(ウ)の道の駅よしか温泉をご覧ください。

令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止により、イベントはほとんど中止になりましたが、一番下の表にあるとおり、開催されたイベントにつきましては、吉岡町振興公社では積極的に協力を行いました。

次の6ページには、令和3年3月31日現在の、3といたしまして株主、4といたしまして役員、5といたしまして運営組織及び従業員の状況、また6といたしまして安全衛生管理、7といたしまして救急救命・避難訓練の実施状況が記載されております。

次に、附属書類の説明をさせていただきます。

7ページには、2期比較損益計算書、次の8ページには、年度ごとの温泉の入館者数月次推移表及びグラフ、9ページには株式会社吉岡町振興公社の組織図が掲載されております。

引き続き添付書類の決算報告書の説明をさせていただきます。

11ページ及び12ページの貸借対照表をご覧ください。

まず、11ページのほうからですけれども、資産の部ですが、流動資産の合計が4,247万8,309円、少し下に下っていただきまして、固定資産の計が1,078万6,917円、繰延資産の計が30万円となり、資産の部の計といたしまして5,356万5,226円となっております。

負債の部といたしましては、全て流動負債で1,815万7,801円、純資産の部は資本金の1,000万円と、下から2番目の利益剰余金2,540万7,425円を合わせて3,540万7,425円となり、負債及び純資産の部の計は5,356万5,226円となっております。

次に、13ページ及び14ページの損益計算書をご覧ください。

まず営業損益ですが、売上高から売上原価を差し引いた売上総利益が9,195万7,

909円となり、そこから販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益はマイナス3,048万9,816円となりました。

営業外収益188万9,020円から、次の営業外費用1万6,195円を差し引いた額に営業利益を足した額であるマイナス2,861万6,991円が一番下の経常利益となります。その経常利益に次の14ページの上段の特別利益の2,068万4,614円を足し、税引前当期純利益がマイナス793万2,377円となりました。そこから法人税・住民税・事業税の8万1,400円と仮払税金消却の11万1,700円を差し引いた額マイナス812万5,477円が当期の純利益として計上されております。

続いて、15ページは株主資本等変動計算書、及び16ページは個別の注記表になってございます。

最終の17ページには、監査役により監査報告があり、適正かつ正確であることが認められております。

続きまして、もう一つのつづりになりますが、令和3年度（第20期）事業計画書をご覧ください。

1枚ページをはぐっていただきまして、2ページから3ページが令和3年度（第20期）の事業計画となります。

まず、1では、令和3年度の吉岡町振興公社の方向と事業計画といたしまして、新型コロナウイルス感染症対策を徹底して行い、引き続き複合施設としての優位性を前面に打ち出した取組を進めるとともに、利用者の健康増進の場として利用促進の取組やマスコミ効果の活用などPR活動の充実によるより広域的な誘客活動に取り組むことが記載されております。

2では、部門別の事業計画が記載されておまして、（1）よしおか温泉リゾートピア吉岡では、①緑地運動公園利用者の取り込み、②ファミリー層の誘客促進、③芝生広場の利用促進、④利用者満足度の向上の4点、そして（2）の吉岡町緑地運動公園といたしましては、①健康増進を目的とした利用促進、②滞在型施設としてのPR活動、③魅力向上策の検討の3点が掲げられておまして、また（3）の道の駅よしおか温泉としては、①利用者満足度の向上、②おもてなしの拠点としての取組の2点がそれぞれ重要課題として取り上げられております。

4ページには収支予算書といたしまして、前期実績と当期予算の2期比較損益計算書が記載されております。

20期では19期に続き、引き続き新型コロナウイルス感染症対策のための営業時間短縮の影響等によるマイナス予算となっております。その中で、通年券廃止に伴い、それに替わるサービスとしての回数券の売上高の増、また燃料費及び水道光熱費の増を見込みま

した。これらに伴い、最終的な当期純利益といたしましては、前期実績比755万5,000円増のマイナス57万円を見込んでおります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 振興公社につきましては、以前にも話したことがありましたが、今報告がありましたけれども、6ページにもありますけれども、役員、取締役の中で代表は小野里さんがいるわけでありまして、聞くとところによりますとこの方は夕方になると、5時頃になるともう帰っちゃうんだという話で、温泉は夕方からが本当の勝負であると思うんですよね。そういう中で本当に経営をやっているのかどうかという指摘がございます。私はそのこともよく耳にします。早く帰っちゃうんだよと。果たしてそういう形で本当にいいんだろうかと、私は疑問を持っているんですよね。やはり最初から、それは毎日いろと言いませんけれども、少なくとも月のうちの半分くらいは、早く5時上がりでもいいですけども、半分くらいは終わり近くまでいて、お客さんの流れとか様々なものを見て回る必要があると思うんですよね。そこの一番責任のある人が不在になるということは、果たしてどういうことかと。これは利用している多くの方からもそういう意見が出ておまして、私そういうことも聞いております。その辺も何とかせねばならない問題だと思っています。やはり、そこにいることによって全てが見られることだと思うんですよね。そこのところを町長としてどういうふうに思っているのか。

それと、振興公社、ここは田口の前橋が行っております道の駅の工事も着々と進んでいるようでありまして、それに対抗する戦略も立てていかないと私は埋もれてしまうのではないかという危機感を持っているんですけども、それに対抗する新たな考え、これについてはどのような協議がなされて、今後どういう方向で進もうとしているのかちょっと見えてきませんので、それについての考えをお示しを願いたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 小池議員のほうから社長の対応、そして前橋市が進めている新しい道の駅に対する対抗策ということでご質問をいただきました。

まず、社長につきましては、自分としては経営を一切合財任しているというそういう状況下でございます。そういった中で前から指摘をいただいている、最後までいらっしやらないというそういう話も聞いておりますが、その辺についてはまた社長のほうともお話を時々出している状況ではあります。また改めてその辺の経営的な内容というんですか、そ

の辺もお伺いをしていきたいと思っております。

それから、前橋市の対抗策という話でございますけれども、正直言って前橋市さんと対抗するつもりは全くございません。ご承知のとおり前橋市さんが造る道の駅は、桁違いの大きな道の駅というように伺っております。そういった中で吉岡町としての道の駅をどういうふうに進めていくか、これから今振興公社とも当然協議をされていて、町としての道の駅がどういうものであるかというのを懇談会等今ありますので、そういう中で協議をしていけたらと思っております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

1 3 番（小池春雄君） 町長が向こうの社長とそういうふうな話をしているけれども、まだ改善はされていないと思うんですよね。やっぱり社長はここにいて、営業の開始から最後までを見届けてそして経営状態がどうなっているのか、お客さんの状態がどうなっているのか、それに対する職員の対応はというふうになっているかというのを最後まで見届ける責任というのがあると思うんですよね。だから、話をしたからいいじゃなくてちゃんとそのことは強く申し入れて、社長としての責任を持ってもらって、任せているんですから、任しているんだから自由にやってくれというんじゃないからね、振興公社として社長として、町長も入っていますし、取締役として副町長、町長も入っているわけですから、当然のことながらまるきり民間のところまでどこかに売っちゃったわけでもないわけですから、そこはしっかりとした指導もしていただきたい。

それと、先ほど私は前橋市の道の駅ができることについて、対抗じゃなくてどのように対応していくか。ただ手をこまねいては、近くに大きいのができればそれにみんなのみ込まれちゃって、そして結果的には吉岡町の振興公社が持っている全ての施設が今よりももっともって成り立たなくなるということを避けなくちゃならない。やはりよしおか温泉リゾートピアであれば、ここは道の駅なりの特色を出して、それを生かしていく、そういう戦略が必要だと思うんですよね。ただ手をこまねいているんじゃなくて、小さくてもぴりっと光る、また味のあるものに仕上げていかなければならないと思います。

そのために私は、生き残り戦術というのは戦略として立てていくべきだと思うんですよね。けんかすればけんかにならないですけれども、特徴として特徴を持って、やはり吉岡町の道の駅は必要ですよね、あそこはいいですよというふうに言われていかなければ、埋没してっちゃうことをやっぱり恐れる、そのことは恐れなきゃならない。しっかりとした対応策を持ってやっぱりあそこは必要ですね、いいですねと言われる施設にしていかなきゃならないと思うんですよね。そのための戦略を私は立てていかなければ、しまいにはそこに埋没するというか、なくてもいい施設になっちゃいますから、そういうことな

いような形での戦略を考えていくべきだと、これもやはり多くの英知を結集していくべきだと思わんですが、それについて再度決意をお伺いしたいと思いますけれども。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） いろいろとお伝えいただきまして、ありがとうございます。町としてもよしおか温泉道の駅、この場所につきましても、町の独自性であります温泉があつて、すばらしい景色があつて、スポーツ施設があつてと、この特色あるよしおか温泉道の駅をさらに独自性があるものに研究していきたいと思っております。地域の中であつて何か光るものをそこに見いだしていけたらこんなふうを考えております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 代表取締役に対しての指導といいますか、責任ある対応についてもご回答をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 振興公社ともしっかりと協議、また話をしていきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 最初に質問しますけれども、7ページの損益の計算書のところで、経常利益のところに補助金助成金収入2,068万5,000円とこうありますけれども、それから事業計画のほうですね、事業計画の4ページ目のところで同じく経常利益の項目で補助金助成金収入、予定でしょうけれども、当期予算額ですかね、令和3年4月からだから、300万円入ることになっておりますが、これの補助金をここに入れた、何といいますか経緯というんですかね、どういうふうに決められてこの金額をどういうふうにどこでどういうふうに決めて、ここに入れたのか、その経緯についてご説明を願いたい。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 決算にあります補助金助成金の内訳を申し上げますので、これにつきましては町が補助したということではございませんので、あくまで国でやっております雇用調整助成金ですね、こちらが約1,770万円、それから緊急雇用安定助成金が63万7,000円ほどですね、それからやはり国の持続化給付金ございましたよね、これが200万円ですね。そのほか町でやりました経営支援助成金、町では10万円でしたので、こちら補助を、補助というか助成金を交付しております。そういうものの国等から頂い

た助成金等の合計で2,068万5,000円という計になっておりまして、今年度の予算に計上されておりますのもほとんどが雇用調整助成金の6月までの分で見込んでおりますので、その辺についてはちょっと、今年度については多少の前後があるかと思えますけれども、予算ということで300万円を計上させていただいたというところでございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 国からということで、大幅な赤字になる予定が800万円ほどの赤字で済むと、数字上はなったわけなんですけれども、経営状況の報告を見ますと、小池議員からかなり具体的な住民からの問題提起といたしますか、そういう話があったんですけれども、振興公社、この温泉の目的が住民の福祉の向上ということでお題目が唱えられているわけなんです、それでもある程度お客様相手のことですので、やっぱり損益計算書を書く以上、大幅な赤字とかいうのは困るわけです。今回の場合は、新型コロナウイルスの影響によりということなんですけれども、いろんなところで売上高とか、当然使う費用も少なくなっていますから、大分下がってはいるんですけれども、事業報告書を見ますと、お客様の入館者が少ない、温泉に入る人が少ないということなんですけれども、やっぱり町からも指定管理料とか出しているわけなので、国からも今回の場合には補助金を頂けるといことなんでしょうけれども、事業報告書の中にやはりいかにして経費を削減するかという、一般的に赤字が見込まれる以上、経費を削減しなければいけないという意識はあると思うんですよ。それが記載されていない。これは記載されていないんだけど、温泉ではやっているんだと私は思っているわけなんです。その経費削減の努力というので1つか2つくらい挙げていただけたら幸いなんですけれども。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この報告の中に経費削減を幾らされたという数字載っていませんけれども、公社の中においてそれぞれが対応されて、コロナ禍においての節減等を行ってきたということは、当然実施されてきたということでご理解いただきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

〔11番 平形 薫君発言〕

11番（平形 薫君） 3回しか質問できないので最後になりますけれども、この5ページの利用料の推移、あるいはその前のページの4ページ目の最後のほうに利用者数の推移とありまして、ここにケイマンゴルフがあるんですけれども、利用者数が増えている。それから、利用料も当然増えているわけですね。スポーツ施設の売上げの半分をこのケイマンゴルフ

で出しているという格好になっているわけなんですけれども、ところが事業報告書を見ましたり、その後の事業計画を、令和3年度の事業計画書を見ますと、パークゴルフ等には言及されておるんですけれども、ケイマンゴルフがこのコロナ禍の状況でどうして増えて、今後増えたことの原因を突き止めたならば、さらにこれをケイマンゴルフに力をいرونなところに入れて、お客様に来ていただくという経営努力みたいなものがこの報告書には一切書かれていないんですよ。

私はこれは非常に重要なことだと思うんですよ。この状況下においてケイマンゴルフが、ほかのゴルフ場だってみんな利用者数は減っているんですよ。ケイマンゴルフが増えていると私は見てびっくりしましたね。何か理由があるんですよ。それは吉岡の運動施設がある中で、非常に何といいますか、希少価値があつて来たいという人がいるわけなんです。そこをもっと盛り立ててやればもっとお客が来るんじゃないかなというふうに単純に思ってしまうんですね。そこのところの経営報告が全然ないんですけれども、書かれていないんですけれども、多分検討はされていると思うんですよ。そこのところをちょっとお尋ねしたいんです。

これが最後の質問なので、もう一度ちょっと付け足しておきますけれども、今言った単純な私みたいな一般市民が思うことが書かれていないんですよ、大変重要な経営状況報告の中に。しかも、先ほどの議員もありましたように、夕刻になって代表取締役が帰ってしまうなんてね、夕刻になったらお客さんがいっぱい来るわけじゃないですか。朝っぱらからあまり来る人いない。夕刻のほうがやっぱり来ると思いますよ、お客さんは。そのときに実態を把握するという意味では、経営者としてはその場にいなければいけないというのは、当たり前の話ですよ。そういうことを踏まえると、経営をやっていこうという意識がないんじゃないかなと思うんですよ。そういうふうに思われてしまう。だから、それを払拭するためにもやっぱり1つですけれども、ケイマンゴルフは何で人が増えてどういうふうに力を入れればお客様が来てもらえるのかと、ケイマンゴルフ場だけのことを言っていますけれども、ほかにもいろいろなところにあると思うんですよ。そういう経営努力を示された経営状況報告であってほしいというふうに思うんですよ。いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 議員さんご指摘のとおり、経営努力されていることはもちろん事実であると、またケイマンゴルフの利用者が増えているということにつきましては、経過の中で報告、記載がないということでございますけれども、確かにケイマンゴルフについてはこのコロナ禍の中で利用者が増えているということで、公社のほうでもいろいろな手だてをしているんだということを聞いておるんですけれども、やはり新たな新しいお客さん、

あるいは家族で来るような方が、新しいお客さんが見られるという話も聞いております。報告にないということは、多くの方に利用されている公社のほうの努力もあるかと思えますけれども、やはり今まで利用されていた方がさらに利用を増やしていただいている、これも聞いております。報告には少々控えめなことになってしまったかなというふうには思っておりますけれども、もちろん今後のことについてもこの辺には力を入れていくんだということで聞いておりますので、その辺も今回入れられればよかったかなというふうには考えております。以上です。（「終わります」の声あり）

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第4 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告

議長（岩崎信幸君） 日程第4、報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第3号 吉岡町土地開発公社の経営状況報告について説明を申し上げます。

吉岡町土地開発公社の令和2年度事業及び決算概要、令和3年度予算、事業及び資金に関する計画書の提出があったので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、関係書類を添えて議会に報告するものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

説明につきましては、公社から提出されました令和2年度決算書、令和3年度予算、事業計画、資金計画により説明させていただきます。

まず、令和2年の事業概要ですが、決算書の2ページをご覧ください。

事業報告書から説明させていただきます。

事業概要の総括事項として、本年度における吉岡町の土地開発公社の事業といたしましては、公有地取得事業の用地取得及び用地売却はございませんでした。

経営の状況ですが、本年度決算は収益的収支において、収入3,505円、支出196万4,620円となり、差引き196万1,115円の損失を計上し、繰越準備金は1,643万2,616円となり、資本的収支につきましては、収入ゼロ、支出ゼロ、差引きゼロとなりました。

続きまして、4ページをご覧ください。

まず、収益的収支について説明させていただきます。全て決算額のみ読み上げさせていただきます。

1事業収益はゼロ円となっております。2事業外収益につきましては3,505円で、内訳といたしましては、第1項受取利息が3,505円、第2項雑収益がゼロ円となり、収益的収入の合計は3,505円となります。

続きまして、5ページをご覧ください。

収益的支出についてですが、1の事業原価については執行がございませんでした。

2の販売費及び一般管理費は196万4,620円となっており、事務経費となっております。

3の事業外費用、4の特別損失、5の予備費については執行がございませんでしたので、支出の合計は196万4,620円となります。

続いて、6ページをご覧ください。

資本的収支についてですが、こちらは収入支出ともにゼロ円となっております。

続いて、7ページをご覧ください。

損益計算書については、販売費及び一般管理費は196万4,620円で、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。事業総利益から販売費及び一般管理費の合計を差し引きますとマイナスとなりますので、事業損失が196万4,620円となります。

4事業外収益については、(1)の受取利息が3,505円のみで、事業外収益は3,505円となります。

5事業外費用については、ゼロ円となっております。

事業損失に事業外収益を加算、そこから事業外費用を差し引き、経常損失が196万1,115円となります。

特別利益、特別損失、予備費についてはありませんので、当期純損失及び当期損失は196万1,115円となります。

続いて、8ページをご覧ください。

貸借対照表についてご説明いたします。

最初に資産の部ですが、1流動資産は現金及び預金が2,007万5,199円のみとなり、合計も2,007万5,199円となります。

現金及び預金の内訳ですが、11ページに明細書がございますので、こちらで説明させていただきます。

11ページをご覧ください。

こちらは、現金及び預金明細表になります。

現在、現金は保有しておりません。

普通預金が群馬銀行吉岡支店7万4,199円、北群渋川農業協同組合南支店が1,000円、定期預金が北群渋川農業協同組合南支店が2,000万円となっております。

8ページにお戻りください。

公有用地につきましては、現在所有しておりません。

資産の部をご覧ください。

2固定資産は、マイクロバス2台分で残存分が135万7,417円です。これを流動資産と合わせまして、資産の部の合計は2,143万2,616円となります。

続いて、負債の部ですが、ゼロ円となっております。

続いて、資本の部ですが、資本金の(1)基本財産が500万円です。こちらは設立団体である町からの出資金となっております。

2準備金についてですが、(1)前年度繰越準備金が1,839万3,731円、(2)当期純損失が196万1,115円で、計といたしまして1,643万2,616円となります。これと基本財産を合わせまして資本の部の合計は、2,143万2,616円となります。

負債の部ゼロ円、資本の部2,143万2,616円となりますので、負債資本の合計額は2,143万2,616円となりまして、資産の部の合計と一致する形となります。

計算書の次は、監査役による監査報告があり、添付の令和2年度吉岡町土地開発公社決算審査意見書のとおり、適正かつ正確であることが認められております。

決算書の説明については、以上となります。

続きまして、令和3年度の予算、事業計画、資金計画についてご説明申し上げます。

ページをはぐっていただいて、2ページをご覧ください。

第2条ですが、収益的収入及び支出の予定額を定めるもので、収益的収入2,000円、収益的支出が214万1,000円で、差引き213万9,000円の損失が見込まれております。

次に、第3条で資本的収入及び支出の予定額を定めておりますが、令和2年度当初では、事業を予定しておりませんので、資本的収入額及び支出額ともにゼロ円となっております。

3ページをご覧ください。

第4条の長期借入金の限度額及び第5条の一時借入金の最高額については、借入れの予

定はありませんので、ゼロ円となっております。

続いて、4ページをご覧ください。

上段が事業計画、下段が資金計画となります。

事業計画については、本年度予定がありませんので、全てゼロ円となっております。

資金計画ですが、受入資金は受取利息の2,000円と、前年度繰越金の1,986万3,000円で、受入資金合計は1,986万5,000円となります。

支払資金は、販売費及び一般管理費のうち、マイクロバスの減価償却費を除いた68万8,000円と予備費10万円で、支払資金の本年度予定額は78万8,000円となり、受入資金から支払資金を差し引いた額は1,907万7,000円となります。

なお、予算及び計画は、決算見込額に基づき策定しているため、先ほどご説明申し上げました令和2年度決算書に記載された額とは一部異なりますので、あらかじめご了承くださいと思います。よろしく願いいたします。

なお、予算説明書については割愛させていただきます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ただいまの報告がありましたように、吉岡町土地開発公社そのものがもう時代の要請でできたわけですけども、ほとんどもう有名無実になっております。というのは、全国的に土地開発公社が残っている市町村というのは本当にごくまれになっていると思います。これは、用地の先行取得ということで本来議会には関係なく、そこで一定のところでは話がついたら、もうそのところで土地を買っちゃって、そして先行取得して、議決を得てそれをまた町が買い戻すという、いわゆるバブルのときの古い遺産なんですよ。今町が必要とするのは、必要だということであればここが必要ですよということで予算化して、議会の議決を求めればそこで売買が成立する、要はそこで十分足りるわけですよ。しかし、この時代というのが土地バブルの時代で、いろんな様々な問題を残した市町村もあります。あそここのところを買ってやらあ、そうかいじゃあ買ってください、先行取得しておいて、それでもう必要もないところもどんどん買っちゃったりして、後になって要らない、訳の分からない土地が出てきたということで、多くの市町村で問題になったんですよ。そういう時代もありました。

しかしもう、先行取得をすると、土地開発公社が買って、それで後で今度は町がそれを買い戻すと、買い戻すときに議会の議決が必要だけで、時代遅れなんですよ。財政担当の方は知っていると思うんですけども、群馬県で幾つの市町村がやっていますか。相当

な数のところで土地開発公社というのはなくしていると思うんですよね。私、以前から言っているんですけども、これはもう必要のないものではないかというふうに思っているんですけども、これを開発公社として存続させておかなければならない理由というのは何かございますか。分かっているならば群馬県内で幾つの自治体が土地開発公社を持っているか、幾つぐらいの市町村が廃止したか、それとこれからもまだこの土地開発公社を利用する意味が今の時代にあるかと思うかどうかということの確認をしておきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 県下の町村にどのくらいあるかにつきましては、ちょっと手元に資料ありませんので、また調べさせていただきたいと思いますが、この土地開発公社、バブル時期の遺産じゃないかとそういうお話でございまして、自分としても今後の事業展開によってこの公社の利活用、また検討できればと思っているところでございます。そういう中で、もう少し県下の状況等もまた確認をしながら、検討していきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 県下の状況、担当課でも全然分からないですか。大体なくなっているという話、みんな知っているんですよ。分からない。分からない。総務課長、答えますか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 公社につきましては、県のほうの指導が毎年入りまして、その中で状況等の資料を頂いているんですけども、今の担当課のほうを担当替わったばかりで、この資料を今ここでは持ち合わせていないんですけども、下のほうに資料はございます。また、小池議員ご指摘のとおり、公社については塩漬け土地問題とか、要は地価が物すごく上昇していたときに早く土地を買って、用地を確保しておかないと大変なことになるというような前提が要素として1つあったというのもございます。今の状況は、先ほど申しましたとおり、ご指摘いただいたとおり、そういう意味においては存在意義がないんですけども、補助財源を確保するとか、あるいは地権者の意向等踏まえたときの用地の確保といった点で、まだ活用する要素があるのではないかとこのところがございます、廃止に踏み切っていないのが町の実情でございます。

また、件数等については、調べればすぐ分かることでございますので、また後日回答させていただければと思います。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今課長が言ったように、そうなんですよ、買って置いて塩漬けにしちゃって、塩漬けにされたまま処分に困ったという歴史的背景もあるんですよ。何であんなところを買っちゃったかねというところもたくさんあったんですよ。そういうことがあってので、恐らく県内でも土地開発公社が存続している市町村は幾つもないと思うんですよ。それと、問題になったのがバブルのときであって、議会の議決を得ないで先行取得ができるということがあったんですよ。でも、先行取得するというのは、ちゃんと議会は開かれるわけですから、議会はいつでも臨時議会開けるんですから、ここを買いますと言えばそれは議会を開いて当然買えることですから、先行取得で議会にも後でいいやということで、いやそうなんですよ、買うときは一定の予算は持っていて開発公社が置いて、中身を買うときというのは、その予算の範囲だったら問題なかったんですよ。それで、だから先行取得なんです、枠を持ってそれで先行取得する、どこのところを買うんじゃないんですよ。議会で必要なのは、公社からそれを買戻しをするときにまた議会の議決が必要なんです。ですから、そういう意味では、全国の市町村が開発公社をなくしたというのが議会の形骸化にもつながるし、透明性にも欠けるということから、必要ないということで廃止をしているという経過がありますので、ぜひそのことも含めまして、今後におきましては土地開発公社の存続も含めた検討をぜひともしていただきたいということを求めまして、質問を終わります。

議長（岩崎信幸君） 要望ですね。先ほどの件数につきましては、提出を求めますか。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 後で出してください。

議長（岩崎信幸君） 分かりました。じゃあ後で提出をお願いします。ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第4号 令和2年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書

議長（岩崎信幸君） 日程第5、報告第4号 令和2年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 報告第4号 令和2年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告を申し上げます。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを報告するという地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、2ページ、令和2年度吉岡町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。

今回報告させていただく令和2年度の繰越明許は、全部で23事業でございます。

まず1段目、1款1項議会費の議会広報印刷製本業務で78万6,000円が全額翌年度繰越しとなり、財源内訳につきましては全額一般財源となります。松本印刷工業株式会社と契約を締結し、4月23日に発行済みとなっております。

次に、2段目であります、2款総務費1項総務管理費の令和2年度第6次吉岡町総合計画策定業務で614万7,000円が全額翌年度繰越しとなり、財源内訳につきましては全額一般財源となります。今後、中学生ワークショップや審議会などを開催していく予定となっております。

次に3段目、委託路線におけるICカード導入に係る負担金180万円で、全額が翌年度繰越しとなります。財源につきましては全て一般財源です。各路線とも令和3年度中の導入に向けて進んでいる状況であります。

次に4段目、3款民生費1項社会福祉費、障害福祉システム改修業務104万5,000円で、全額が翌年度繰越しとなります。財源につきましては、未収入特定財源で国庫支出金が45万4,000円、残額の59万1,000円が一般財源となります。本事業につきましては、11月20日に完了予定となっております。

次の2項児童福祉の明治学童クラブ新設事業541万2,000円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、未収入特定財源で地方債が430万円、残額の111万2,000円が一般財源となります。こちらは、建築設計業務と地盤調査を実施するものですが、株式会社高橋建築設計事務所と契約を締結し、5月28日に業務が完了しております。

次に、6段目、4款衛生費1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業267万9,000円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全額が未収入特定

財源で国庫支出金となります。ワクチン接種会場で使用する仕切りなど、感染予防備品を購入する予定です。

次に、新生児臨時給付金支給事業ですが、予算金額890万円のうち100万2,000円が翌年度繰越しで、財源につきましては、全額が一般財源です。こちらは、3月までの出生児に対する4月1日以降の申請に対するものとなっております。

次の町道鳥居木・屋敷前線雨水対策工事から、3ページの下から3段目橋梁維持補修工事につきましては、全て8款土木費2項道路橋梁費となっております。

それでは、まず2ページの町道鳥居木・屋敷前線雨水対策工事400万円ですが、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全額一般財源となります。株式会社原沢組と契約を締結し、7月30日に業務が完了する予定となっております。

次に、2ページ最後の町道並木・前屋敷線側溝布設替え工事500万円ですが、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全額が一般財源となります。こちらは、株式会社飯塚組と契約を締結し、6月30日に業務が完了する予定となっております。

3ページに移りまして、町道大久保・南下線道路改修工事の150万円ですが、こちらも全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全額一般財源となります。株式会社飯塚組と契約を締結し、8月31日に業務が完了する予定です。

次に、町道三宮・駒寄線道路改良工事の2,905万9,000円ですが、こちらも全額翌年度繰越しとなります。財源につきましては、未収入特定財源として2,610万円が地方債、残りの295万9,000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、株式会社飯塚組などと契約を締結しており、4月30日に事業が完了しております。

次の町道金竹西・吉開戸線ほか2路線道路改良工事は、予算金額991万円のうち、980万円が翌年度繰越しで、財源につきましては、未収入特定財源として870万円が地方債、残りの110万円が一般財源となります。こちらは、町道金竹西・吉開戸線ほか2路線の測量設計委託料となり、関東測量株式会社と契約を締結しており、9月30日に業務が完了する予定となっております。

次に町道熊野・吉開戸線道路改良工事は、予算金額2,783万8,000円のうち2,778万6,000円が翌年度繰越しで、財源につきましては未収入特定財源として国庫支出金が1,264万3,000円、地方債が1,130万円、残りの384万3,000円が一般財源となります。こちらは、工事費や用地買収費、補償費となり、既に発注済みの工事費や契約済みの用地買収費以外の部分につき、今後発注及び契約を実施し、今年度中に事業が完了する予定となっております。

次に、橋梁維持補修工事2,900万1,000円ですが、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては未収入特定財源として国庫支出金が528万円、地方債が1,880

万円、残りの492万1,000円が一般財源となります。こちらは、町内の橋梁5橋に対する工事費や監理業務委託費となり、工事につきましては、株式会社飯塚組と契約を締結し、6月18日に業務が完了する予定です。

その下、4項都市計画費の国土強靱化地域計画策定業務493万円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全額が一般財源となります。国際航業株式会社群馬営業所と契約を締結し、8月31日に業務が完了する予定となっております。

3ページ最後の都市計画道路見直し検討業務520万円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては全額が一般財源となります。玉野総合コンサルタント株式会社群馬営業所と契約を締結し、7月30日に業務が完了する予定となっております。

次、4ページをご覧ください。

駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業2億1,615万4,000円ですが、全額翌年度繰越しとなります。財源につきましては、未収入特定財源として1億1,302万5,000円が国庫支出金、6,998万9,000円が諸収入で、こちらは前橋市からの負担金となります。また、2,580万円が地方債、残額の734万円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、繰越金額の大部分であるNEXCO東日本が施工する工事部分につきましては、9月5日までに完了予定となっております。町が施工する側道部分の舗装工事などにつきましては、株式会社飯塚組と契約を締結し、6月18日に業務が完了する予定です。また、前橋市への負担金は、繰越事業の金額確定後に完了する予定となっております。

次に、城山みはらし公園階段補修工事400万円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全額が一般財源となります。勝野建設株式会社と契約を締結し、7月30日に工事が完了する予定です。

次に、9款1項消防費の地域防災計画修正業務473万円は、全額翌年度繰越しとなり、全て一般財源となります。株式会社測研と契約を締結し、8月31日に業務が完了する予定です。

次に、10款教育費1項教育総務費の吉中生東京オリンピック観戦事業は、予算金額151万4,000円のうち20万2,000円が翌年度繰越しで、財源につきましては、全て一般財源となります。既に、本事業につきましては中止の決定がされておりますが、現時点でチケット代金の支払い義務が生じているため、チケット代金の20万2,000円のみ繰り越すものとなります。

次の2項小学校費、駒小エレベーター改修事業は、予算金額1,185万8,000円のうち、1,147万3,000円が翌年度繰越しで、財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金が298万8,000円、地方債が760万円、残りの88万5,

000円が一般財源となります。事業の進捗状況ですが、東芝エレベーター株式会社北関東支社と契約を締結しており、8月20日に事業完了予定です。

5ページに移りまして、3項中学校費、吉中トイレ改修及び給水設備更新事業1億6,203万円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、未収入特定財源として国庫支出金が4,597万7,000円、地方債が9,180万円、残りの2,425万3,000円が一般財源となります。進捗状況でございますが、先週の5月27日に条件付一般競争入札を実施し、小野里・勝野JVと仮契約を締結、令和4年1月20日に事業完了予定です。なお、この契約締結につきましては、この後、議案第46号として教育委員会より提案予定となっております。

最後、6項給食センター費、学校給食調理施設整備計画基本構想策定業務委託225万5,000円は、全額翌年度繰越しとなり、財源につきましては、全て一般財源となります。進捗状況ですが、株式会社福島建築設計事務所と契約を締結しており、6月30日に事業完了の予定です。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

ここで休憩を取りたいと思います。再開を11時00分といたします。

午前10時39分休憩

午前11時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第6 報告第5号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書

議長（岩崎信幸君） 日程第6、報告第5号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第5号 令和2年度吉岡町水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和2年度水道事業に係る繰越計算書を、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

2ページ、繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、配水管布設工事、予算計上額6,809万円、全額翌年度繰越額で、財源内訳は工事負担金となります。

内容ですが、大久保駒寄スマートインター東地区に出店の大型商業施設開発に伴います受託工事を繰越しするものでございます。商業施設開発により支障が生じます既設配水管の移設を目的とした開発事業者からの受託工事となりますが、手続などの調整に時間を要したことから、繰越しをしたものでございます。

進捗状況につきましては、配水管布設替え工事及び工事に伴う施工監理業務を既に発注しており、布設替え工事は3工区に分割発注を行い、栄和設備株式会社ほか町内業者とそれぞれ契約締結し、令和3年7月中に完成する予定です。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第7 報告第6号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書

議長（岩崎信幸君） 日程第7、報告第6号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

柴崎町長より報告を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 報告第6号 令和2年度吉岡町下水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告を申し上げます。

令和2年度下水道事業に係る繰越計算書を、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものです。

詳細につきましては、上下水道課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 町長の補足説明をさせていただきます。

2ページ繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額でございます。

1款資本的支出1項建設改良費、事業名、管渠新設工事、予算計上額1億1,440万円、全額翌年度繰越額で、財源内訳については企業債5,190万円、国庫補助金5,445万1,000円、損益勘定留保資金804万9,000円です。

内容については、下水道事業管渠整備における国庫補助金が上半期に追加交付されたことから、新設箇所増加による次年度繰越しでございます。

工事の場所につきましては、現在下水道供用開始区域拡大に向け整備をしております大久保道城辺玉地区の一部で、延長1,048メートル、新設管渠の計画で令和3年12月末の完成を予定しております。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第8 議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第8、議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、郵便貯金法の廃止等及び条例の見直しに伴う字句の整理を行うため、所要の改正を行うものであります。

その他、詳細につきましては、総務課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

改正点につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきます。

議案書をはぐっていただきまして、新旧対照表をご覧ください。左側の新と書いてあるのが改正案でございます。右側の旧と書いてあるのが現行の条例になります。

まず、第1条の改正ですが、字句の整理となります。

第2条の改正ですけれども、第2条第1項第4号の改正ですが、郵政民営化が実施された際の郵便貯金法が廃止されたことに伴いまして、郵便貯金は廃止されておりますので、本条例から「郵便貯金」の字句を削るものでございます。

次に、第5号を削る改正ですが、こちらは、証券取引法の一部改正に伴い、信託の受益権が有価証券とされることとなりまして、別立てとする必要がなくなったため削るものでございます。

次に、第6号の改正ですが、証券取引法の一部改正に伴いまして、法律の名称が「金融商品取引法」に改正された経緯がございましたが、その改正を行うものでございます。

第7号以下の改正は、第5号を削ったことに伴いまして、号番号をそれぞれ繰り上げるものでございます。

それでは、条例案にお戻りいただきまして、附則をご覧ください。

この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第9 議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第9、議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたため、吉岡町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じました。

詳細につきましては税務会計課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） それでは、議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例について、町長の補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものは、個人の町民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱の見直しとなります。個人の町民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次のいずれにも該当しないものを除外することとされました。

1 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

2 障害者

3 その納税義務者から前年において生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者となります。

それでは、具体的な改正点を新旧対照表で説明させていただきます。

A4、9ページまである吉岡町税条例新旧対照表をご覧ください。右側の旧が改正前、左側の新が改正後で、下線の部分が改正箇所でございます。

1 ページをご覧ください。

第4条は、吉岡町行政手続条例第2条第6項を同条例第2条第7号に改め、条例の改正に伴い字句の整理を行うものであります。

次に、第20条は吉岡町税条例第73条第2項を同条例第72条第2項に改め、条例の改正に伴う字句の整理を行うものでございます。

次に、第24条第2項は、今回の改正の主なものでございます。

地方税法施行令個人の町民税の均等割の非課税の範囲についての改正に伴う改正によるもので、均等割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱と同様とするものでございます。

次に、2ページから3ページをご覧ください。

第34条の7第2号は、所得税法施行令の公益の増進に著しく寄与する法人の範囲の改正に伴う改正によるもので、特定公益増進法人等に対する寄附金の寄附金税額控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するもの等でございます。

3ページ下段から4ページをご覧ください。

第36条の3の3も今回の改正の主なものでございます。

地方税法個人の町民税の公的年金受給者の扶養親族申告書の改正に伴う改正によるもので、均等割の非課税限度額について、その基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱と同様とするもの等でございます。

次に、4ページ下段をご覧ください。

第69条は、「及び都市計画税」を削り、条例の改正に伴い字句の整理を行うもの等でございます。

次に、第73条は、「土地分類図」を「土壌分類図」に改め、条例の改正に伴い字句の整理を行うもの等でございます。

5ページをご覧ください。

第90条は、身体障害者福祉法の法律番号を加え、条例の改正に伴い字句の整理を行うもの等でございます。

次に、附則でございます。

6ページをご覧ください。

附則第5条も今回の改正の主なものでございます。地方税法附則の個人の町民税の所得割の非課税の範囲について、改正に伴う改正によるもので所得割の非課税限度額についてその基準の判定に用いる扶養親族の範囲を扶養控除の取扱と同様とするもの等でございます。

次に、附則第6条は、地方税法附則の個人の町民税のセルフメディケーション税制の延長の改正に伴う改正で、平成30年度から令和4年度を5年延長し、令和9年度までとするもの等でございます。

7ページから8ページをご覧ください。

附則第8条は、地方税法附則の個人の町民税附則第6条第4項及び第5項に規定されている場合を引用しているため、言葉での説明を地方税法附則に置き換え、並びに条例の見直しに伴い字句の整理を行うもの等でございます。

9ページをご覧ください。

附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するため国税関係法律の臨時特例に関する法律令和2年法律番号を「第26号」から「第25号」にするもの等でございます。

います。

以上で、吉岡町税条例新旧対照表の説明を終わります。

続いて、A4縦の議案書1ページ下段の附則をご覧ください。

第1条は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行するものでございます。

第2条は、町民税に関する経過措置でございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、総務産業常任委員会に付託します。

この間、暫時休憩とします。

午前11時15分休憩

午前11時21分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

日程第10 議案第43号 訴えの提起について

議長（岩崎信幸君） 日程第10、議案第43号 訴えの提起についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議案第43号 訴えの提起について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、吉岡町町営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者を相手として、町営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害金の支払いを求める請求の訴えを提起したいので、地方自治法第96条の第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、議案第43号 訴えの提起について説明をさせていただきます。

1 訴えの相手方でございますが、住所、氏名につきましては、資料に記載されていると

おりでございます。

続いて、2事件の要旨でございます。相手方は、町営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、再三にわたる催告にもかかわらずこれを支払わなかったため、吉岡町町営住宅管理条例第38条第1項の規定に基づき、入居許可を取り消し、町営住宅の明渡し、並びに滞納賃料及び損害金の支払を求めるものでございます。

続いて、3請求の趣旨でございます。

(1) 相手方に対し、町営住宅の明渡しを求める。

(2) 相手方に対し、滞納住宅家賃190万7,130円及び令和2年10月1日以降明渡し済みまで月額2万300円の損害金の支払いを求める。損害金については、吉岡町町営住宅管理条例第38条第4項の規定に基づくものでございます。

(3) 相手方に対し、訴訟費用の負担を求める。

以上の3点でございます。

続いて、4訴訟遂行の方針でございます。

(1) 判決の結果、必要がある場合は上訴する。

(2) 相手方が町営住宅を明け渡し、及び本件請求に係る一切の債務を解消する旨の申出をし、かつそれらの履行が見込まれる場合は、和解する。

(3) 弁護士を代理弁護士に選任し、訴訟を遂行する。

以上の3点でございます。

以上、内容の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長(岩崎信幸君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(岩崎信幸君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第11 議案第44号 町道路線の認定・廃止について

議長(岩崎信幸君) 日程第11、議案第44号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長(柴崎徳一郎君) 議案第44号 町道路線の認定・廃止について提案理由の説明を申し上げます。

道路法に基づき、町道の認定及び廃止により道路網の整備をするため、提案するものでございます。

詳細につきましては建設課長に説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

今般の町道路線の認定及び廃止は、株式会社ジョイフル本田との開発協議に伴うものでございます。

最初に廃止路線について説明をいたします。

町道路線廃止調書の1ページをご覧ください。

こちらの表は、廃止の該当路線の一覧表でございます。廃止は、全部で9路線でございます。路線番号、路線名は、それぞれの個別の廃止路線を示しております。起点と終点は、廃止の区間を地番で示したものでございます。

続いて、2ページの案内図をご覧ください。図面の上側が北方向でございます。

廃止路線は、黄色で着色されたラインで示しており、丸の印が起点、矢印の先が終点を示しております。その脇の数字は、廃止調書の路線番号を示したものでございます

廃止路線につきましては、ジョイフル本田から都市計画法第32条の規定に基づく、同意申請書の提出があったものでございます。この同意申請書を受け、町道の用途廃止申請部分を含む9路線の廃止を行うものでございます。

続きまして、新たに認定する路線について説明をいたします。

町道路線認定調書の1ページと2ページをご覧ください。

新規認定路線は、整理番号1の熊野吉開戸線から、整理番号7の吉開戸7号線までの7路線でございます。2ページの案内図におけるピンクで着色された路線でございます。

なお、ジョイフル本田の開発区域は、案内図のほぼ中央の範囲でございます。駒寄スマートインターチェンジ上り線側の出入口付近を起点とする路線番号4518の路線をそのまま東に吉岡バイパスまで結んだ線の南側のエリアで、東側は吉岡バイパスと路線番号4519の路線、西側は関越自動車道の側道、南側は県道南新井前橋線に囲まれた範囲でございます。

認定路線につきましては、大きく分けて開発事業で新たに整備される路線と、既存町道の整理路線の2種類でございます。

開発事業で新たに整備される路線は、路線番号が4518の七日市14号線で、駒寄スマートインターチェンジの上り線出入口に直結する形状の路線でございます。

その他の路線につきましては、町道の廃止に伴う整理路線で、6路線でございます。

案内図の上から路線番号4231の熊野吉開戸線、路線番号4517の七日市13号線、路線番号4519の片貝4号線、続いて県道南新井前橋線の南側、路線番号4520の大松吉開戸線、路線番号4521の吉開戸6号線、路線番号4522の吉開戸7号線、以上6路線でございます。

今回の更新によりまして、町道の路線数は1,660路線となり、総延長は暫定ではございますが、約322キロメートルとなります。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第12 議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結について

議 長（岩崎信幸君） 日程第12、議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結について、提案説明を申し上げます。

令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事の請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事です。

その他、契約方法、金額及び契約の相手方等、詳細につきましては、教育委員会事務局長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） それでは、議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中

学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結について、町長の補足説明をいたします。

まず、契約の目的ですが、令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事となります。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約です。

契約金額は、1億5,785万円です。うち取引に係る消費税及び地方消費税が1,435万円ですので、税抜き価格としましては1億4,350円となります。

契約の相手方は、小野里・勝野令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事特定建設工事共同企業体。代表者、群馬県前橋市下小出町1丁目1番地12、小野里工業株式会社、代表取締役小野里拓也。構成員、群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田592番地、勝野建設株式会社、代表取締役勝野政和でございます。

続きまして、資料の1ページ目をご覧ください。

こちらが建設工事請負仮契約書となります。

工事名、令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事。

工事場所、吉岡町大字南下地内。

工期、吉岡町議会議決の日から令和4年1月20日。

請負代金額につきましては、議案書の中で説明をさせていただきましたので、省略をさせていただきます。

契約保証金、請負代金額の1割、1,578万5,000円。

建設工事請負仮契約書においては、契約に基づく本契約について吉岡町議会の議決があったときは、契約は地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとなります。

なお、吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事は、令和3年5月27日条件付一般競争入札により、予定価格事前公表の下、入札参加業者3者の特定建設工事共同企業体により入札が執行されました。

参加された業者名については、資料の2ページ、入札執行調書をご覧いただきたいと思います。

次に、工事の概要ですが、資料の3ページの配置図をご覧ください。

今回の改修の対象となるのが、中学校の北校舎及び南校舎のトイレ及び給水管、そして西校舎の給水管となります。

次に、資料の4ページから6ページの各階の平面図をご覧ください。

破線の網かけで表示されている箇所がトイレの改修該当諸室になります。また、破線の斜線で示されている箇所が給水管改修の該当諸室となります。

資料の7ページをご覧ください。

こちらは、北校舎の平面詳細図となっております。図面下段が改修前、図面上段が改修後を表しています。主な改修内容としましては、大便器の洋式化、トイレの床の乾式化となります。なお、大便器の洋式化に伴い、面積上の都合により大便器の数は減っております。

続いて、資料の8ページをご覧ください。

こちらは、南校舎の平面詳細図となります。図面左側が改修前、図面右側が改修後を表しています。主な改修内容は先ほどと同様ですので、省略をさせていただきます。

なお、この工事によりまして、吉岡町立学校のトイレが全て、乾式化、洋式化されることとなります。

以上が改修工事の概要となります。よろしくお願いたします。

議 長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第46号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議 長（岩崎信幸君） 日程第13、議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

柴崎町長より提案理由の説明を求めます。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町 長（柴崎徳一郎君） 議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,460万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,221万2,000円とするものです。

今回の補正の主な内容ですが、まず歳入では、新型コロナウイルスワクチン接種関係の事業費の増に伴う国庫支出金の増額、また湧水対策事業費の増に伴う基金繰入金の増額などとなっております。歳出の主なものといたしましては、2款総務費でテレワーク用ノートパソコンの購入、3款民生費ではシルバー人材センター運営費補助金の増、4款衛生費と6款農林水産業費では流用した予算対応のための増額補正、10款教育費では吉中渡り廊下の調査業務委託など計上しております。

その他、詳細につきましては企画財政課長に説明させますので、よろしくご審議の上、

可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） それでは、議案45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）、議案書1ページをご覧ください。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額につきましては、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、内容につきましては、補正の款項の区分等も含めて事項別明細書で説明させていただきます。

それでは、10ページをご覧ください。

まずは、歳入でございます。15款国庫支出金2項3目3節予防費国庫補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金985万円の増は、歳出でのワクチン接種関連費用の増に伴うものとなっております。

次に、19款繰入金2項基金繰入金1目1節の財政調整基金繰入金は、1,532万5,000円の増です。これにより、補正後の財政調整基金からの繰入額は8億8,354万5,000円となります。その下2目1節湧水対策施設維持管理基金繰入金942万7,000円の増は、歳出での事業費の増に伴うものです。

続きまして、歳出の説明をいたします。11ページをご覧ください。

2款総務費1項総務管理費8目諸費12節委託料で、弁護士委託料36万3,000円の増は、町営住宅に関する訴えの提起に係るものとなります。その下12目電子計算費17節備品購入費でテレワーク用ノートパソコン（コロナ関連）450万円の増は、ノートパソコン20台分の購入費用となります。

次に、下段の3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費18節負担金、補助及び交付金で、シルバー人材センター運営費補助金272万3,000円は、昨年度まで町から派遣された再任用の職員が事務局長となっておりますが、今年度からシルバー人材センターでの直接雇用となったため、その人件費補助分の増となっております。その下、19節扶助費で配食サービス・移送サービス助成費（コロナ関連）120万円の増は昨年度に引き続き事業を利用した人の個人負担分を助成するものとなります。

12ページ、中段をご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費12節委託料で、コロナ予防接種委託料（個別）896万6,000円の増です。こちらは、接種予約のコールセンターでの人員を急遽増員するための予算が必要となり、同じ節内のコロナ予防接種委託料（個別）の予算を流用

したため、その減額分の予算を回復するための補正となっております。

次に、6款農林水産業費1項7目湯水対策施設維持管理費10節需用費で電気料942万7,000円の増です。小倉揚水機場の揚水ポンプが故障し、替えのポンプが急遽必要となったことから、こちらも同じ事業内の10節電気料の予算を流用したため、その減額分の予算を回復するための補正となっております。

13ページ中段をご覧ください。

8款土木費5項1目住宅管理費11節役務費で、強制執行手続費用80万円です。町営住宅に関する訴えの提起後に強制執行が必要となった場合の経費となっております。

次に、14ページをご覧ください。

10款教育費3項3目学校建設費12節委託料で、渡り廊下実態調査業務委託220万円です。こちらは、吉中北校舎の2階から中学校の体育館につながる渡り廊下の外壁に剝がれが確認されたことを受け、改修方法の検討に必要な老朽化具合を調査するための経費となっております。

そのほか、別紙参考資料といたしまして、A4判8ページの説明資料を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第14 請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願

議長（岩崎信幸君） 日程第14、請願2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願を議題とします。

請願第2号は、お手元に配付の請願書のとおり請願を受理したものです。紹介議員の小池春雄議員は、この請願について発言がありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） ありませんね。

ただいま議題となっております請願第2号は、総務産業常任委員会に付託します。

散 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

これにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時44分散会

令和3年第2回吉岡町議会定例会会議録第2号

令和3年6月2日（水曜日）

議事日程 第2号

令和3年6月2日（水曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙一般質問表による No.1～No.4）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	8番	村越 哲 夫 君
9番	坂田 一 広 君	10番	飯島 衛 君
11番	平形 薫 君	12番	山畑 祐 男 君
13番	小池 春 雄 君	14番	岩崎 信 幸 君

欠席議員（1人）

6番	金谷 康 弘 君
----	----------

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	福 島 良 一	主 事	岸 美 穂
---------	---------	-----	-------

開 議

午前9時30分開議

議 長（岩崎信幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 昨日、本会議におきまして提出依頼のありました土地開発公社の県内の状況ということで、お手元のほうに資料を配付させていただいております。ご覧いただけるとお分かりかとは思いますが、県内、吉岡町を含めまして19の公社が今現在存在しているという状況でございます。一部、3市町村の共同設置等あるようですけれども、ご覧いただければと思います。よろしく願いいたします。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 廃止をした市町村。

議 長（岩崎信幸君） 廃止した市町村。では、改めてそこら辺は今日提出させます。

本日と明日の両日、一般質問を行います。

通告のあった6人のうち、本日は4人の通告者により一般質問を行います。

あらかじめ説明しておきます。質問と答弁を含めて、議員の持ち時間の範囲内で終了できるようにしてください。

なお、持ち時間の残り時間が5分になったときにブザーが鳴ります。さらに残り時間がなくなったときにマイクの電源が切れますので、ご承知おきください。その時点で、途中であっても質問者及び答弁者は発言終了に協力を願います。

これよりお手元に配付してあります本日の議事日程（第2号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議 長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

4番廣嶋 隆議員を指名します。廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君登壇〕

4番（廣嶋 隆君） 議長への通告に基づき、一般質問をいたします。

初めに、1、ヤングケアラーについて。

家庭で両親や祖父母、きょうだいの世話や介護などを行っている18歳未満の子供はヤングケアラーと呼ばれ、厚生労働省と文部科学省は去年12月から今年1月にかけて初めて

の実態調査を行いました。公立の中学校1,000校と全日制の高校350校を抽出し、2年生にインターネットでアンケートを行い、合わせておよそ1万3,000人から回答を得ています。

調査結果で、世話をしている家族がいるという生徒の割合は、中学生が5.7%でおよそ17人に1人、全日制の高校の生徒が4.1%でおよそ24人に1人でした。内容は、食事の準備や洗濯などの家事が多く、ほかにもきょうだいを保育園に送迎したり、祖父母の介護や見守りをしたりと多岐にわたっております。世話にかけている時間は、平日1日の平均で中学生が4時間、高校生は3.8時間でした。

一方で、相談した経験がないという生徒が中高生ともに6割を超えました。誰かに相談するほどの悩みではないからという理由が最も多く、相談しても状況が変わるとは思わないという回答が続いています。

山本厚生労働副大臣は、「調査結果に衝撃を受けた。子供らしい生活を送れず、誰にも相談できずに独りで耐えていることを想像すると胸が締めつけられる思いになる。これまでヤングケアラーに着眼した対策を打たなかったことが悔やまれるが、即効性のある対策を急ピッチで検討したい」と述べています。

加藤官房長官は、「ヤングケアラーは表面化しにくい構造になっていて、支援を検討するに当たっても、その実態を把握することが重要だ。政府として実態を踏まえ、ヤングケアラーの支援について検討していく」と述べております。

ヤングケアラーの支援を目指す厚生労働省と文部科学省は、5月17日、幼いきょうだいをケアする子供のいる家庭に対し、家事や子育てを支援する制度を整備する方針を固めました。

そこで、(1)ヤングケアラーについて町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） おはようございます。今日と明日の2日間、6人の議員方から一般質問をお受けいたしました。本日のスタートは廣嶋議員から、一所懸命答えさせていただきます。

まず、ヤングケアラーについての見解ですが、本来、大人が担うべき家庭内の家事や兄弟姉妹等の面倒を見るヤングケアラーについて、私も大変心苦しく感じます。

また、ヤングケアラーである本人である子供たちが、このような状況は当たり前であると感じているため、自分自身がヤングケアラーであると自覚していない子供たちもいると伺っております。ヤングケアラーになる原因は、養育者の養育力不足や養育者の健康上の問題等、様々であると推測されます。子供が子供らしい生活を送ることができない状況を

想像すると断腸の思いであります。

自身がヤングケアラーであることを自覚し、ヤングケアラー同士が情報共有できる、誰かに相談できる居場所づくりのような仕組みが必要と考えます。子供たちのその後の人生に影響が及ばないよう、子供たちが健康で健やかに子供らしい生活ができるよう、学校や教育委員会、関係機関と情報共有を図りながら、町としてどのような支援や援助、仕組みづくりができるのか検討してまいりたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ありがとうございました。

続いて、2番、ヤングケアラーと思われる子供の実態を町が把握しているのか、町長に伺います。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） ヤングケアラーの実態把握についてですが、町健康子育て課では、要保護児童対策協議会の実務者会議というのを毎月開催しています。この会議につきましても、町が把握する支援が必要と思われる家庭について、町、教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所、警察がその構成員となって情報共有を図りながら継続的に最善の支援をどのように行っていくかを検討しているところであります。

町では、この会議で取り上げられる家庭内の状況について、個別訪問や聞き取り調査などで把握していることとなります。その他の一般家庭についての把握は難しく、実態把握まではできておりません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 近年、大きな社会問題になっておりまして、学校に通いながら家事、介護、家庭の感情面のサポートを担う必要がありますし、家族思いの子供という表現では、これは片づけられない問題だと思っております。

続いて、3番、現状認識のため、ヤングケアラーの実態把握調査が必要と思いますが、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 実態把握調査についてでございますが、今後の支援対策を検討する上で調査を行うことは大変重要であると認識しています。ただ、この調査を実施することによって、対象家庭や個人が特定されるおそれがあることから、調査を実施する場合には

十分注意を払う必要があると考えます。

現在、国では地方自治体単位で実態調査を行うことが有効であるとの考え方から、既に実態調査を行っている埼玉県の実態調査の全国展開を推進することとなっていることから、国の動向を踏まえ、実態把握をしていきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 自宅では家族の介護や家事に多くの時間が取られ、勉強に集中することはなかなか困難です。その結果、遅刻、早退、欠席、不登校になってしまい、授業の内容についていけず成績不振となる可能性があります。放課後や休みの日に友達と交流ができないために、子供社会からの孤立が考えられます。クラスになじめず、自然と教育の場から足が遠のいてしまうケースもあります。

そこで、（4）学校として果たすべき役割について、教育長に伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） ヤングケアラーである子供たちは、独りで悩みを抱えたり、相談相手がいなかったり、孤立する可能性があり、文科省も昨年度、新型コロナウイルス感染症対策に関連した通知の中で、ヤングケアラーと言われる児童生徒の状況の深刻化が懸念されると指摘しております。

国のプロジェクトの報告書案の中には、今後、教育関連部局が取り組むべき施策として、学校におけるヤングケアラーを把握する取組やスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実、NPOなどと連携した学習支援の推進ということが記載されております。

私は、子供たちと日常的に接している大人、家族以外では子供と接する時間が最も長いであろうと考えられる教職員のヤングケアラーに対する認知を進めて、子供の様子をもしかしたらヤングケアラーということに悩んでいるのではないかという視点を新たに加えて見ていくことがまず必要だと考えております。その上で、町教育委員会としても、町福祉子育て部局との連携を図りつつ、今後、文科省などから示されると思われる指針等を参考にしながら対応を検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ヤングケアラーであることを相談できる子供があまりにいない中、学校はそれを見つけ出す貴重な場所になると思います。ヤングケアラーに見られる初期の変化は、宿題をしてこない、忘れ物、遅刻などです。そして、先生からは、困った子供として見ら

れがちです。進学や就職を諦めたりするケースもあるといいます。

ヤングケアラー問題を解決していくためには、法整備による経済的支援は不可欠ですが、必要な支援は家庭によって様々であり、多岐にわたっております。家庭の問題にどこまで踏み込んでいいのか戸惑うところもあります。まずは、大人と子供たちの間で風通しのよい信頼関係を築いていくことが重要だと思います。

このため、教員に研修などでヤングケアラーについて理解してもらうとともに、町は教育部門と福祉部門が連携して必要な支援につないでいく、その仕組みが必要と考えます。子供たちが孤立することなく、学業と介護の両面を目指すことが望まれます。

なお、神戸市は、ヤングケアラーを支援するため、昨日、6月1日に全国初と見られる相談窓口を開設し、国は2022年から2024年度を社会的認知度向上の集中取組期間として、中高生の認知度5割を目指すとしております。

次に、新型コロナウイルス感染拡大を受けて、2番、吉中の部活動について。

(1) コロナ禍での部活動はどのような状況に置かれているのか、教育長に伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 吉岡中学校では、コロナ禍の中で十分な感染防止対策を取りながら、それぞれの部活がいつもとは違う形で、特に運動部については、今の時期は熱中症にも注意しながら活動しております。

先日、県から、今年度の中体連の春季県大会の中止が発表されました。吉岡中は、渋川北群馬大会の結果、団体として11の部活が優勝、2位、3位を含め14の部活が県大会への進出を決めていましたので、非常に残念な事態となってしまいました。

夏の県中学校総合体育大会について、開会式は中止という旨、連絡がありましたが、今のところ各競技の運営については言及されておらず、開催されるものと考えております。この大会は部活動の最後のイベントとなりますので、どのような形であれ、何とか開催させてあげられればと考えているところです。

なお、全体的な部活動の対応については、教育委員会事務局長より答弁させます。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドライン、同じく群馬県の学校再開に向けたガイドライン、群馬県教育委員会によるまん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応についてという通知を踏まえた現時点での対応としまして、様々な感染防止対策を取るとともに、平日の部活動を1時間30分程度とする、朝練習や休日の練習は原則行わない、ただし県大会以上への大会へ出場する部のみ休

日の練習を可とするが、その際にも他校との練習試合や合同練習は行わない、練習後は速やかに帰宅するといった対応を取っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ただいま教育長のお話によりまして、11の部活動が優勝されたと。そして、14の部活が県大会に出場と。確かに、吉中におかれましては、公立中学校でありながら、それも町立です、ほかの市町村は大体市が多いんです。町がこれだけ優秀な成績を収めている中学校というのは全国的にも非常に珍しいんです。一言で言えば文武両道と言っても過言ではありません。

そういう中で、こういうコロナ禍の状況で、今お話いただいたような活躍があったと。確かに、6月に予定していた全国の中学校春季大会は中止になってしまい、しかし全国につながる大会だけは除かれているということです。ぜひ優勝された部活動の皆様については、全国大会へこまを進めてもらいたいと期待しております。

次に、（2）近隣の中学校の部活動についてどのように把握しているのか、お聞きいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 近隣の中学校の部活動についてということでございますが、近隣市町村も群馬県の社会経済活動再開に向けたガイドラインや学校再開に向けたガイドライン、群馬県教育委員会のまん延防止等重点措置に伴う市町村立学校の対応についてという通知等を踏まえている対応を取っておりますので、ほぼ吉岡町と同様の対応となっているようです。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 分かりました。

それでは、続いて3番、部活動における具体的なコロナ感染対策について伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉岡中学校では、コロナ禍の中でそれぞれの部活がいつもとは違う形で手指消毒や換気の励行、3密を避けるなど、感染防止対策を取りつつ、今の時期は熱中症等にも注意しながら活動しております。

特に、運動部においては、活動前の健康観察、小まめな水分補給や休憩を徹底しているほか、ストレッチやミーティング中におけるマスク着用やハイタッチの禁止、ボールや道

具類の消毒の徹底、給水のためのボトルの共用禁止等、それぞれの部が適切な方法を考えながら感染防止に取り組んでいるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4番（廣嶋 隆君） 徹底された感染防止対策ということで伺いました。ありがとうございます。続いて、4番、2023年度から、部活動を休日に限って地域への移行を進めるとあります。部活動の指導を地域人材で担うことで、教員の負担を軽減し、授業や生徒指導といった業務に専念できる体制をつくるとありました。これからの部活動の方針について、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 昨年9月、国からの事務連絡、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてにおいて、持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現できる改革の必要性及び改革の具体的な方策、スケジュール等が示されました。改革の具体的な方策の一つに休日の部活動の段階的な地域移行が明記され、国は令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けて、地域人材の確保や費用負担の在り方、運営方法等の課題に総合的に取り組むため、全国各地において実践研究を実施する地域運動部活動推進事業を推進することとなりました。

これを受け、群馬県教育委員会では、各市町村教育委員会や部活動運営の在り方検討委員会と連携し、部活動の諸問題に対応するとともに、各地で実践研究をする際の支援を進めていくといった方針を出しており、今後、令和5年度以降の実施に向けて、群馬県としての準備がスタートすることとなっています。

吉岡町教育委員会としましても、県の準備状況を注視しながら、部活動改革に取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4番（廣嶋 隆君） ただいま事務局長から、話の中にありましたが、文部科学省は昨年9月に休日の部活動を地域民間に移行していく案を示しております。一方で、指導を希望する教員は引き続き指導できる仕組みにします。改革案は、主に公立の中学校が対象になるとあります。文部科学省はガイドラインは示すが、具体的にどうこうするのは地域、学校、生徒次第です。教員の負担という点では、技術指導力がないから顧問はできないと考える先生が多いと思います。部活動はあくまでも学校の教育活動として行われているものです。試合などで一緒に戦い感動した経験は、生徒と教員、どちらにとっても貴重な体験となる

はずです。

次に、3、吉中生徒の自転車保険について。

自転車の安全利用促進委員会が全国都道府県別の中学校、高校生の通学における自転車事故発生件数について、今年3月1日の調査発表によりますと、昨年同様、中高ともに群馬県がワーストワンになりました。高校生に関しては6年連続ワーストワンとなりました。

本県では、交通安全条例が一部改正され、4月1日から自転車保険への加入が義務づけられました。学校も自転車で通学する児童生徒に加入の有無を確認し、未加入の場合、本人と保護者に保険の情報を提供するように努めると改正されました。自転車に乗っていて加害者となった場合、高額な賠償を求められるケースが全国で相次いでいることが背景にあります。

1、自転車保険加入の調査結果について、教育長に伺います。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君登壇〕

教育長（山口和良君） 自転車保険の加入状況の調査結果についてですが、吉岡中学校では自転車保険加入の義務化などが位置づけられた県交通安全条例の一部改正を受け、令和3年度から自転車通学の申請条件に自転車保険に加入していることを追加しておりますので、今年度については自転車を利用する全生徒が自転車保険に加入していることとなっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 100%加入しているとのことですが、具体的には吉中生徒全員が自転車で通学しているわけではないので、およそ680人ぐらいが全校生徒だと思いますが、自転車通学はこの中で何人か。そして、自転車通学の事故件数について、平成29年度は6件、平成30年度は3件、令和元年度は5件でした。昨年、令和2年度は通学中の自転車事故は何件あったのか、この2点をお願いいたします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 令和3年度の自転車保険の加入状況なんですが、現在の生徒数が681名でありまして、自転車を利用する生徒が490名となっております。そして、自転車の事故件数ということですが、令和2年度においては登下校中の事故は7件でありました。以上です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ありがとうございます。681人中、自転車通学者が490人、割合にしますとおよそ70%で、通学中の自転車事故も、おとしが5件で昨年が7件と若干増える傾向にあるということです。

そこで2番、吉中生徒の保険料を町が負担すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 吉中生徒の自転車保険料を町が負担することにつきましては、自転車保険自体が、保護者が加入している保険や共済などで自転車による賠償事故を保障する特約をつけている場合や、自転車安全整備店で点検整備を受けて貼ってもらうTSマークにも傷害保険や賠償責任保険などがついていることもあり、制度を立ち上げた場合、公平性を担保する必要性や、そのための事務手続の煩雑化を招くおそれも考えられます。

町では既に、自転車通学をする生徒に対し、ヘルメットの購入に要する経費の2分の1、具体的には1人1,400円を補助する制度を実施しており、今後、町として新たに自転車通学をする生徒の自転車保険を負担するような事業については現在考えておりません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ただいまお話を伺いましたが、ヘルメットについては1,400円、補助されていると。しかし、保険料も月に400円ぐらいが自転車保険だと思うんです。これを12か月、そして490人、およそ500人で考えれば、概略240万円ぐらいで済むのです。ぜひ町長、検討をお願いしたいと思います。

次に、4番、渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場建設について。

（1）今年度予算、業務委託料として500万円計上されております。最終処分場候補地選定の進捗状況について伺います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場の候補地の選定につきましては、吉岡町、渋川市、榛東村の間で協定が締結されており、次回の用地選定は吉岡町となっていることから、昨年、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会を設置し、選定を進めているところでございます。

なお、詳細につきましては住民課長に説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 選定委員会につきましては、11名の委員により、これまでに2回の委員

会の開催とエコ小野上処分場の視察を実施したところでございます。

第1回目の委員会において、民間の施設を建設する場合の規定になりますが、群馬県廃棄物処理施設等の事前協議等に関する規定にある立地基準を参考に候補地を選定していくことが承認され、作業を進め、水道水源や住宅地域、文化財、公園、学校、保育所、老人福祉センター、災害防止等保全区域などの基準に基づいた場所を除いた地区が町内に5か所抽出されました。うち2か所は面積要件としたエコ小野上処分場と同程度の面積2万5,000平方メートルを満たさないため、上野原地区の3か所が候補地に挙がっております。

また、委員会会議録、函面等につきましては、町のホームページで公開させていただいております。以上になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 候補地選定の基準はどのようになっているのか、伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 町としましては、エコ小野上処分場と同程度の面積ということで、2万5,000平方メートルを目安として用地を探しております。その中で、県の示しております先ほど申し上げた基準、そちらのほうと照らし合わせながら用地を選定している状況になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 第1回選定委員会が昨年11月25日に開催されて、その議事録によりますと、委員が施設規模の大きさや満杯後の利用について質問しております。ところが、事務局から、本委員会は処分場をどういったものにするのかではなく、候補地の選定であり、吉岡町に建設が可能な地域があるかどうか選定するためにお集まりいただいているという説明が議事録に載っております。これはおかしいでしょう。委員の皆様には、建物について質問するなど、候補地だけ選ばばいいんだと言っているようなもので、委員の発言を抑制しているのではありませんか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 建物につきましては、施設等につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合のほうで建設をするという形になっておりますので、こちらのほうでは広域組合のほうから、取りあえず用地としてどれくらいの面積が必要かといったところをお聞きして、その面積を探しているといった状態で、広域組合のほうから埋立容量というか、そう

いったことも示されていない状況であります。それで、候補地につきましても、候補地によって、地形ですとか、いろんな要件が出てくるといったようなこともあろうかと思えますので、施設の規模ですとか、形式といいますか、そういったものについて現段階ではお話しはできないという、そういった状況になっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） しかし、現実、選定するに当たっては、どのような器ができるのか分からないで選定できますか。確かに、どんな建物を造るかというのは広域組合が決めることかと思えます。しかし、町として、組合に対して、同程度のものだけの答えでは困るんですよ。オープンなのか、クローズ型なのか、その程度ですら分からないのですか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 現在の状況としては、まだそちらのほうを、クローズド型ですとか、オープン型ですとか、そういったような回答はできない状況になっております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、第2回の選定委員会、これは今年3月22日に開催されております。群馬県の事前協議規定における立地基準を基に地図上に反映したものを作成して説明しております。建設可能区域について、渋川広域組合に選定の方針を確認したところ、現在のエコ小野上処分場と同程度の規模で、2.5ヘクタール程度が目安となるというふうに説明しております。地図上に示されているのは、上の原南部地区の3か所、4.5ヘクタール、8.9ヘクタール、4.0ヘクタールの3か所です。この中から、ある程度、絞り込みを委員会で行っていただきたいというふうに事務局は発言しているわけです。これで、上の原南部地区に絞り込まれたということによろしいんでしょうか、確認します。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 第1回の選定委員会において、群馬県の先ほど申し上げた基準に基づいて抽出していったところ、その面積基準等を満たしているところが上の原地区の3か所があるということで、現在の段階ではそちらの3か所が候補地に挙がっているといった状況になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 改めて確認いたします。上の原南部地区に絞り込まれたということによろしいのですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 現段階では上の原、そちらの3か所が候補地として挙がっているということになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 2番の建設概要はできているのかという質問がありますが、これは先ほどお答えいただいておりますので省きます。

続いて、3番、自治会連合会への対応について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 自治会連合会への対応につきましては、吉岡町地内における渋川地区広域市町村圏振興整備組合最終処分場候補地選定委員会の委員に自治会連合会長が委嘱されております。また、自治会連合会の定例会で、経過等を報告させていただいており、エコ小野上処分場の視察も行っている状況になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 今回、上の原南部地区に絞られたということで、候補地が想定される自治会長が候補地選定委員会に入る可能性はあるのですか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 自治会長の意見等も聞いた上で、今後、必要に応じて地元の自治会長の委員会委員への委嘱やオブザーバーとして参加していただくことなども考えられると思っております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 次に、地元住民に対する説明会というのは考えているのですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 候補地の自治会につきましては、今月に説明会を開催する予定になっております。近隣の方の意見なども参考にして、絞り込み等を進めていければと考えております。

す。

また、希望等があれば、エコ小野上処分場の視察なども実施したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 今後のスケジュールについて伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今後のスケジュールにつきましては、候補地の比較評価や説明会等の開催による意見等を参考に、選定委員会等で検討協議をし、候補地の絞り込みを行い、今年度中には渋川地区広域市町村圏振興整備組合に報告したいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 吉岡町のホームページ上に、最終処分場スケジュール案という資料があります。これによると、候補地選定、決定、これは令和3年度1月までと。そして、地元説明会、合意形成は、令和3年7月から令和4年1月の間と。それで、もろもろスケジュールがここに出ています。この予定でよろしいんですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 大まかなスケジュールとして、そういったことで進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 次に、候補地が想定される自治会への対応について伺います。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 先ほどお話ししたように、説明会ですとか、そういったところを開催させていただいて意見をお聞きする、またエコ小野上処分場等の視察等を希望される場合には、そういうものを実施したいと。また、先ほどありました地元の自治会長等の意見を踏まえながら、選定委員会のほうに参加していただく場合ですとか、そういったことも考えられるということで進めさせていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 第2回の議事録によりますと、地元の自治会長であるとか、地元の地権者

なりへの説明を徐々に進めていく形にはなると思うというふうに記録に載っているんです。この文言からすると、地元住民というものに対しては後回しにするつもりですか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 地元の説明会は、この6月に住民の方を対象とした説明会をさせていただくということで、地権者等につきましては、現在のところ候補地等が多くなっておりまして、もう少し所有者等の調査に時間等かかりますので、地権者等はその後になるかと思えます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） であれば、選定委員会の中で、初めに地元に対してという言葉が出てこなければおかしいでしょう。自治会長あり、地権者あり、徐々に進めていく、その後に地元住民と。一等初めはやはり地元住民ですよ。地元住民で最大の関心事というのは、やはりどんな建物ができるかということが大事なんです。何も決まっていない状態で説明会を開催する予定ですか。どのような内容で実施するんですか、お聞きします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらにつきましては、吉岡町で候補地を選定することになっているかというような説明ですとか、この上の原地区に3か所絞り込んだ経緯ですとか、そういったものを説明させていただきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 建物が決まっていないので、不安材料がたくさんあるんです。エコ小野上処分場と同程度のを考えていると説明しておりますが、ならばエコ小野上処分場の現状について知りたいわけです。それと同程度のものでできるわけですから。

ということで、エコ小野上に関して質問いたします。1日に持ち込まれる埋立廃棄物は何トンですか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 申し訳ありません。1日幾らというのはないんですけども、現在、年間では約4,000立方メートル程度、処分場のほうに持ち込まれているという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 年間4,000立方メートルというのは、いつの時代ですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらにつきましては、その年によって若干違ってきますので、令和2年度ですともう少し大きい数字になろうかと思えますけれども、過去に何年間かやっておりますので、そういったところで約4,000立方メートルということでお話をさせていただきました。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） ならば、令和2年度はどれだけの量が入ったんですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 令和2年度につきましては、約4,250立方メートルになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和2年度は、年間4,250立方メートルですか。そうすると、トラックがこの量を搬入するのに、何回ぐらいごみを搬入しているんですか。これは地元とすれば、1日にトラックが何十台も通るのか、1日に数台なのか、そういうことが非常に関心の高いことなんです。関心の高いことなので、ぜひお答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 以前に聞いたときですと、朝から夕で4回程度と。ただ、車等にもよって変わってくるかと思えますので、量だとか、一応そのような形で、以前お伺いしたときには聞いておりました。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 何トントラックが何台というふうには分かりませんか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 申し訳ございません。そこまでは確認しておりません。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） そこが大事なんです、地元は。大事なことをちゃんと把握してください。でなければ、地元説明会をしてこういう質問が出たときに、答えられないと困るんです。次に、エコ小野上は埋立容量が7万立方メートルということですが、先ほど令和2年度は4,250立方メートル埋まったと。その時点で何十%まで埋まってきたんですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 現在、約45%程度埋め立てられている形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） そうすると、あと令和11年度までですから、七、八年あるわけですね。満杯になることはあるんですか、お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今の量でいけば間に合うかと思えます。ただ、例えば災害が起きて、災害ごみですとか、そういったことがあればまた状況は変わってくるかと思えます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） 私は以前に災害ごみについて質問したことがあるんです。災害ごみを、このエコ小野上でも考えているんですか。それともほかに災害ごみの場所を設定してそこで処理するのか、その辺お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 災害ごみについては地元でというようなこともあろうかと思えますけれども、量ですとか、そういったことによっても変わってくるかとは思いますが、ある程度の量はこちらのほうで処理されるのではないかと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

- 4 番（廣嶋 隆君） そちらで処理されるというのは、具体的にどこで処理されるんですか。はっきり言ってください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） こちらのほうで、エコ小野上処分場でされるものと思っております。以上

です。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） それは、課長が思っているんですか、それとも広域組合がそう処理するというふうに明確なものがあるんですか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 今、資料等がありませんので、そういった計画等が、一般廃棄物の処理計画ですとか、そういったものがあるかと思しますので、そちらのほうを確認しないと明確なものはお答えできないという形になります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 現在、エコ小野上に、最終処分場には、廃棄物が搬入されているわけですが、廃棄物といってもどのような種類があるんですか、お答えください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 清掃センターの焼却施設より排出される焼却灰、集じん機にたまった集積灰、そういったものとか、あとはガラス、陶器などの不燃物残渣などが埋め立てられることになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4番（廣嶋 隆君） 令和2年度の維持管理状況報告書、エコ小野上処分場によりますと、焼却残渣及び飛灰、そして破碎不燃物という3つの種類がここに載っているんです。言葉が難しくて分からないので、かみ砕いて説明いただきたいんですが。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 清掃センターで焼却まで処理された灰ですとか、その焼却をする施設のところ集じん機、そういった飛散しないようにするところにたまった灰ですとか、あとは粗大ごみですとかそういったもので持ち込まれたものを、リサイクルできる鉄ですとか、アルミですとか、そういったものとかを抜いて、それであとは焼却処理をされた焼却灰という形になるかと思えます。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 私が説明を求めているのは、ここに記載されている焼却残渣とはどういうものか、そして飛灰とはどういうものか、そして破碎不燃物とはどういうものか、この3つの文言について、私は理解できていないんです。これについて、分かりやすく説明してください。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 不燃残渣、要はガラスですとか陶器、燃えないもの等になります。また、飛灰、集じん灰ということで、焼却するとき灰が上がりますので、それが飛び散らないように集めているわけですが、そういったものということになります。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） 近々地元説明会があるということですが、どんな質問にも答えられるように準備してきてください。

最後になりますが、5番、林道栗籠井堤線の延伸、町道建設について。

（1）前回、町長の答弁では、建設は諦めていない、作業道などの方法もあると答えております。林道栗籠井堤線の延伸、町道建設について、期日目標が設定されておりません。このままではずるずると時間がたってしまいます。そのため、期日目標を設定して検討すべきと考えますが、町長はいかがでしょう。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 林道栗籠井堤線の延伸や町道建設についてのご質問をいただきました。

ご存じのとおり、滝の沢川の右岸側につきましては、地権者の方々をはじめ地域の皆様のご協力の下、昨年度をもって林道の開設工事が終了しております。

一方の左岸側につきましては、道路建設の手法を検討していくと回答させていただいております。

検討を進める上で、期日目標をとのご質問でございますが、現地の山林については私有地であり、また残土処理を目的とした林地開発事業が行われている状況でもあることから、その進捗状況を見据えながら地権者の方との協議を行う必要もございますので、現時点においては期日目標をお答えすることができる状況にないと考えております。

議長（岩崎信幸君） 廣嶋議員。

〔4番 廣嶋 隆君発言〕

4 番（廣嶋 隆君） ぜひ担当課内で早急に期日目標を設定して検討していただくようお願いを申し上げます。

以上、4番廣嶋の一般質問を終了させていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、4番廣嶋 隆議員の一般質問が終わりました。
ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時33分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 8番村越哲夫議員を指名します。村越議員。

〔8番 村越哲夫君登壇〕

8番（村越哲夫君） 議長への通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

まず、1、町の各事業について、1-1、オンデマンドバスについて。

オンデマンドバスとは、訳すと「要求に応じて」の意味とのことで、あらかじめ決まった時刻表やルートにとらわれず利用者の依頼や要求などを受けて、近くの乗降地点まで迎えに行き、乗り合いで運行し、路線バスや地域内を走り回るコミュニティバスより小回りも利き、タクシーに比べ運賃は手頃で、バスとタクシーの間ぐらいだそうです。

全国では約30%以上の市町村で使われており、現在増加傾向にあるようです。福岡市で運行されている「のるーと」は、8人乗りのワゴン車を使い、住宅街などを2ルートで運行して、スマートフォンのアプリで出発点と目的地を入力し予約を行い、アプリが指定する乗降地から乗降します。しかし、高齢者はスマートフォンなどを使えないため、そのような方は電話予約でとのことで、デマンドバスに近い形態のようですが、大きな違いは要求に応じるということが一番の便利さではないかと思われまます。

これから団塊の世代の高齢者が一層増え、免許証の返納者も増える中、町にとっては大変な部分もあると思いますが、国の支援もあるということなので、導入の計画を立てていただければと思いますが、いかがでしょうか。お伺いします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） バス交通に関しましては、全国的に不採算の民間路線バスの廃止や減便が進み、その結果、高齢者等の生活交通手段確保のため、行政の運行委託によるバス運行やバス事業への補助により、路線維持が拡大し、地方公共団体の財政を圧迫しております。そこで、定時定路線型にとられないデマンド交通の工夫がなされ、効率的な運行形態への取組が見られます。

しかしながら、デマンド型の導入により、さらに民業を圧迫してしまう場合や、自治体

が財政的に困窮する場合など、新たな問題も発生しております。

議員ご指摘のとおり、今後は高齢者の増加により免許証を返納する方も年々増えていくことは予想され、町といたしましても公共交通における空白地帯を解消する意味で、デマンドバスというものは改善策の一つであるということは承知しております。しかし、そこにはメリットはもちろん、デメリットも存在するため、デマンドバス導入に当たり、効率性やコストも含めて総合的に判断しなければならず、車両の管理や人件費、運行システムの構築等、経費はどうするのかなど、慎重な対応が必要となります。

今後も町民の皆様のニーズも踏まえ、様々な視点から検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 確かに町の行政の中で大変な出費が出るわけですので、それは重々承知しているわけでございますけれども、ただやはり町の高齢者のためにも努力していただければと思うものでございます。

次に、本町ではタクシーの割引券で高齢者の利用を促進しているわけですが、利用状況はどのようになっていますか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 議員ご質問のタクシー割引券につきましては、タクシー運賃等助成事業のことと思われるので、そちらの利用状況につきましてご説明いたします。

令和2年度全体といたしましては、申請者数が206人に対して利用者が110人、また使用枚数は2,292枚となっております。ちなみに、令和3年度4月の1か月分だけですけれども、申請者数は160人、利用者が52人、そして使用枚数が326枚となっております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） この割合から見ると、やはり完璧な利用がされていないというような状況に見えます。

そこで、タクシーの割引券ですが、聞こえてくる中で、割引券が使い切れないという声が聞こえてきます。なぜ使い切れないかと思いきや、料金が高いために少し遠くに行くには負担が大き過ぎて使えないという理由があるようです。無理して自分の車で移動したり、家族にお願いしたりしているようです。このような状況を町はどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） 本事業につきましては、交通弱者の方がタクシーを活用した外出機会を創出し、及び利用者の負担額の軽減を図り、日常生活の利便性の向上に資することが目的でございます。

現在は、利用者1人につき年間72枚、金額にしますと3万6,000円相当を上限としており、こちらにつきましては様々な交通手段を適宜使用していただくことを想定した上で、その一助としてタクシー運賃等助成事業を実施しております。

また、本事業につきましては、相乗り推奨タクシーと福祉タクシーを統合した令和2年4月以降、利用者も増え続けております。

今後も現状の制度の下、さらなる有効利用に向けて周知を図っていければと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 1人で、年間約3万6,000円でよろしいのですか。そうすると、今タクシー券を出している全体の金額はどのくらいになりますか。

議 長（岩崎信幸君） 高橋企画財政課長。

〔企画財政課長 高橋淳巳君発言〕

企画財政課長（高橋淳巳君） こちらも、先ほどの令和2年度の支払い実績で申し上げますと、114万6,000円となります。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 年間114万6,000円、かなりこれは低い金額じゃないかと感じるんですが、この金額でオンデマンドバスを切り替えるなんていうことは確かに大変かと思えます。

そこで、次の確認をしたいんですが、福祉協議会で行われているボランティアによる移送サービス事業という事業があるようですが、移送サービスとはどのような形で行われているのでしょうか。いろいろな制約があるかと思いますが、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 社会福祉協議会で現在行っています移送サービス事業についてですが、町内に在住の独り暮らしの高齢者もしくは高齢者のみの世帯等の方で、通院ですとか買物といったことに交通手段がない方を対象に、ボランティアの方にお問い合わせをして移送サ

ービスを行うことによって、在宅での生活を支援することを目的とした事業であります。

利用回数につきましては、月4回を限度としており、利用者の負担といたしましては、片道を1回分として1回当たり300円を頂いております。利用者は事前に利用券を購入しまして、利用するときにボランティアさんのほうにそちらの利用券を渡す仕組みとなっております。

ちなみに、令和2年5月11日から、新型コロナウイルスの感染予防として、混雑する公共交通機関を使わずに済むように、町が利用料の全額助成を行っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 最近、この移送サービスについて、何か補助金が少し上がっているような話が出ていたような気がするんですが、その辺のところは。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 補助金につきましては、今年度も事業を実施しておりますが、金額は変わっておりません。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 隣村でも、以前はデマンドバスを導入していたようですが、今は村の中を走ることはないようです。最近、意見が出たことにより、導入について前に進めようとしているようでございます。隣町村で競うことはないですが、再度のお願いですが、ぜひ導入の検討をお願いしたいと思っております。

次に移ります。

1-2、消防団について。

公助、共助、自助、この言葉が当てはまるのが消防組織ではないかと思われま。災害時には、公助、共助、自助の連携は欠かせない組織であります。公助の常備消防士、消防組織など、全国で約16万人、共助の消防団は約86万人とのことです。自助の自主防災組織は約4,400万人とのことで、その他、女性消防団や女性消防クラブ、少年消防クラブ、学生消防団員等があり、その中でも消防団は地域に根差した共助のコミュニティーであり、重要な立場にあります。

その団員の方々が、有事（火災等）のときに十分な活動ができるために、通常どのような訓練がなされているのか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 吉岡町消防団が実施している訓練は、例年、4月頃に消防ポンプ車の操作方法の技術を向上させるための機関員教養訓練、5月から6月頃に消火活動の基本となるポンプ操法訓練及びラッパ吹奏訓練、10月頃に組織行動と規律を向上させるために行う秋季点検の際の小隊訓練などを実施しております。

さらに、群馬県消防協会渋川支部、こちらは渋川広域消防と渋川広域圏の3市町村の消防団で構成するものですが、こちらが主催するものが例年4月頃に実施する幹部団員・新任団員教養訓練及びラッパ吹奏訓練、6月頃に実施するポンプ操法競技会及びラッパ吹奏訓練、7月頃に実施する機関員教養訓練、1月頃に実施する普通救命講習などがございます。

また、このほかに各分団が町内を定期的に巡回する詰日の際に、各自で消防ポンプ車の操作方法等も確認いたしております。

なお、今年度は昨年度と同様に、新型コロナウイルスの影響により、訓練が中止あるいは延期となっているものもございますが、いずれにしても各消防団員は、休日等の貴重な時間を消防活動に捧げ、熱心に訓練に取り組んでいただいております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 今話を聞きますと、相当の、一般のお勤めの人であれば、そういう時間を割いて練習に励んでいるということで、大変うれしく思うわけでもございます。

また、その中で、団員の方々は常備消防士と違い、やはり先ほどの話ではございませんけれども、仕事や業務の傍らの活動なので、なかなか全員が集まることはほとんどないと思われませんが、ある消防団では操作方法が全く分からない団員がいると聞きました。火災のときに、訓練されている方がいないとき、操作ができない人ばかりが集まった場合、どのようなことになりますか。また、団員は機械操作の手順などはどのようにされているのでしょうか、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 消防団員の消防ポンプ車の機械操作方法は、先ほど申し上げました機関員教養訓練やポンプ操法訓練の際に、渋川広域消防署南分署職員に講師をお願いいたしまして、団員それぞれの技術の習得・向上を図るほか、分団ごとにふだんの活動の際に、先輩団員から後輩団員への知識、技術の継承も図られております。

そして、議員お尋ねの火災出動の際の機械操作についてですけれども、各分団とも必ず複数で出動しておりまして、消防ポンプ車の操作方法が誰も分からないといった事態は起こりにくいと考えております。

また、もしそういった場合であっても、ほかの分団から操作方法に熟知した団員に応援に入ってもらうなど、分団相互の協力関係の構築もふだんの活動から図っておるところでございます。

全ての団員が有事の際に迷いなく機械操作ができるよう、技術の習得・向上を促進してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） やはり今のお話の中で、大変な金額の消防車を操作できなかつたら大変なことになりますから、その辺のところの訓練というのは常にやっていただければ、またよろしいのではないかと、こんなふうに思うわけでもございますが、団員の方々が末端まではその訓練がなされているのかということになると、やはりこれはちょっと疑問な点もあるような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員お尋ねの末端の団員までの訓練が行われているかどうかというお話なんですけれども、機関員教養訓練、ポンプ操法訓練というものが、専門的な機械を使って扱う操作の訓練で、消防ポンプ等、当然非常に高圧になりますので危険も伴います。そういった点での操法訓練を実施して、団員相互の情報共有を図るようというふうな教育はしておるところでございます。

また、どうしてもその日に、訓練当日に都合があつて参加できなかったりとか、あるいは火事もそう頻繁にあるものでございませぬので、そういったところでは日々の訓練の重要性というものもまた重要なのではないかと考えられますので、その辺を考え併せて、今後も技術の習得・向上の促進に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） よく分かりました。

それで、先ほど学生消防団と言いましたが、全国の学生消防団の団員数は約5,400人ぐらいとのことですが、町では学生消防団の組織そのものがあるんでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 学生消防団についてですが、本町におきましては組織そのものがございません。

また、学生の入団状況ですが、現在のところ1名の方が所属していることを確認しております。

現在、吉岡町で消防団員の募集の際に配布しておりますチラシには、学生も入団可能であることを記載しておりますので、今後も募集活動を継続していくとともに、学生消防団員の募集促進策について、今後も検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 要するに、学生消防団というのは今の消防団に属するというか、入ってしまうということよろしいわけですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 学生消防団という枠でくくりますと、学生だけの消防団というくくりで、今、町のほうで進めております分団体制とは別個というところでは、こういう消防団の組織というものが無いというお話なんですけれども、学生そのものは消防団に入っている実績はあるということでの答えということでご理解いただきたいと思えます。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） ないということだと思えますけれども、つくる考えがあるのだとしたら、大学生の場合、よく災害地などで多くの大学生のボランティア活動が見受けられます。となると、大学生は暇のある方もおられるわけですから、もしつくとすればつくれるんじゃないかと思いますが、またそういう機会がございましたらぜひそのような活動ができる学生消防団をつくっていただければと思っております。

では、次に移ります。

創業時の補助金について。

現在、吉岡町は、若い世代を中心に人口が増え続け、一方で大規模小売店舗の出店計画など商業施設の進出が進んでいます。移住者だけでなく、定住、そして安定した町の財政運営につなげていくためには、企業誘致はもちろんですが、創業支援による雇用の創出やテレワークを伴う移住への取組も必要ではないかと考えます。

そこでお尋ねします。まず、現在の町の創業支援に関する町長の見解及び現在の取組について。また、それに関連して、創業や就職、そしてテレワークを伴う移住、こちらに関する町長の見解及び現在の取組について、それぞれお答えをお願い申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 創業支援に関する質問をいただきました。町でも創業に関する相談を受け付けておりますが、創業を希望する方の業種などの要素に応じて、支援機関となります吉岡町商工会と連携した取組を行っているところでございます。

また、テレワーク関係につきましては、県内外の多くの自治体が人口減少対策に取り組む中、我が吉岡町においては幸いにも人口は増えており、当面この傾向は続くものと予想されているところです。しかしながら、国全体の人口が減少する中にあることは、吉岡町においても減少に転じるときが必ず訪れます。そのためにも、今から対策を講じることも必要だと考えております。

移住者への補助金につきましては、県との連携によります吉岡町移住支援金事業を実施しているところです。この事業は、国の事業でもあり、群馬県内全ての市町村が参加し、オール群馬として取り組む事業でもあります。

創業支援関係につきましては、この補助金事業の内容につきましては産業観光課長より、またこちらの移住支援につきましては住民課長より、それぞれ詳細を説明させます。

議 長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、創業支援の内容につきましてお答えをさせていただきます。

現在、吉岡町では、創業に関する補助金等の資金的な支援事業は実施しておりませんが、吉岡町商工会において経営支援員などの専門員が配置され、創業に関する相談や支援を行っております。また、群馬県商工会連合会による、ぐんま創業スクールが実施されており、受講が完了すると修了証明書が発行され、その後の支援策に結びつくということになっております。

なお、補助金等の支援につきましては、群馬県におきまして、起業支援金事業が実施されております。

事業の内容につきましては、地域の課題の解決を目的として群馬県内において新たに起業する方に対して、起業に要する対象経費の2分の1以内で200万円を上限に起業支援金の交付及び事業の立ち上げ等に関する支援を実施するものでございます。

今年度4月26日から約1か月間の公募期間に、吉岡町で起業したいとの計画書が提出されましたが、先月下旬に町の確認書及び意見書をお出ししたところでございます。吉岡町商工会とも起業に当たっての相談をしているということでございますが、今後、県での審査、選考が行われまして、7月中にはその選考結果が通知される予定となっております。

議 長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 移住支援策につきましては、県との連携によります吉岡町移住支援金事業

があります。この事業は、東京圏から本町への移住促進を図るため、移住者の移住に係る一時的な経済負担の軽減を図るものです。

対象者の概要は、直近の10年間に通算5年以上かつ住民票を異動する直近1年以上、東京23区内に在住の方、もしくは東京圏から東京23区内へ通勤していた方などが、起業もしくは県などのマッチングサイトの求人にて新規就業された人が対象となり、2人以上の世帯では100万円の交付が受けられる制度となっており、100万円の内訳は、国が50万円、県と町が25万円ずつとなっております。

今年度から幾つか要件を拡大して実施しております。テレワークによる要件を追加し、移住元の要件を満たす人が本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合について対象としたものです。また、専門人材に関する要件も追加し、移住元要件を満たす人がプロフェッショナル人材事業等を活用し、地域企業へ就業する場合について対象としました。

そのほか、全ての要件に必要となる移住元要件の対象期間について、東京23区内の大学等への通学期間も加算可能としました。

今後とも、県と連携を取りながら事業を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） お二人のいろんなご意見をいただきまして、ありがとうございます。ぜひこれからもこの支援というものを、東京一極集中という、最近では東京のほうからもあちこちに出回っている、出回っていると言ったら失礼ですけども、出て来ている人がたくさんおるようでございますけれども、ぜひ吉岡町もそういうものをうまく発信して呼び込めるような体制を整えてもらえればと思います。

また、関連する支援事業を行っているものの、応募がない状況ではないかと思えます。こちらについては、応募を待っているだけでなく、情報発信の強化など攻めていくような展開をすべきではないかと思えますが、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 移住を促進するための取組として、県と連携し、町長の移住者歓迎メッセージ及び県外からの転入者の感想などの動画を県移住ポータルサイト上に設置した特設サイトの中で配信をしております。以前、ご指摘をいただきましたホームページの写真につきましても、県外の方々により分かりやすく、より興味を持ってもらえるよう、写真の説明文もつけさせていただいたところです。

その他、情報提供としまして、ホームページの移住のページに町の子育て支援策等の情

報へのリンクも張らせていただいているところになります。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） そうというような発信をどんどんしていただいて、今、人口が増えるからいいじゃなくて、やはりそういうものも含めてこの支援事業に取り組んでいてもらいたいと思っております。

では、次に参りたいと思います。

1-4、空き家対策について。

空き家は、都市、農村を問わずに存在し、その数は年々増加しています。ましてやこれから高齢者の独居老人が増えてまいります。管理が届かない空き家を放置することで、地域の景観を損ねるだけでなく、治安の悪化や害虫の発生、台風や雪害による破損、倒壊等により、近隣や周囲を通る人々に被害をもたらします。所有者はもちろんのこと、地域としてもこのような課題に向き合って検討したり、対策をしたりする必要があると思います。

町では、最近の空き家が何件くらいあるのか把握していますか。また、空き家で農家造り、古民家ですね。店舗造り、一般の住宅、別荘造り等、それらが別々に何件くらいあるか、分かる範囲で結構ですのでお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 幸いにして我が町は人口が増加状況にあるというまれな町であります。国立社会保障・人口問題研究所が発表している日本の地域別将来推計人口によると、この増加は2045年から2050年頃までであり、2050年以降は減少に転じると見込まれております。

これらの状況を踏まえ、町では空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成29年に空き家の実態調査を行い、平成31年には吉岡町空家等対策計画を策定したところでございます。

空き家状況の詳細につきましては、建設課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 議員お尋ねの空き家の件数でございますが、平成29年度に実施した吉岡町空家等実態調査において、220件存在することを把握しております。また、空き家の造りの種別ごとの調査は実施しておりませんので、申し訳ございませんが数字は把握しておりません。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番 (村越哲夫君) 220件という全体の空き家だそうですが、吉岡町はやっぱり農業の方もかなりおるわけですから、農家の農家造りというんですか、古民家造りといいますか、それはかなりあるのではないかと思います。

それで、空き家対策や先ほどの移住者支援ではないですけども、その一環として、例えですが、農家造り、要するに古民家ですが、要は都会から来た方々に特に人気があるようですので、他の自治体等もやっていることですが、移住者、定住者に対して、あまり手をかけなくても住めるような空き家をあっせんり仲介して、週刊誌AERAに掲載されました首都圏で移住者ランキング1位の吉岡町をさらに情報を発信することによって、吉岡町をアピールすることができると思いますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長 (岩崎信幸君) 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長 (大澤正弘君) 古民家など空き家バンク等を活用し、移住定住希望者に対し情報提供を行うなど、周辺自治体の動きについては承知しており、吉岡町でも空き家バンク事業を令和元年9月より開始しております。

しかしながら、吉岡町では、比較的民間事業者主導による分譲住宅や建て売り住宅、共同住宅の民間開発が活発でございます。空き家が民間業者に買い取られ、リフォームや建て直し後に販売されたり、比較的面積の広い農家造りの家などは取り壊した後、共同住宅や分譲地として開発される例が多く、逆に空き家が解消されているという特異な状況でございます。

現時点では、空き家バンク事業を引き続き進めて、移住定住希望者にも町ホームページなどで情報発信を強化し、周知を図っていきたいと考えております。

議長 (岩崎信幸君) 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番 (村越哲夫君) よく分かりました。確かに農家の空き家というのは非常に少ないとこの辺では思われますけれども、また住みよい街として大東建託がランキングを発表していますが、群馬でも高崎市、前橋市、吉岡町が3位に入っています。このように、吉岡町は町民外の人たちは、吉岡町は裕福なんだろうねというようなことをよくいただくことがあります。人口増にあぐらをかくことなく、いろんな意味で前に進めていただきたいと思います。

人口が増えれば増えたで、町としては大変なことが増えてくることは分かっていますが、住み続けたいまち、住んでよいまちの姿は持ち続けなければならないと思います。よりよいまちづくりを目指してください。

そこで、町長にお尋ねしますが、吉岡町は、よく町外の方々に、人口が増えて裕福な町なんですねというような言葉を先ほども申し上げたようによくいただきます。そこで、吉岡町はやはり裕福な町なんでしょうか、ちょっとお聞きします。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 人口が増えていることにつきましては、間違いございません。そして、人が増えて、人の心の豊かさは増えていると思います。ただ、経済的に裕福かという、そちらについては人が増えればその分、財政も圧迫されるということでご理解いただきたいと思います。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） なかなかこの答えというのは難しいと思いますので、よく分かります。

次に参りたいと思います。

2番として、小中学校について。

2-1、ヤングケアラーについて。これは前者、廣嶋議員と話が重複する点多々あるかと思いますが、私なりの考えを申し上げたいと思いますので、あしからずお願い申し上げます。

親やきょうだいの介護や家事に追われる若年層はヤングケアラーと言われ、全国的な実態調査を行ったところ、最近の情報では、中学生では17人に1人、高校生では24人に1人が該当していると厚労省の発表がありました。

群馬でも、上毛新聞は令和2年10月から11月に、県内35市町村にアンケートを実施したと。令和2年度の要保護児童の中でヤングケアラーと思われる子供がいるか聞いたところ、伊勢崎市や吉岡町など5市町村があると回答があり、今後の在り方について、35市町村からは、子供らの意思で行っている場合も考えられ、適切な支援の在り方について難しさを感じるなどの意見もあったとのことでございます。

そのような子供たちにどのような支援をしてあげたらよいか、また世間や他の子供たちに知られたくないという子供たちのことも考えなければならぬと思いますが、放っておけば子供たちはますます孤立化してしまいます。

アンケートや啓発活動をしても、手を挙げることはないと思われま。8050問題で手を挙げる方は少ないと思います。また、このような子供たちに、大丈夫と声をかけたときに、笑って大丈夫と言う、その言葉をうのみにしてはいけないと思っています。その大丈夫の言葉の裏には、誰にも言えない、本人にとっては世間や他の子供たちに知られたくないという気持ちが大きく働いているはずで。家庭、学校、行政が連携して、ヤングケ

アラーを見つけ出す必要があると思います。

このようなヤングケアラーの実態把握について、町としてはどのように考えていますか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ヤングケアラーについて、先ほどの廣嶋議員と重複することがあろうかと思いますが、ご理解いただきたいと思います。

見解についてですが、先ほどの廣嶋議員の質問に答弁したとおり、本来大人が担うべき家庭内の家事や兄弟姉妹等の面倒を見るヤングケアラーについて、私も大変心苦しく感じております。

ヤングケアラーになる原因は、養育者の養育力不足や養育者の健康上の問題等々、様々であると推測されます。

ご質問の実態把握につきましては、健康子育て課長から答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 実態把握についてなんですが、先ほどの廣嶋議員の答弁と同様になってしまうんですが、町のほうでは要保護児童対策協議会の実務者会議を開催していただき、その中で町が把握する支援が必要と思われる家庭について、町、教育委員会、児童相談所、保健福祉事務所、警察等で情報共有を図りながら、どのような支援をしていくかというのを検討しています。

その協議会以外の家庭については調査していないので、中身について分からないのですが、国のほうである程度、方向づけというのを出していますので、国の動向を見て実態把握はしていきたいと考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） よく分かりました。

そこで、新聞社に対して、ヤングケアラーと思われる子供が町内にいると回答されていますが、何らかの調査をしたのですか、それとも幾つかの事例を確認しただけなのですか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 上毛新聞の回答につきましては、先ほど述べました要保護児童対策協議会の要保護児童の家庭に、町の保健師であるとか、児童相談所の職員でありますとか、

そういった方と訪問しまして、そういった聞き取り等や調査した中で、そういった事例に該当するというふうに判断して回答したというようなことになりまして、新たに何か調査をしたということではございません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） では、特別な調査をしたということではないということですね。

次に、まずは児童生徒にヤングケアラーはどのようなものかについての理解が進んでいくことが重要ではないかと思いますが、町としてはどのような考えですか。また、いわゆるお手伝いとヤングケアラーの違いをどのように伝えていくべきだと考えますか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 国のヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチーム報告案には、ヤングケアラーという名称や概念自体の社会的認知度が高いとは言えないとし、今後、子供自身、そして周囲の大人がヤングケアラーについて理解を深め、家庭において子供が担っている家事や家族のケアの負担に気づき、必要な支援につなげることや、ヤングケアラーに対する支援を進めていくためには、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが極めて重要であるとしております。

このため、国では来年度から、国民に対する広報、啓発の推進等、ヤングケアラーの社会的認知度の向上に集中的に取り組むとの方向性も示されておりますので、町教育委員会としましても、町としてできる取組を進めていくことになると考えております。

なお、この報告案には、こうした周知、広報を行う際に、家族のケアやお手伝いをすること自体は本来大変すばらしい行為であります。過度な負担により学業等に支障が生じたり、子供らしい生活が送れなかったりすることが課題であるという点を理解した上で、ヤングケアラーイコール悪いことであるというメッセージとならないよう留意する必要があるとも記載されておりますので、このような考え方をベースとして対応していくことになると考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） よく分かります。

また、支援についてはその世帯が必要としていることを、介護、福祉、子育て、教育、いろんな角度から把握し、支援をすべきだと思いますが、町としてはどのような支援をお考えなのか、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 先ほど来、述べています要保護児童につきましては、そういった枠組みの中で教育委員会であるとか、児童相談所等の職員もいますので、町の保健師などと一緒にそちらの家庭に訪問し、どういったケアができるかというようなことで、総合的な支援をしているところなんです、ヤングケアラーに特化したような形では現状支援しておりませんので、その辺の対応についてどのような支援が必要か、検討していきたいと考えております。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会といたしましては、福祉、子育て部局と連携しながら検討していくことになると考えております。

なお、学校では日常的に教職員が一体となって、児童生徒の困り感や悩みに敏感になって、寄り添えるような体制づくりを心がけておりますが、これからはヤングケアラーという視点を持って児童生徒をきめ細かに観察したり、子供や保護者の声に耳を傾けたりすることが大切になると考えております。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 分かりました。

それと、町にはスクールソーシャルワーカーの肩書を持った方がおられるのでしょうか、お尋ねします。

議 長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会としまして、町立学校へのスクールソーシャルワーカーの配置は行っておりませんが、群馬県教育委員会が県内の教育事務所にスクールソーシャルワーカーを配置しておりますので、必要に応じて相談に乗っていただける体制は取られています。

議 長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8 番（村越哲夫君） 分かりました。

それで、この問題についてですけれども、町長がよく言われます町民の目線と。ここでは子供の目線に立つことが大事であると考えます。声をかけることで子供たちもだんだん口を開いてくれるのではないのでしょうか。また、あるケアラーの中の方が、おせっかい

でもいいから携わってほしかったと、こんなことを伝えていきます。外から見えないヤングケアラーを見つけ出すのは大切だと思います。また、GIGAスクールの中での一節ではございませんが、誰一人取り残すことなくという言葉があるように、取り残してはいけないと思いますので、いろんな方々と協力し合い、よい方向に進めていただければ幸いです。よろしくお願ひしたいと思ひます。これは、回答は結構です。

2-2として、1人1台のパソコンについて。

GIGAスクール構想とは、児童生徒向けの1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、様々な子供たちを誰一人取り残すことなく、公平に個別に最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させることとのことですが、新時代に生きる子供たちにとって、教育におけるICT基盤として先端技術の活用は必須です。変化の激しい時代を生き抜くためには、従来の一斉教育だけではなく、個別的に最適化された創造性を育む教育の実現が重要だと思います。

町では、半年前ぐらいから端末を使用しているようですが、子供たちは覚えが早いので、令和3年4月から本格的に使用が始まったわけですが、まだ試行錯誤の最中と思われるが、生徒たちはどのように変わってきたのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 各学校では、端末を授業で使いこなす姿がたくさん見られており、当初は困難かと思われた低学年の端末へのログインも造作なくこなしております。

このコロナ禍であっても、情報端末を使うことで、互いの考えや成果を共有できたり、児童生徒一人一人が個々のペースで自分から進んで学習することができるようになったりと、子供たちに新しい学びのスタイルを提供することができつつあります。

児童生徒たちは、端末を使って学習することを楽しみにしているようで、中には雨の日の休み時間などに自ら進んで学習支援ソフトを用いてネット上の教科の授業を再生して復習したりする児童も現れています。

教員からは、学校で端末を使った学習内容を家庭で保護者に話すなど、家庭での話題づくりとしても活躍しているという声もお聞きしております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 分かりました。

もう時間がないので、もう一つだけ質問させてください。

また、ある学校においては、教育の指導、育成を課題として挙げている学校があると調査で分かったとあります。情報通信技術（ICT）に対する教員の理解度の差や研修によ

る現場の負担など、問題となっている学校があるといいます。町の教員においてはどのような指導が行われているのでしょうか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 教員の情報端末活用スキルの向上については、校内研修や県総合教育センターによる研修、文科省などが公表しているオンラインコンテンツを活用した自主学習のほか、県のモデル校事業に関係する研修等も活用しながら、各校が校内研修において教職員のスキル向上に取り組んでおります。

先週も、町教育研究所の事業として、駒寄小学校の教員が行う授業を、吉岡中学校及び明治小学校の先生が自校にてオンライン上で視察するオンライン研修授業等も実施いたしました。

町教育委員会では、このように令和3年度も様々な研修等を活用しながら、引き続き教員の情報端末活用スキルや指導力の向上などに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

〔8番 村越哲夫君発言〕

8番（村越哲夫君） 次に進みたいところですが、時間がございますので、これで私の質問を終わらせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、8番村越哲夫議員の一般質問が終わりました。

ここで昼食休憩を取ります。再開を午後1時といたします。

午前11時50分休憩

午後 1時00分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 13番小池春雄議員を指名します。小池議員。

〔13番 小池春雄君登壇〕

13番（小池春雄君） それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、第1点目でありますけれども、コロナ禍での対応についてお伺いをするものであります。

教訓と今後の対応ということに対してであります。

電話が繋がらないと多くの方たちから批判の声が上がっていました。電話が集中して混乱が起きることは容易に想像ができましたが、なぜこのようなことになったのか、まず

お伺いをいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 今回、コロナ禍での対応についてということで、質問をいただきました。

新型コロナウイルスワクチン接種に関しましては、コールセンターにつながりづらい、予約はすぐにいっぱいになったと、町民の皆様大変ご迷惑をおかけして申し訳なく思っております。

今回の第1回目の予約に関しては、ワクチンの供給量が限られていて、予約枠の数が十分確保できなかったことと同時に、コールセンターの回線数の不足、そのためLINEでの予約枠の確保について、LINE側での予約が多数を占めてしまい、いずれにいたしましても大きな混乱が発生し、予約が取れなかったことに対しましては、深くおわび申し上げます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 高齢者に対する情報の提供も対応も不十分であり、その責任は私は大きいと思っております。対象者に対してどのように思っていたのかも今聞いて、大変申し訳なかったという回答がありましたけれども、昨日の朝、議会の開会日だということで、どなたか知りませんが、私が朝起きると、うちの玄関に、「9市町村長が既に接種、コロナワクチン危機管理上の対応、住民不公平の声も」という上毛新聞、これは幾日でしたか、私も見ましたが、これが玄関に投げ込まれておりました。恐らく議会の中で何とか言ってくれという意味であろうというふうに私は捉えたわけなんですけれども、この中で9市町村長が既に接種ということで、それぞれの不平不満の声もあります。

高崎経済大学の教授から、この人は自治体経営論を専攻しているようではありますが、いち早くワクチンを受けた県外の一部首長に批判が集まったことを挙げ、「接種の優先順位や首長らが先行接種する必要性などを、あらかじめ住民や議会に丁寧に説明、公表しておく必要があった」と指摘。「急に横から割り込まれたという印象を持つ住民も少なくないだろう。今回の件は、行政の公平性、説明責任、透明性の観点から、問題がなかったか検証する価値がある」というコメントを寄せております。

中には首長も陣頭指揮を執るんだから早く接種したほうが良いと考える人もいたでしょうし、しかしまた行政の公平ということで、首長だから早くその中に割り込んで接種を受けたんじゃないかと、またそういう力によってどこかの薬局の会長か何かが接種を受けて大きな問題にもなりました。

そういうことを考えると、確かに首長が接種をすること自体に私は反対をするものでは

ありませんけれども、それは何らかの住民に対する説明、あるいは議会に対するどうでしょうかというお伺いがある中で、皆さんの理解の下でそのような形で接種を受けたほうがいいんじゃないかということになれば、私はそのほうがよかったと思います。しかし、このことは住民に誤解を与えたということは、私は間違いないと思っています。

私のところに複数の方から連絡もいただきました。電話をしてもしてもつながらないんだけど、どういうことなんだと、どうなっているんだと。しかし、私は担当でもないし、その責にあるわけじゃないし、しかし町長に対して言える口は持っていますけれども、私が決定権を持っているわけではないのでということで、逃げるわけではないのですけれども、皆さんから寄せられたことにつきましては行政のほうにしっかりと伝えさせていただきますという範囲の回答しかできなかったわけです。

そういうことで、高齢者の接種状況はどうなっているのか、どこまでできたのか。そしてまた今後、65歳以上が終わりますと、続きましては65歳以下の人たちが対象になるわけでありまして。そして、混乱を起こさなかったところというのは、高崎市などでは、最初は90歳以上、そしてそれから5歳刻みで対象者を広げていくという形にしましたから、割に混乱が少なかったというふうに聞いております。前橋市なんかは先行して途中から75歳以上に切り替えたりしたものですから、それでも65歳、早く受付をした人は受付取り消すことなく、それと75歳以上を並行して行ったと。しかし、前橋市は随分混乱を来しているというようなこと、そういう事象が起きております。様々な報道を見ても、上越市なんかでは全くそういう問題がなかったというような記事も載ったりしております。

そういう中におきまして、そこでの反省です。反省がないと、やっぱり次の改善がありませんから、そこはどうかであったのか、また今後の見通しはどうなっているのか、この辺について回答を求めるものであります。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 今、今後の見通しということでございますけれども、その前に自分が接種をさせていただいた形につきましては、町のほうの高齢者接種の中において、自分も高齢者の一人としているわけでございますけれども、そのほかにも予約をされて順番を待っていた方がおりました。そんな中において、自分はキャンセル待ちという形の中で対応させていただいたということでご理解いただきまして、これからの対応につきましてでございますけれども、今後は一部優先接種もありますけれども、65歳未満の町民が対象となることから、年齢区分を細分化し受付するなど予約を取りやすくする方法や、高齢者受付でも実施した抽せん制にするなど、今、小池議員がおっしゃいました今までの反省を生かし、混乱回避を目指した安全かつ速やかな接種に向けて、るる検討して

いるところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今は高齢者で、大体予約等も含めて予想している何割ぐらいの方が受けられると、そして国では7月末ということでありますけれども、当町においてはその辺はどのようになっていますか。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） 一応、高齢者の対象者につきましては、吉岡町では5,000人超ということ、おおむね5,000人ということで、これは速報値になるんですけども、5月末日現在で、個別の医療機関と、あと集団接種の予約、これがおおむね3,200人くらい今取っています。そのうち500人の方は集団接種で打っていますので、実質、予約の件数的には今言った3,200人くらいで、今打てるという見込みが立っています。ただ、この中には、個別の医療機関の場合は、吉岡町以外の人も受けられるということになっていますので、その方がおおむね150人くらいいるので、大体今、現時点では3,000人くらいの方が接種済みもしくは接種の日程が決まっていると。また、この後に医療機関のほうでご協力をいただきまして、また300人くらい予約枠の確保と、あと集団接種のほうでも、もう1コース予定が、今自治会と協定しているんですけども、300人くらい予定ができますので、おおむね4,000人くらい今のところ確保ができています。

それで、7月末の接種についてなんですけど、一応希望する方については、おおむね接種予約は取れると思います。ただ、2回目となると、若干8月のほうにずれ込む可能性はありますけれども、おおむね7月中の接種というのほうではできるんじゃないかと考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 最初に質問した町長、今、冒頭で回答がありましたけれども、今の町長の回答は、どうも言い訳にしか聞こえないんです。町長の回答というのは、私も65歳以上で、余ったからと。しかし、ほかの人たちは電話してもつながらないということで大混乱をして、朝から電話をして夕方になってもまだつながらないんだと、どうなんだということだったんです。そういう中において、私は町長がしたことは、決して否定をするものではありませんけれども、そういう多くの方たちが順番を待っていても電話もつながらない状況の中で、町長のほうが先行接種を、余ったとはいえしたということについては、やは

り電話をしてもつながらない人から見ると、何だやっぱり役得かよという誤解を招くおそれというのは多分にありますよね。ですから、電話してもつながらなかったという人たちに対して、町長の忌憚のない考え、私はこうだったと、役得でそれはしようがなかったんだ、よかったんだと言うんだか、何と言うんだか、そこの住民に対する、住民の皆様が納得できる回答をまずもう一度、確認をしたいと思いますけれども。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどもお話しさせていただきましたが、1回目の接種、そして2回目の接種と2回、自分は接種会場で立ち合わせていただいた中において、最初の1回目のときには民生委員さんがキャンセル待機で接種されたという形で対応させていただいたんですけれども、2回目の接種のときに自分も接種会場におりまして、そこで担当のほうからキャンセルが、最後300番目なんですけれども、接種者がキャンセルされたからということで、キャンセル待機という形の中でさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 先ほど言いましたけれども、今回の件は行政の公平性、説明責任、透明性の観点から問題がなかったか検証する価値があると。住民から見ると、横から入ってきて急に受けたんじゃないかというふうにとられる方もいますから、この教訓というのをぜひとも生かしていただきたい。

それと、先ほどは65歳以上という話をしましたけれども、65歳未満の方もこれからスタートするわけなんですけれども、これにつきましては、私はやっぱりこれもまた電話で混乱するんじゃないかと思っておりますけれども、65歳以上でもこれだけ混乱するわけですから、今度はそれ以下の人まで全て対象となるわけですから、その中でもって何らかの決め方をしていかないとまた同じ混乱を来すと思うんです。ぜひとも混乱を来さないための方策を考えていただきたいと思うんですけれども、その点については現在どのように考えていますか。そして、これなら混乱を来さずに何とかいけるんじゃないかと。全くないというわけにはいかないでしょうけれども、同じ轍を二度と踏まないという考えの上ではどのように対応していくかをお尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほどお話しさせていただいたんですけれども、前の反省を生かして、年齢区分を細分化し、受付するなど、予約を取りやすくする方法や、高齢者受付でも実施

した抽せん制にするなど、混乱回避を目指し、安全かつ速やかな接種に向けて現在検討しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 65歳以上のこれまでのコロナの接種につきましては、近隣の市町村でタクシーの無料券であるとか、送り迎えだとか、高齢者に寄り添った接種が行われてきました。しかし、我が町ではこれまでもそういうことに対する説明もなかったし、その人たちに対する対応はどうします、こうしますという話も議会にはございませんでした。このことはどうしてこうなったのか。毎日、新聞等を見ていけば、近隣の市町村、県内の市町村にかかわらず、全国の市町村がどのような対応をしているか。そして、どうして電話もかからないし、そういう中で接種を受けるというのに、議会の中からも声がありましたが、夫婦で出かけようと思ったけれども、受付順とかそういうものがあって、夫婦でもばらばらだと、そういう不合理もありましたよね。そういう方たちが、2人いれば1回で済まなくて4回になりますから、そういう問題も生じた。当然、そのことも分かっていたはずなんですけれども、私は近隣の市町村に見習って、やはりそういう接種を受ける方たちに対して、交通手段、タクシーあるいは無料バス、場所によりますとレンタカーを借りて、そしてその高齢者を接種会場まで送り迎えしたなどというケースも出ております。そこについての対応ができなかったということは、どういうことなのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 移動手段については、高齢者対応として、社会福祉協議会で行っている移送サービスにワクチン接種も可能することとしたほか、町で行っているタクシー運賃助成のよしタク等の利用を検討しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そのPRというのは十分でしたか。では、それをどの程度の人が利用しましたか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 十分であるとは思っておりません。

また、数につきましては、健康子育て課長のほうから答弁させます。

議長（岩崎信幸君） 米沢健康子育て課長。

〔健康子育て課長 米沢弘幸君発言〕

健康子育て課長（米沢弘幸君） すみません。うちのほうで周知不足なところもありまして、電話で問合せがあった方にはその旨、そういったサービスがあるというようなことでお話はさせていただいたんですけども、その件数についてなんですけれども、社協のほうに確認させてもらいましたら、数件申込みがありましたということで、今明確な数字は持っていません。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） やっぱり周知が徹底しないとその程度なんですよ。どこの町は無料のタクシーを出しますということが新聞等に載りますと、結構新聞を見ているから、じゃあうちはタクシーで行けるんだということが分かるわけですから、新聞等をぜひ見ていただきまして、吉岡町は他町村に遅れることなく、ぜひそういうことは進めていただきたいということは強く要望しておきます。

続きまして、2点目でありますけれども、外出制限で、特に高齢者の健康に深刻な影響が出ていることが大規模な調査で明らかになっております。運動不足による体調、体の機能の衰えであったり、人と会う機会の減少で物忘れなど様々な問題が指摘をされております。行政としても、施策を講じていかなければなりません。その対策、対応、特にフレイルと言われます老人が動かないことによって虚弱になっていくということがまた社会問題になっております。この問題について、今後町はどのような対策を立てていくのかについてお尋ねするものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症による自粛生活が長期化する中で、高齢者の方は地域社会とのつながりが減ってしまい、生活の不活発を背景とした身体機能の衰えですとか、免疫力の低下といった高齢者の健康2次被害という新たな問題が生まれています。

実際に、担当者のほうで高齢者の方から話を聞くと、誰かと話をする場がない、ストレスがたまるといふ声や、外出しないでいたら家から出るのがおっくうになってしまったという声などが聞かれました。また、介護保険で居宅介護支援を行っている事業者からは、介護保険を申請しても高齢者がコロナウイルスの感染を怖がって通所サービスになかなかつながらない等の声が聞かれています。

このことから、高齢者の方には自宅で免疫力を高める生活習慣を身につけてもらうため、今年2月にフレイル予防瓦版と称したリーフレットを全戸配布いたしました。内容は、簡単な筋トレの紹介や認知症予防等の重要性を広報したものであります。

また、さらに今年度は、介護保険制度の下で、介護予防・日常生活支援総合事業の一環として、訪問型サービスの創設も新たに予定しています。事業内容としては、要支援1及び2の方や基本チェックリストの結果によって地域包括支援センターが必要と認めの方を対象に、リハビリの専門職の方が自宅へ訪問して3か月間集中的に必要な支援を行うというものであります。

今後においても、介護予防に効果的な支援を模索しながら情報発信等を行っていきたいと考えています。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） この問題につきましても、最近特にコロナ禍において発生した問題であって、どういうものを見てもこれからどのように取り組むのかということが課題になっていて、こういうことがいいですというものがまだなかなか見いだせていないわけです。産学官で協調して、どういうことがいいかというようなことをこれから模索するというようなことで、始まったばかりのことなんですけれども、ぜひこのことにも留意をして高齢者対策を進めていただきたいということをお願いしておきます。

続きまして、子育て支援についてお伺いするものであります。

これまでの取組と今後の予定はということを出しておきましたけれども、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成25年に制定されました。子供の貧困率は13.9%と、独り親家庭では50%を超すとされております。新型コロナの影響でさらに状況は厳しくなっていることは容易に想像ができます。

法律では、目的、基本理念、国の責務、そして地方公共団体の責務が定められております。第4条の中では、地方公共団体の責務は、基本理念にのっとり、子供の貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに子供の貧困に関する法律では定めております。このことは、問題に即した対応が求められております。

県内の状況を見ましても、吉岡町は私から見ると大変遅れているというふうにしか思えてなりません。子育てをするなら吉岡町と誇れる施策を講じるべきだと思いますけれども、これにつきましてどのような考えを持っているか、まずはお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 子育て支援のこれまでの取組としては、健康子育て課分としては、吉岡町新生児交付金として、国の特別定額給付金の対象とならなかった令和2年4月28日以降に出生した子供に10万円を給付しております。また、吉岡町子育て支援給付金として、

国の児童手当受給者に臨時給付金を支給した世帯に、町独自に1万円を上乗せし支給いたしました。

今後の予定としては、町独自の支援を何ができるか、役場内で現在検討しているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、私のほうも注意して新聞の切り抜きをずっと取っていて、県内の状況を見ていたんですけども、そういうものを見ますと、果たして吉岡町はどうかというものを見たときに、比較してどうも吉岡町はいろんなことに遅れているという感じがするんです。もう4回目だ、5回目だという市町村もございます。ぜひともコロナ禍というものを自分のこととして本当に理解して、自分が貧困家庭になって、そしてその子供がなかなか厳しい状況にあるといたら、何が欲しいか、何が足りないかということはおのずから見えてくると思うんです。ですから、そういう人たちに寄り添った施策。初めて新しいものをやることも、それでもいいです。しかし、このように新聞等を見ていると、様々な町村の出来事がある、様々な町村がいろんな手を尽くしていますよね。一つ一つその紹介をしているとまた切りがございませぬから、しかし恐らくそのことというのは、担当課でも切り抜き等をしてみんな見ていると思うんです。そしてまた、思っていることもあると思うんです。そうすれば、何をするか、何をすべきかというのは見えてくると思うんです。

前回の議会では、いろんな市町村の例を示して、この市町村でこうですけどもという質問をしましたけれども、細かくしませんけれども、そういうものを見ているわけですから、それによればやっぱり吉岡町はちょっと遅れていた、いろんな政策が少ないというのは感じると思うんです。ですから、私はもっと積極的に、本当にかゆいところに手が届く施策が大事だと思います。そしてまた、議会の中でも、予算委員会でも、また文教厚生常任委員会でも、意見として町長に上げてあるわけですから、そういうものを真剣になって正面から捉えて施策を講じていただきたいと思っておりますけれども、これまでの遅れを挽回するという意味で、今後の対応についてどのような考えを持っているか、ぜひ私はやっていただきたいと思うんですけども、町長の決意をお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 議会のほうから要望を承っております。それにつきましても、各課職員の方々に、それに沿ってどういう形で対応できるか、どういう形で町民の子育て支援、

また弱者対策はできているか、そういうものをみんなで考えて、今回の施策、支援をしていきたいということで、現在投げかけさせていただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このコロナ禍によりまして、子供の貧困ということが大きくクローズアップされております。そして、最近話題になっていることが、小中学生が生理用品を買えずに学校に行けない、この問題がクローズアップされております。当町ではどうもまだ対応がなされていないようであります。

私の手元にもありますけれども、新聞を見ても相当な市町村が無償でお手洗いに置くとか、図書館に置くとかして自由に使える。玉村町では何か所かに置いてあって、要するに貧困であるか貧困でないか、そんなの関係なく、必要とする人は自由に持っていけるというシステムにもなっております。

前回、文教厚生常任委員会の中で、教育委員会事務局長に聞いたら、このことはいかがですかと言ったら、まだその話題にもなっていない、その話もしていないという回答でした。果たしてそれでいいんでしょうか。私は、教育長に、お金のことは町長に聞きますけれども、このことは教育長にお尋ねしますけれども、このことが教育委員会で話題にのってこないというのはどういうことなんでしょうか。そしてまた、教育委員さんもいますよね。教育委員さんの中からも、新聞紙上でこんなにたくさん出ているんですけれども、このことが教育委員さんの中からも、教育委員会の会議の中からも出てこないんでしょうか。私は不思議でなりません。まず、このことについての回答をください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） コロナウイルス感染症の影響で、経済的に困窮する世帯が増加する中で、貧困に悩み、女性が生理用品を購入するのが難しい事例が発生しております。女性の身体に特有の消耗品であることから、困難を抱える女性へ寄り添いながら支援する必要性を感じております。

そこで、町では経済的な理由等で生理用品を購入することが困難な希望者に対して、生理用品を無償配布いたします。詳細については、介護福祉課長、また教育委員会事務局長、それぞれ答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足をさせていただきます。

町では、貧困に悩む女性の支援につきまして、生活に直結する社会的な課題として捉え

まして、生理用品を無償配布いたします。7月から、役場介護福祉課福祉室の窓口で生理用品を無償で配布する予定です。

なお、配布対象者は経済的に困窮している方で、窓口で申出のあった人といたします。窓口では、女性の心情に配慮しまして、名刺大のカードを受付に用意しておきます。来庁者の方がそのカードを職員に直接手渡せば生理用品を受け取れるようにいたしたいと思っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会といたしましては、まず就学援助の対象世帯について、介護福祉課が実施する役場窓口で生理用品を配布する事業と連携した取組を行いたいと考えております。

また、学校内の対応としましては、生理用品を必要とする児童生徒に対し、養護教諭が保健室で直接手渡しするといった対応を現在予定しております。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） このことが教育委員会で話題になりませんか。

議長（岩崎信幸君） 山口教育長。

〔教育長 山口和良君発言〕

教育長（山口和良君） この生理用品に関しましては、教育委員会で話題になっておりません。

教育委員会のほうでは、既に子供の貧困対策に関連することとすれば、やはり学力の向上、全ての子供たちにしっかりとした学力をつけるということで、町の様々な施策を展開している中でのご意見をいただくことはしばしばございますが、生理用品のことについて特化したご意見というのは今までございませんでした。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） だから私は不思議でならないんです。というのは、今、子供の貧困の中で、生理用品が買えないので学校に行けないということが問題になっているんです。このことが問題で学校に行けない、そのことに対して、教育委員会の中でも話題が出ないということ自体が私は不思議でならないと言うんです。また、ならなければ、そういう問題というものをやっぱり教育長としても提起をしていく必要というものがあると思うんです。学ぶ権利ですから、みんなひとしくあるわけですから。

だから、先ほど課長のほうから回答があつて、7月からという話がありましたけれども、随分遅いですよね。渋川市はもう4月から配布していますよ。3月で決定して4月1日か

ら。大変遅いじゃないですか。遅いでしょう。だから何でここで素早くできないのか。そして、もうそのときからですよ、そこへ行ってアイコンタクトすれば、そこでもうすぐに手渡しをするというふうに、子供のプライバシーであるとか、大人のプライバシーを最大限に守って、そして気軽にそこでお持ちいただけるということが大事なわけです。そしてもう群馬県でも、どこでも女性のお手洗いには備えつけておいて自由に使えるというふうになっているところがほとんどなんです。それが保健室に行けばなんて、そんな話をしている段階じゃないんです。全く子育て支援なんて言って、目が行っていないじゃないですか。もう少し子供の心情を察して気軽に使えるということが一番大事なんじゃないですか。そこは町長、ぜひともそういうところに配慮して、どういうふうにすればみんな気持ち楽にして気楽にしてそれを使うことができるかと。

そしてまた、誰が困窮しているかしていないか、なかなか分かりませんよね。しかしだけれども、必要とする人はどなたでもそれが利用できるという制度に改めればいいじゃないですか。ぜひそういうふうにしていただきたいと思います。気軽に利用できるように、どうせある制度でしたら、気楽に、気軽に、どこにも遠慮することなく。そして、なるべく早く、7月からなんて、まだ6月に入って今日は2日です。まだ1か月も先に引張るんですか。何とでもできるでしょう。今、開会中ですから。予算がなければ補正を出せば、議会が最後の議決と同時にそのことがスタートできるじゃないですか。あれば予算の流用も可能ですし、なければ補正もできますから、ぜひとも私はそういう対応を、周りを見てもちっとも前に進まないんじゃないかと、周りを見て周りに遅れぬようにしてどんどん進めていくということが私は大事だと思います。ぜひそのような動きを、町長していただきたい。いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 改めて関係機関と確認をさせていただいて、できる限り早く進められるように努力したいと思います。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 町長、協議ばかりしていて前に進まないのが一番困るんです。協議したら、そのことはどんどん手を打つと。先ほどの回答ですと7月からですから。7月ではなくて、もう遅れに遅れていますから。もっと素早く、だって可能でしょう。今、議会開会中ですよ。できますよ。

私、先ほど言いましたけれども、困窮している方だけが対象じゃなくて、コロナで全体が困窮しているから、国としても1人10万円というものを給付しているわけです。です

から、希望する人には十分にそれを行き渡らせる。これからSDGsの話もしますが、これにも関連しますが、ぜひともそういう対応を取っていただきたい。町長、いかがですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町内の真に困っている方を支援すべく、速やかに努力していきたいと思っています。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） ぜひとも速やかに対応していただくよう、強く望んで求めておきます。

奨学金制度も検討を前議会でしていただきました。さきの議会でも言ったんですけども、高校生であるとか大学生、これが留年するんじゃないくて、もう高校生、大学生も、授業料がただになっても、学校の管理費であるとか、様々な支出があります。そのことが払えないので、大学を、高校を、中には進級を諦める、大学も退学をせざるを得ないという人たちが増えております。私はこういう人たちにぜひとも奨学金制度を創設していただきたいという話をしましたら、町長のほうは検討するということでしたけれども、ぜひともこのコロナ禍においては、町がその気にならなければならない制度ですから、ぜひともこの制度を早く、子供たちが退学してしまってからでは間に合わないんです。入学を諦めてからではしようがないんです。途中退学をすることがないような形で町でできる支援を考えていただきたいと思いますけれども、町長いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 現在、高校生等については、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等により、全ての意思ある生徒が安心して教育を受けられるような制度が取られております。

また、高校生を対象とした奨学資金貸付制度については、群馬県教育文化事業団高等学校等奨学金や群馬県高等学校等奨学金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等があり、大学生を対象とした奨学金としても、大学等がそれぞれ設置している大学独自の奨学金のほかに、独立行政法人日本学生支援機構による無利子の第一種奨学金と利子付きの第二種奨学金のほか、返還が不要な給付型奨学金の制度も創設されております。

そのほかにも、文部科学省では令和2年度から、意欲ある子供たちの進学を支援するため、高等教育修学支援に係る新制度を立ち上げており、このように国や県などにおいて修学支援に関する取組が進められている中、町としても総合的に検討していきたいと考えて

おります。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） そのことは、さきの議会で町長から回答は得たのです。そこでその検討をするというのが、以前、前回の回答なんです。全く一緒では済まないじゃないですか。しかし、状況は深刻になっています。状況はますます深刻なんです。大学生で、途中でやめなければならないという人が増えています。お金を無償で支援するところもあります。それはよっぽど成績がよかったからですね。誰もが受けられるんじゃないんです。無償というのは、本当にごく一握りの僅かな人です。ですから、意欲はあるけれども金がない、何とかしたいという人に対して、どういう奨学金でもそれぞれ厳しいんです。ですから、そういう人に対して、だから群馬県でも幾つもの市町村が奨学金制度を持っています。利用もしています。ですから、そういう中において、吉岡町は群馬県の中でもどの市町村においてもやっぱり一番いいねと言われる制度をつくるべきじゃないですか。だって、子供というのは国の宝でしょう、町の宝でしょう。子供なしにして、その市町村が栄えることはありません。これは投資でしょう、その町の将来に対する。私はこのことは積極的にやるべきと思うんです。

町長、その場逃れの回答じゃなくて、ぜひとも真剣になって、今そういうことで、もしかしたら今でもうちも大変だから進学は難しいかなと。ヤングケアラーの話もあったじゃないですか。親の面倒を見なくちゃならない、弟の面倒を見なくちゃならない、こういう人たちが自分の進学を考えられますか。こういう人たち、意欲ある人たちのために、町は何をすべきかということを実際に考えていただきたい。そして、ただ考えただけじゃなくて、そのことを行動として表して、町に制度としてぜひともつくっていただきたいと思うんです。町長、最後に同じ質問をしますけれども、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） しっかり研究していきたいと思っています。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 研究するのはいいんですけれども、研究してからその後に前に進まないということが一番困ることなので、ぜひとも研究して前に進めていただきたい。

それと、先ほども質問がありましたけれども、ヤングケアラーということも、今大きな話題となっております。私は、この問題というのは、国連では結構前から採択をされてきて、子供の貧困の中にもヤングケアラーというのが出てきて、世界中でこのこと

が問題になったわけなんですけれども、確かに実情というのが見えにくいわけです。なかなか見えてこない。しかし、見えたときにどうするか、またそのことを見ようという認識があれば見えてくるのでしょね。その認識がなければ見えてこないと。だから今、日本では最近になってNHKなんかでヤングケアラーの問題が何回か放送されて、そういうものを見た人が、こういう実態があるんだというものを改めて認識したんだと思うんですけども、これは先ほど廣嶋議員のほうから数字も出しておりましたけれども、クラスでいうと、中学生ぐらいですと、1クラスの中で2人ぐらいいるという勘定なんです。お母さんの面倒を見たり、お父さんの面倒を見たり、あるいは妹の面倒を見たり、ましてやコロナ禍の中でお母さんがなかなか十分に働けない状況が生まれてきて職を失ったりする。そうすると、お母さんは当然、独り親家庭はどうしようかと思って、その中で様々な先のことを考えて心配しますよね。そういうことによって精神疾患を来す、その精神疾患があるお母さんがまた働けなくなる。そうすると、子供がお母さんの面倒を見なければならぬし、きょうだいがいれば弟なり妹の面倒を見なければならぬ。そのことによって学校にも行けない。でも、子供というのは世間を知りませんから、このことというのは私だけのものじゃなくて、みんなもそうなのかもしれない。子供ですから、その知識はありませんから。ということで、黙っていて成長したら、今になって気づいたら、僕も私もヤングケアラーだったということが今分かってきたんですね。

ですから、周りがそういう人たちを見つけ出すというか、発見するというか、周りが思い入る気持ちがあればそういうものが見えてくるんだと思うんです。ぜひともこの問題につきましても、学校であれば先生たちが、そういう目で捉えているかどうか。その視点がなければ絶対見えてきません。ぜひ、学校であれば、このことはもう承知していると思えますけれども、教育長のほうも再度、教育長として、また学校側に対しましてもそういう視点を養っていただいて、そういう目で子供たちを見守るところに力点を置いていただきたいと思います。それが見えてこない、次に打つ手というのは出てきませんから。水面下にいるようなものなんです。下にいるわけですから。ですから、見るほうがそういう認識があって初めて見えてくる問題ですから。ぜひともそのことには注意を払っていただきたいとお願いをしておきます。

時間も迫ってきておりますけれども、続きまして、コロナ禍の問題で、次に生活支援についてお尋ねをするものであります。

緊急小口資金の貸付状況でも実態が見えてきますが、町独自の対策はということを出しておきましたけれども、住民に対する何らかの調査は行っていますか。実情に応じた今後の対応が必要です。これは県内で様々な支援をしていますけれども、まずお尋ねをしますけれども、緊急小口資金、吉岡町ではどのくらいの数の人がこれを利用したかという数字

は捉えていますか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） コロナ禍により、多くの方たちが先が見えず不安を抱いている中で、生活困窮者に対する支援が急務となっております。町では、コロナ禍による背景への影響について調査は行っておりませんが、一時休業や収入の減少などの相談に対しては、政府が行う緊急小口資金や総合支援資金の貸付けについてご案内をさせていただいております。

国による特例貸付けにおける最大貸付枠は200万円となっており、一定期間の支援効果が見込まれております。長引くコロナの影響を受けて、政府は追加支援策として、生活困窮者に対しての貸付金償還免除制度のほかに、新たに給付金を創設する検討も行われており、当面は町で独自の貸付けなどを行う予定はしておりません。

しかしながら、コロナの感染対策で特に配慮が必要な高齢者や障害者等に対する独自支援は行っていく予定であります。また、コロナが収束した後、なるべく早く生活の基盤を立て直せるような支援も、関係機関と協力して対応しております。

なお、詳細につきましては、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 先ほど議員からご質問のありました貸付けの給付金の実績でございますが、特例貸付けにおきまして、令和3年5月31日現在、吉岡町などの実績の数字をお伝えします。

緊急小口資金は112件、金額にしまして1,997万円。続いて、総合支援資金、こちらは56件、金額にしまして2,666万円。続いて、総合支援資金の延長分、こちらにつきましては19件、649万円。そしてさらに、延長が終わった方に対しては再貸付けも行われております。その再貸付けの件数が4件、金額にしまして225万円でございます。合計で191件、5,531万円が給付実績でございます。

続いて、先ほどの町長の補足説明をさせていただきます。

まず、町独自の支援策といたしまして、障害者の方に対して手作り布マスクの給付事業、こちらを行います。また、午前中の質問にも答弁させていただきましたが、高齢者の方に対しては移送サービス、それから配食サービスにつきましても費用助成を継続いたします。また、こちら先ほどの答弁でお伝えしましたとおり、生活困窮者の方に対する生理用品の無償配布事業を速やかに実施したいと思います。

それ以外につきましては、現在、町の社会福祉協議会のほうで県社協から委託事業によりまして、自立相談支援機関として相談支援員が配置されております。その相談支援員の

方が、生活困窮者の方から、生活状況ですとか仕事など、失業、それから求職、そういった部分の悩みを聞きながら、解決に向けた各種の提案を行っております。住居の確保支援、就労支援、一時生活支援、家計改善支援など、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、今後も町及び関係機関と連携して対応してまいりたいと思います。以上です。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 今、報告があったように、それなりに結構な数で貸付けにつきまして要望があるようであります。これは群馬県ですけれども、無利子貸付けが3万6,000件という報道がありますから、これを見ても相当な数が貸し付けられたということが分かるかと思えます。

そして、これだけの生活困窮者がいるということは、だからこれだけ借りるんですけれども、ですから私が言いたいのは、これも借りられない人もいます。ですから、そういう人たちに対して、町が本当に何をしてあげられるか。ぜひともこれだけの職員の人もいるわけですから考えて、住民の側に立った施策を講じていただきたいということを強く要望しておきますけれども、町長、それについての回答、思いがあればぜひ答えてください。

議 長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町 長（柴崎徳一郎君） 弱者支援につきましては、町として大いに支援していきたいと考えております。

議 長（岩崎信幸君） 小池議員。

〔13番 小池春雄君発言〕

13番（小池春雄君） 質問がちょっと、時間が迫ってきましたので、スラグ問題は時間がもしも余ったら後ですということ、4番目に出しておきましたSDGsについて町の考えを問うものであります。

SDGsの取組についてでありますけれども、2015年に国連で採択された持続可能な開発目標は、2030年までに持続可能な社会を実現するための世界共通の目標です。

17ゴール、169のターゲット、200以上の指標で構成されています。この壮大な目標に基づいて、気候変動や生物の多様性の創出などの地球の限界に由来する危機と、世界全体で拡大する貧困や格差の変革が取り組まれてきました。しかし、2020年から世界を席卷したコロナウイルス感染症により、SDGs達成に向けた世界の努力を後退させております。コロナを越えて、持続可能な世界の変革のために、今私たちが何をすべきかが

問われております。

役場庁舎の入り口にポスターが貼ってあります。町長も見ていますよね。意味もなく、どなたかに頼まれて貼ってあるものだと私は思いません。地方自治体として真正面から捉え、アクションを起こしていくべき問題です。これも職員の英知を募り、日本に誇れる対応が私は求められているんだというふうに思います。

先ほど、17の目標と言いましたけれども、まず1番にありますのは、貧困をなくそうと、これも子供を含めて貧困をなくそう、そして飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等を実現しよう、安全な水とトイレを世界中に、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、働きがいも経済成長も、産業と技術革新の基盤をつくろう、人や国の不平等をなくそう、住み続けられるまちづくりを、つくる責任つかう責任、気候変動に具体的な対策を、海の豊かさを守ろう、陸の豊かさも守ろう、平和と公正をすべての人に、パートナーシップで目標を達成しよう、これが17の目標でありますけれども、このことを視野に入れて、持続可能な社会をつくるというのは、私たち基本というのはその足元からですよ。これについての、時間も迫りましたけれども、最後に町長の見解をお尋ねいたします。

議長 (岩崎信幸君) 柴崎町長。

[町長 柴崎徳一郎君登壇]

町長 (柴崎徳一郎君) SDGsは持続可能な社会を実現するための世界共通の目標という壮大なものでありますが、私も議員と同様に、一地方自治体である吉岡町としても、町民の皆様と共に真正面から取り組んでいくべき問題と考えております。

ご承知のとおり、町では将来を見据えた総合的、計画的なまちづくりの指針として、現在、第6次吉岡町総合計画の策定に取り組んでおります。町では、この総合計画を皮切りといたしまして、今後策定または改定する分野別の計画においても、世界共通の目標であるSDGsとの関連性を明確にし、SDGsの視点を反映していければと考えております。また、各種計画の方向性等がSDGsの理念を通じて町民の皆様に分かりやすく伝わるよう努めてまいります。

それから、個人的でございますが、ある若者が、団体が、周りの人が優しくなる、人に優しくするためにはと、マゼンタ・スターのマークを身につけることで、困っている人に協力したい気持ちがあることを示す運動を起こしました。終わります。

議長 (岩崎信幸君) 以上をもちまして、13番小池春雄議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を14時15分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時15分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 資料の提出の依頼をいただきまして、再度提出をさせていただきます。

土地開発公社、県内の解散の状況についてということで資料を準備させていただきました。配付させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長（岩崎信幸君） 10番飯島 衛議員を指名します。飯島議員。

〔10番 飯島 衛君登壇〕

10番（飯島 衛君） それでは、議長への通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先ほどの小池議員の一般質問と波長が合ったと見えて、見事に重複してしまいますけれども、まず1番目のコロナ禍における女性の負担軽減について、（1）生理の貧困が問題になっている、必要な方たちに生理用品の無償配布など負担軽減を望むがと、（2）小学校、中学校の個室トイレでの生理用品の無償提供はできないかということを一一般質問するわけですけれども、小池議員がかなり舌鋒鋭くしておりまして、回答のほうももうなされているかと思っておりますので、私のほうは質問をしまして、要望をまとめてみますので、再度お答えをお願いしたいと思います。

コロナ禍における女性の負担軽減について、（1）生理の貧困が問題になっている。必要な方たちに生理用品の無償配布など負担軽減を望むがということでございます。

去る3月24日、公明党群馬県本部では、福重代表と小野女性局長の連名で、山本一太知事に対してコロナ禍における女性の負担軽減に関する4つの項目を、緊急要望を行いました。その4つの項目というのは、1つは防災備蓄品の生理用品を必要な方に配布してください、また配布においてはネット申請や郵送でも可能としてください。2つ、防災備蓄品等の食料も併せて生活困窮者に配布してください。3つ、県内の小中高等学校及び大学や公共施設等の個室トイレで生理用品を無償で提供してください。4つ目、生理の貧困にとどまらず表面化しにくいコロナ禍における女性特有の課題について、関係機関が連携し実態把握に努め、寄り添う相談支援体制を構築してくださいとの4点を、県知事に要望いたしました。

今、世界各国で生理の貧困が問題になっています。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず格差が広がっている先進国においても問題になっています。この問題は、日本でも無関

係ではなく、任意団体である＃みんなの生理が、高校生、大学生らを対象に行ったオンラインアンケート調査によると、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、他のもので代用している等との結果が出ています。3月23日の閣議決定では、孤独、孤立で不安を抱える女性を支援するため、地域女性活躍推進交付金の拡充で13億5,000万円が計上され、経済的な理由で生理用品が買えない生理の貧困対策として、交付金を活用した生理用品の提供も可能になりました。

吉岡町においても、誰一人取り残さない社会を実現されるために、一日も早くこのような女性の負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。

また、小学校、中学校の個室トイレでの生理用品の無償提供はできないかについては、イギリスでは全国の小中高校で生理用品が無償で提供されているとのことでございます。フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがあるそうです。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトによる親等から生理用品を買ってもらえない子供たちがいるとの指摘もあるそうです。町でも注意深く見守ってほしいと思います。まとめてですけども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 廣嶋議員、そして小池議員に続いての答弁でございますけれども、コロナウイルス感染症の影響で経済的に困窮する世帯が増加する中で、貧困に悩み、女性が生理用品を購入するのは難しい事態が発生しております。女性の身体に特有の消耗品であることから、困難を抱える女性へ寄り添いながら支援する必要性を感じております。

そこで、町では経済的な理由等で生理用品を購入することが困難な希望者に対して、生理用品を無償配布いたします。

詳細につきましては、介護福祉課長、また教育委員会事務局長、それぞれ答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、お答えします。

先ほどの小池議員の答弁と重なる部分がありますので、ご了承ください。

町では、貧困に悩む女性の支援について、生活に直結する社会的な課題として捉え、生理用品を無償配布いたします。7月から役場介護福祉課の福祉室の窓口で配布する予定であります。配布対象者は、経済的に困窮している方で、窓口で申出のあった方といたします。窓口では、女性の心情に配慮し、名刺大のカードを受付に用意しておきます。来庁者がそのカードを職員に手渡すことによって、黙ったままで生理用品を受け取れるようにい

たします。以上です。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 町教育委員会では、町の対応方針を受け、学校の養護教諭等との意見交換を実施し、次のような対応を予定しております。

まず、就学援助の対象世帯については、介護福祉課が実施する役場窓口での生理用品の配布事業と連携した取組を行う予定です。

また、議員ご提案の学校のトイレでの配布についても検討いたしました。対象が小中学生という多感な世代であり、慎重な対応が求められることに加え、コロナ禍の中で衛生上、また感染防止対策上からも対応に不安があるとの理由により、学校としましては生理用品を必要とする児童生徒に対して、保健室にて養護教諭が直接生理用品を手渡しするといった対応を予定しております。

なお、本事業につきましては、学校メール等を活用して周知していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 今、答弁の中で、配布を7月からという答弁をさせていただきましたけれども、先ほどの小池議員の答弁にありますように、できるだけ速やかにできるように努力させていただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひよろしく願いいたします。

それでは次に、デジタル化に向けて高齢者への支援についてでございます。

（1）高齢者を支援する体制の整備が必要と思うがということでございます。

5月12日に、デジタル庁を9月1日に新設するなどを柱とするデジタル改革関連6法が成立し、行政手続のオンライン化推進や国民生活の利便性がますます向上します。しかし、コロナワクチン接種の予約をLINEで行った際など、高齢者が戸惑っているところなどの報道がありました。忘れてならないのは、デジタル機器に不慣れた高齢者でもその恩恵が受けられるようにしなければなりません。行政のデジタル化が進めば様々な手続がスマホで行えるようになるだけに、高齢者への支援に努める必要があります。

総務省なども高齢者を対象にした無料の講習会を6月から実施するとのことでございます。総務省が5月18日に発表した無料講習会の実施についてですが、今年度はスマホの販売店などを中心に全国1,800か所で6月から開催し、スマホによるメールやLINE

Eなどの基本的な操作をはじめ、マイナンバーカードの申請方法などを教えるとしています。さらに、2022年度からは、毎年度、約5,000か所で講習会を開き、2025年度までに延べ1,000万人の参加を目指す方針というふうに聞いております。

町では、この高齢者への支援についてどのように考えているのか、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 議員ご指摘のとおり、行政手続のオンライン化など社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない方々のデジタル格差の解消を総務省は重大な政策課題として掲げております。

当町といたしましても、社会のデジタル化が急速に進む中で、高齢者の実情を踏まえつつ、助けを必要とする方に十分な支援が行き渡るようにすることが重要と認識しております。

今後の町が予定する支援方策については、介護福祉課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） それでは、町長の補足説明をさせていただきます。

現在、総務省が所管するデジタル活用支援推進事業の概要が示されております。主な内容は、先ほど議員ご指摘のとおり、全国1,800か所程度におきまして、主に高齢者のデジタル活用を支援する講習会を順次開始するというものであります。町においても、事業を積極的に活用し、地元ICT企業などと連携して講習会等が行えるよう調整をしていきたいと思っております。その際には、今年度、Wi-Fiの設置工事を行いインターネットの環境を整備した地域交流福祉施設を、最大限有効に活用していきたいと考えております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 町でも独自対策を取っているということでございます。

また、本当に地方自治体でも独自に高齢者への支援を行う動きは活発になってきております。例えば、東京都などでは、今年度から通信事業者と連携してスマホ教室を開催、そして参加者のうち希望する人には1か月程度、スマホを貸し出す等の事業を行ったりしているようでございます。

今回、コロナワクチンの接種の予約で、高齢者の方でLINE等を使ったり、もう使いこなせている高齢者もおります。そして、コロナワクチンの接種で高齢者が吉岡町に5,

100人ぐらいと聞いておりますので、どのくらいの方がスマホを今使えて、どのくらいの方がスマホ等を持っていないかこのデジタル化に取り残されようとしているのかというのが大事かと思えますけれども、その辺の実態は今後また調べていただきまして、私としましては、様々な人に高齢者支援という形で、例えば民生児童委員さんなどの手を借りて、一人一人丁寧に、スマホを持っていない人は町で対応するとかして、そして操作の仕方を教えていく、また自治体の中でもスマホが得意なお年寄りの人とかがいたら、その自治体の集まりの中で教えていく。そういった形でみんながおせっかいを焼いて、町中の高齢者にスマホが使えるような形でなっていければと思っておるんですけども、その辺について町長はどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 先ほど介護福祉課長のほうからもお話がありましたように、デジタル活用支援推進事業というものがございますので、これらを積極的に活用して高齢者へのスマホ活用等も促していけたらと思っております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 本当に先月19日からコンビニでもマイナンバーカードを使ったりして、どんどん利便性が高まっております。ぜひ高齢者のデジタル化への支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、（2）マイナンバーカードの高齢者の取得率はどうかということですが、現状と対策について町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） マイナンバーカードの交付率につきましては、5月21日現在で町全体の交付率は約26.5%になります。高齢者の交付率につきましては、65歳以上の交付率は約27.7%で、内訳としまして65歳から74歳の交付率が約31.9%、75歳以上の交付率が約22.8%になります。マイナンバーカードの取得に対する高齢者等への支援につきましては、令和2年4月から顔写真の撮影サービスを実施しました。今年5月からは月2回の延長窓口の時間を19時30分まで延長し、マイナンバーカードの交付事務を実施しております。また、マイナンバーカードを保険証として利用するために、相談等があれば取得後に役場で手続の支援を行っております。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） この支援の対策ということで、まだ取得されていない方に働きかけみたいなようなことは特にはしていないでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 特に高齢者というようなことでは行っていません。マイナンバーカードの取得については周知のほうはさせていただいておりますけれども、そういったことになります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） それでは、（3）に移ります。この取得時の身分証の提示の現状についてなんですが、最近、地域の人で、アパートに住んでいまして、免許証がなくて、年金手帳もなくしてしまって、要するに証明書がなくて、窓口でマイナンバーカードを引き取りに来たんですけども書類が2つないと駄目だという形でちょっと嫌な思いをされたということで、もうマイナンバーカードなんか要らないというような、えらい短気を起こされた方が私のところに相談に見えまして、それで取りあえず役場のほうに問い合わせて、1種類は介護保険証というのは持っていたんですけども、あと1つの書類が要するに何もなような状況ですから、生活保護も受けていらっしゃるんですけども、その書類みたいなものもなく、それで役場に行った経緯があって、それで解決したんですけども、今、マイナンバーカードを交付するときの身分証は、写真付きの免許証があれば1枚でよろしいんでしたか。その辺ちょっと確認をしたいんですけども、よろしくお願いします。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） マイナンバーカードの交付時の来庁方式の本人確認書類につきましては、顔写真付きの証明書類等があれば1通で発行は可能となっております。（「ない場合は」の声あり）これは法令等の規定によりまして必要な書類で確認することになっておりますので、顔写真付きの証明書類がない場合は、健康保険証ですとか、介護保険証、年金手帳、医療受給者証などのもの2種類以上の書類で確認するという定めになっておりますので、本人の状況により所持している証明書類等も変わってくるかと思っておりますので、相談を受けたときにはお話を聞いて状況に応じた証明書類の確認で行うというような形になります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） やはり顔写真がない場合は、2つの書類が必要だと法律上決まっていると

ということなんです。ですから、マイナンバーカードを取得するので本当に慎重にするのはもちろん分かるんです。けれども、めったにいないと思うんです。本当に身分証が何も無いというか、1種類、介護保険証しかないというような、本当にめったにいない人なんですけれども、そういう人が万が一いた場合、介護保険証1枚だけで、その2枚というハードルじゃなくて1枚だけでできないかということをお聞きしたいんです。それで、なおかつもし1枚で、あとは自治会の自治会長とか、誰か地域の住民みたいな人がついていけば交付してくれるとか、その辺はあくまでも絶対2枚ないと駄目なんですか、今後とも。その辺を、やはりなるべくマイナンバーカード取得するのに対してハードルを少し下げていただいて、めったにいないと思うんです、こういう証明書がないという方は。たまたまそういう珍しい人に私は相談を持ちかけられまして、本人もそんな面倒くさいのならもう要らないというぐらい怒っちゃいまして。

その辺は、だから窓口に来て、もし1つしかない場合は、何かほかにちょっと、でも無いものはないという形なんだけれども、その人の場合は生活保護のあれが伊勢崎のほうにあるというので、その案内状みたいな何かを持って、それで役場の職員が確認してくれてオーケーになったんですけれども、そういった形であくまでも窓口に見えて、1枚しかないから駄目とかそういうんじゃなくて、何とか救済する措置を窓口の対応でしていただけないかと思うんですが、町長いかがでしょうか、その辺は。

議長（岩崎信幸君） 中島住民課長。

〔住民課長 中島 繁君発言〕

住民課長（中島 繁君） 先ほど言いましたように、官公庁等が発行する顔写真等の証明がない場合は、そのほかのもので個人の識別事項、氏名ですとか生年月日ですとか、住所等が記載されている証明で、2点で行うという形になっておりますので、この辺については2点で確認させていただきたいと思います。

ただ、今後、よくお話を聞かせていただきまして、本人がないと思っている場合でも、これでも大丈夫というような確認書類もあろうかと思っておりますので、まずお話をよく聞いて相談に応じながら証明書類を確認したいと思います。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひよろしくお願ひします。窓口でしゃくし定規で2つ書類がないから駄目だなんていうふうに追い払わないで、ぜひなるべく一生懸命、何かほかにないんですかというふうに聞いて、こういうのもいいんですよというような形で、なるべく取得に向けて親切に努力していただきたいと思います。書類がそろっていないから駄目ですの一点張りじゃなくて、その辺はぜひ、今、課長の答弁で今度はそういうふうに対応してくださ

るということなので、ぜひよろしく申し上げます。多分、何もないと、証明書が本当に1つしかないという人はまれだと思うので、そういう人が万が一また現れたときは、親切な対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

脳卒中、認知症の予防対策についてでございます。

(1) 葉酸サプリプロジェクト事業の実施を望むがということでございます。

4月30日の上毛新聞に、渋川市が認知症条例を制定するとの記事が掲載されておりました。記事中に、認知症患者が人口に占める割合は増加の一途をたどっており、2012年に全国では462万人だった患者が、25年に約700万人、65歳以上の約2割まで増加するとの推計があるとの記事がございました。町でも、2018年に文教厚生常任委員会で茨城県の境町へ視察に行かせていただいたわけですが、その境町では葉酸サプリメントを飲んで脳卒中、認知症を予防しませんかという事業を2017年より行っておったわけなんです。

その葉酸サプリのプロジェクトというのは、なぜ葉酸がいいかということで説明させていただきますけれども、葉酸サプリと聞くと妊娠を考えている女性や妊娠初期の女性が飲むサプリメントという印象が強いと思いますが、葉酸は脳卒中や認知症を予防する働きが期待され、世界中で注目を浴びている成分です。葉酸は、ノリ、お茶、緑野菜、レバーなどの食品に多く含まれています。葉酸の摂取により、脳卒中、心筋梗塞、認知症、鬱病、骨粗鬆症などの予防に役立つという研究結果が出ています。そのため、要支援、要介護者を大幅に減らす方法として葉酸の摂取が進められています。特に高齢者は、葉酸の吸収や利用の効率が低下するため、しっかりと葉酸を摂取することが大事だそうです。

そういったことで、境町では、健康食品及び化粧品メーカーの株式会社DHCと包括連携協定を結んで、健康寿命を延伸するための健康づくり事業として、葉酸サプリメントのプロジェクトを始めておったわけでございます。

それで、その前にもっと早く始めているところがあるということでございました。埼玉県の坂戸市では、坂戸市葉酸プロジェクトというのを2006年より実施して、葉酸含有食品の摂取を推奨したところ、健康寿命を延伸し、医療費と介護費を2年間で約22.3億円節減したという結果が出ているそうでございます。

こういった形で、境町でも1年間ごとにやるんですけれども、65歳以上の方を先着1,000名募集しまして、当然無料ですけれども、毎日1つずつ飲んでいただいて、簡単なアンケートをするようなプロジェクトだそうです。先ほどの渋川市が認知症条例というのをつくるということで、やはり認知症にならないような策を吉岡町では進められないかということで提案するものでございます。

今、吉岡町、いろいろ事業を見ると、子供さんのこととか、幼稚園、保育園、小学校、中学校の子供さん等にいろんな事業費が使われておって、なかなか65歳以上の高齢者に対しての事業というのが特にないかなど。たまには65歳以上の町民にも何か健康プロジェクトみたいなものが欲しいということで提案させてもらうわけでございますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） ご質問の葉酸サプリメントプロジェクト事業についてですが、埼玉県坂戸市が市内にある女子栄養大学と共同でビタミンB群の一種である葉酸を摂取する運動を進めている事業でございます。また、議員ご指摘の茨城県境町では、葉酸サプリを配布しているとのこと。

葉酸については、脳卒中、認知症の予防効果が期待されているとのこと。葉酸サプリメントについては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 吉岡町の65歳以上の高齢者の健康長寿のサポートの一環として、ぜひ取り入れてほしいと思います。

それでは、通学路の安全対策について一般質問をさせていただきます。

（1）車の速度を減速する措置や通学路の変更など、対策が必要だと思いますがということでございます。

皆さんにお配りした資料の2のほうになります。そちらに図があると思うんですが、地図があると思うんですが、この赤いのがあれなんですけれども、これはJA北群渋川南支店の前の道をずっと西に上がってくると、関越にぶつかります。その西に吉岡中学校の東の道路がずっとくるわけなんですけれども、要するに問題は、関越の西から関越をくぐった先に信号があるんです。角にローソンがあります。この信号は、歩車分離式の信号でございまして、右折の矢印が、道路には右折の車線の案内があるんですけれども、信号が青になって、赤になって、それで歩行者が動いてというような形で、私も何回か通らせてもらったんですけれども、要するに右折の時間がほとんどないということで、その手前の大久保と書いてあるところから右折して、この狭いところを物すごいスピードで2トンダンプだとか軽自動車が走っているわけなんです。この近所にお住まいの方は、車がすごい勢いで通っていると、抜け道になっているんだということ。

それで、この地域に今年、小学校1年生の子供さんが6人、団地の子でいらっしゃるそうなんですけれども、ちょうど時間が7時半近くの僅かな時間なんですけれども、物すご

い勢いで飛んでくるので、何か減速する措置やそういう方法ができないかということなんです。

また、もう1点は、今、通学路というのはどういった形で決めておるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 通学路の安全対策についてご質問いただきました。

ご質問の道路は、町道大久保山子田線と関越自動車道の西側の側道を結ぶ抜け道のように利用されている状況と把握しております。アパートの敷地部分につきましては、現段階では道路を拡幅する計画はございません。

なお、建設課長に補足答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 当該道路脇の老朽化した用水路を令和元年度に小規模農村整備事業を活用し、水路の更新工事を行っております。車両の擦れ違いの改善策としては、この用水路を活用することが考えられます。したがって、道路と水路との高低差や水路から水田への給排水箇所などを考慮し、溝蓋の設置が可能な箇所につきましては、道路幅員を確保するために溝蓋の設置を検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 小林教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小林康弘君発言〕

教育委員会事務局長（小林康弘君） 通学路の関係ですが、通学路につきましては、地域の子どもの役員等が、児童が主として通学に使用する道路を決定し、学校に報告します。その際に、学校の安全担当教員なども関わって取りまとめられたものが、その年の通学路という形になります。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 今、建設課長は側溝蓋をしてくださるということで、確かに新しい側溝で結構深いやつができています。そうすれば、ある程度幅も広がるでしょう。

それと、私も朝行かせてもらったら、本当に勢いよく飛んでくるんですよ、狭いところを。だから看板なり、速度が出ないような、30キロ制限にするとか、それとも30分だけ通さないというわけにもいかないでしょうから、何か工夫を。よく町なかに行きますと、道路がちよっと波打ってスピードが出ないような措置をしているかと思いますが、何か手だてを、看板なり、看板だけだと意外と無視してしまうかもしれないので、何か道路に標

識をやるとか、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

あと、ローソンのところの歩車分離式の信号が、右折車線ができれば、多分ここには通らないと思うんですけども、その辺の話をぜひ警察のほうとも相談していただきたいと思います。

ついでに、歩車分離式のところの交差点です。よく昔、私はスクランブル交差点みたいな形でゼブラをここに、はすにできないかと言ったら、駄目だと言ったと思いますけれども、現実に中学生などは歩行車専用で全部4車線、車が止まるわけだから、斜めで自転車なんかも行くのが現実なので、その辺は逆に歩車分離式の交差点は斜めの横断歩道もいいんじゃないかと思いますので、ぜひ警察とも相談していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして、駒寄小学校の西の道路でございます。ここもちょっと要望がございまして、駒寄小の西の門の電柱の上のほうに、資料1のあれですけども、高いところに30キロの速度制限の標識があって、結構幅が広い道路ですけども、やはり結構スピードを出している方がいるそうなんです。

それで、もう1枚のやつは、明治小学校から南のほうに下っていく道路のマークですけども、そちらにはゾーン30というので、ちゃんと路面に30キロでお願いしますと、また看板もこういうふうになっております。

ぜひ駒寄小学校の西の道路にも大きく分かるような形で減速していただくような措置をお願いしたいと思います。その辺、いかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 議員ご指摘の駒寄小学校西の道路についてですが、速度標識が小さいとのご指摘ですけども、こちらについては渋川警察署に確認したところ、50キロ以上の標識については視認性が悪化する、速い速度で動いていると見にくいという部分で大型にする場合もあるんですけども、40キロ以下については同じ大きさを大型化することは原則ないという確認をしました。

また、ゾーン30についてなんですけれども、この道路は30キロ規制の道路ではあるんですけども、現在のところゾーン30の区域の指定がされておられません。したがって、ゾーン30という記載ができないということになります。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） 再度お聞きしますけれども、ゾーン30のあれができないんですか、駒寄のところは。ちょっと説明をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） では、ゾーン30についてご説明申し上げます。ゾーン30とは、生活道路における歩行車等の安全な通行を確保することを目的として、ゾーン、区域ですね、これを定めて最高速度30キロメートルの速度規制を実施するとともに、そのほかの安全対策を必要に応じて組み合わせまして、ゾーン内の速度抑制やゾーン内の抜け道として通行することを抑制する等の生活道路対策でありまして、指定を受けなければなりません。

それで、こちらにいただいた写真のほうは北下地内で、平成26年度に指定されまして、この表記がされておるところでございます。

また、群馬県下でも令和元年度まで57か所が指定を受けているところがございます。

したがって、指定を受けて総合的な対策を行うというところが前提でゾーン30の標識が記載されることとなりますので、30キロ以下の制限と連動するものではございません。

また、駒寄小学校周辺のゾーン30の指定ですけれども、警察のほうに確認をしたところ、指定の可否は別として、必要があればご要望等を上げてほしいという話です。したがって、可否等を含めた合意形成はまた今後の課題になるかと思うんですけれども、そのほうの対応等をお願いしたいというところがございます。以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯島議員。

〔10番 飯島 衛君発言〕

10番（飯島 衛君） ぜひ指定をしていただいて、ゾーン30を設置というか、導入していただきたいと思います。

以上、最初の質問がちょっとできなかったのもちょっと早いですけれども、これで飯島の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、10番飯島 衛議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の一般質問は終了いたしました。

明日は、通告のあった6人のうち、残り2名の一般質問を行います。

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

午後2時57分散会

令和3年第2回吉岡町議会定例会会議録第3号

令和3年6月3日（木曜日）

議事日程 第3号

令和3年6月3日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問（別紙質問表による No.5～No.6）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日も、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告のあった6人のうち、本日は残り2人の通告者の一般質問を行います。

これより、お手元に配付してあります本日の議事日程（第3号）により会議を進めます。

日程第1 一般質問

議長（岩崎信幸君） 日程第1、一般質問を行います。

9番坂田一広議員を指名します。坂田議員。

〔9番 坂田一広君登壇〕

9番（坂田一広君） それでは、通告に従いまして、一般質問をいたします。

まず、第1点目、行政改革について一般質問するものであります。

（1）第3次行政改革大綱及び実施計画の進捗状況等についてを質問するものであります。ここでは、4点について質問するものであります。

まず、第1点目、行政改革の進捗状況についてお尋ねするものであります。

町のホームページによると、「『第3次吉岡町行政改革大綱』は、策定時において終期を第5次吉岡町総合計画に合わせ令和2年度とし、次期行政改革大綱の策定に当たっては第6次吉岡町総合計画に統合することとしておりました。しかしながら、第5次吉岡町総合計画は、今般のコロナ禍に伴う社会状況の変化と町政への影響を鑑み、令和2年9月吉岡町議会定例会の議決を経て、計画期間を1年延長し令和3年度といたしました。これを踏まえ、今後においても空白期間を置くことなく行政改革の推進に努めるため、第5次吉岡町総合計画の延長に合わせ、第3次吉岡町行政改革の推進期間を1年延長し令和3年度までといたします」とありました。終期が1年延長されたわけでありますけれども、現段階における進捗状況と課題について伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 今日は、坂田議員のほうから、まず行政改革についてご質問いただきました。行政改革の進捗状況についてお答えさせていただきたいと思っております。

第3次吉岡町行政改革大綱は、自治体がより主体的にまちづくりを行うべく、町民と協働できる行政サービスの実現及び効果的・効率的な行政運営システムの構築を基本的視野

に、組織体制や事務事業の進め方を簡素で効率的なものに転換を図るほか、強靱な行政経営体質をつくり上げるため、実施計画に各項目を掲げ取り組んでおります。その趣旨を十分踏まえた上で、現在も各所属において令和2年度の目標値を令和3年度における目標値に読み替える形で継続実施しているところでございます。

進捗状況といたしましては、令和3年度末見込みとし、各所属による取組結果を確認しているところであり、今後策定を予定している第6次総合計画に落とし込んでいけるよう事務を進めてまいります。また、課題としましては、議員ご指摘の自治体クラウドをはじめ、様々な状況の変化からさらなる検討が必要な取組も出てきております。具体的には、各所属からの確認を通して見えてくるかと思われまます。

今後の考え方として、行政改革は基本構想で触れるほか、取組項目については、基本計画、実施計画内に掲げていくものとなります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。自治体クラウドについて伺うものであります。

平成30年第3回定例会において、自治体クラウドの検討・導入について質問したところ、総務政策課長から「電算システムの共同処理の検討部会につきましては、平成29年度に行政改革研究会地方公共団体相互間の協力部会の研究成果といたしまして、自治体クラウドの導入は、効率的な行財政運営を行う上で高い効果が認められると整理されましたが、他方、導入に当たっての課題といたしまして、団体間における検討や調整の場がないことが上げられておりましたため、県の主導により本検討部会が設置されたという経緯でございます。中略いたしまして、部会の報告は、検討部会は、自治体クラウドの導入に向けた取組の足がかりとなるよう、まずは検討するためのグループを整理することを主眼に進めてきたものでございまして、今後は県や国などの支援を活用しながら、それぞれのグループによる具体的な検討を進めていくことにしたいと考えておるということでございます。また、構成市町村のみならず、群馬県全体に自治体クラウド導入に向けた取組が波及・拡大していくことを期待したいと結んでおるものでございます。町におきましては、本検討部会の結果はもちろん、全ての可能性、選択肢を排除せず、今後とも検討を続けていきたいと考えております」との答弁がありました。その後の進捗状況について伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財務課長。

〔企画財務課長 高橋淳巳君発言〕

企画財務課長（高橋淳巳君） 電算システムの処理手法である自治体クラウドとは、複数の地方公共

団体が共同で外部のデータセンターにおいて保有・管理されている情報システムを調達し、通信回線を経由して利用できるようにする取組で、地方公共団体の情報システムの集約と共同利用を進めることにより、経費の削減を図るものとなっております。

議員のご質問でも述べられておりましたが、平成30年度には、県の主導により吉岡町を含む14市町村が参加した電算システムの共同処理検討部会が開催されました。そこでは、「既存の自治体クラウドに加入する」、また、「複数の市町村においてグループを組成する」という2つの目標設定をいたしました。吉岡町は、そのうち、複数の市町村によるグループ組成を検討しまして、調整の結果、渋川市との2市町の編成となり、その後、担当者間で情報交換を行ってまいりました。

このような取組の中、本年2月には、国から新たな方針といたしまして地方自治体によるガバメントクラウドの活用が示されました。こちらにつきましては、今後、地方自治体による先行事業などにより内容が具体化され、令和7年度中には全ての自治体において移行するものとされております。これらを踏まえ、今後、町といたしましては、自治体クラウドのメリットやデメリットも含め検討を進めてまいりたいと考えております。また、ガバメントクラウドにつきましては、今後の国の動向に注視しつつ、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9番（坂田一広君） 自治体クラウドから全国の自治体がガバメントクラウドに加入するという流れになってきたという話であります。この自治体クラウド、電算関係の費用というのを二、三割は削減できているというのが実情であります。そういったことで、今後、ガバメントクラウドの導入ということでもありますけれども、経費削減という点からも有効であることから、きちんとした取組を行っていただきたいということをお願いしたいということで、今回はこの質問についてはここでとどめます。

次の質問に移ります。地域情報プラットフォームについてお伺いするものであります。

令和2年第1回定例会において、「地域情報プラットフォームについて、職員はどれだけ認識しているのか」との質問をしたところ、総務政策課長から「今後、システム調達の際には、地域情報プラットフォーム標準仕様の意義を職員に適切に理解させるとともに、そういった意味での、これからSociety 5.0の中でも記載のある事項でございます。職員のほうの理解を進めた上で、地域情報プラットフォームの標準仕様の仕様書への記載等を行ってまいりたいと考えております」との答弁があった。しかし、本年3月定例会の委員会における予算審査での質疑に対する職員の答弁等を聞いていると、地域情報プラットフォームへの理解が進んでいるようには思えない答弁もありました。職員の理解を

進める対策はどのようになっているのか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財務課長。

〔企画財務課長 高橋淳巳君発言〕

企画財務課長（高橋淳巳君） 様々なシステム間の連携を可能にし、各システムが準拠すべき業務面や技術面のルールである地域情報プラットフォームの導入は、業務の標準化、事務の効率化を行い、庁内の個別システム単位での複数のベンダーの参入を可能とするものであり、競争原理の導入によりコストの見直しにもつながると考えております。

その点におきまして、議員ご指摘のとおり、職員の間でシステムを導入するに当たって認識が薄かったことは否めません。今後、業務ごとに最適な製品を選定できることを改めて周知し、結果、コスト削減、業務の利便性向上を図れるよう、日頃から職員の理解度を上げるための情報共有に努めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 今、答弁にありましたように、その競争原理によって価格を低く抑えるということがこの地域情報プラットフォームの目的であります。本年度3月の定例会の予算審査におきましては、随意契約の言い訳として、地方自治法施行令の第何条に該当するから随意契約でいいんだというような答弁がひたすらひたすら繰り返されたわけでありまして、いま一度、製品感、データ移行の費用も含めてどうであったか。そのような答弁ができる程度まで職員の理解を深めていただきたいと、そのように考えます。

次の質問に移ります。マルチペイメントについて伺うものであります。

地方税共通納税システムの利用状況について伺うものであります。

平成30年第1回定例会において、税・料の収納率向上と住民の利便性向上の観点から、マルチペイメントについて一般質問をしたところ、会計課長から「総務省が全国の地方公共団体共通の電子納税システムの導入を目指しており、今後、納税の電子化が進んでいくものと思われまして、町といたしましては、このような状況を踏まえながら、町民の皆様の利便性向上を図るため、今後も多様な納付方法について調査検討を進めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。

また、令和元年第3回定例会において同様の質問をしたところ、会計課長から「地方税共通納税システムにおいては、10月より開始されます。町としては、今後それらの結果も踏まえながら、多様な納付方法について情報収集や調査を行い、町民の方の利便性の向上を図るため検討を進めてまいりたいと考えております」との答弁がありました。地方税共通納税システムの利用状況について伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 共通納税システムの利用状況についてでございますが、令和元年10月より開始されまして、個人の住民税の特別徴収においては152件ございました。割合につきましては、半年ですので0.48%でした。令和2年度につきましては、法人町民税で32件、4.94%、個人住民税の特別徴収につきましては953件、2.96%となっております。利用者については増加傾向と認識しておりますが、口座振替、コンビニ納付と比較しますとまだまだ低い数値であると考えております。

また、今後、令和3年度の税制改正において、令和5年以降の課税分については、固定資産税及び軽自動車税種別割が追加となります。今後も情報収集を行い、町民の利便性向上を図るために調査検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私も、この地方税共通納税システムについてどんなシステムか、またこれで利便性が向上すればいいのかなというふうに思っておったわけではありますけれども、納付できる課税科目が少ないと、あるいはクレジットカード決済等できないということ、なかなかまだ柔軟性に欠けるシステムかなと。でも、全国共通納税システムなので、町としてどうこうできる問題でもないということでもあります。ただ、このような納付方法もあるというようなことを納税する方々にお知らせいただきたいと思っております。

続きまして、2点目として、クレジットカード、ペイジーによる納付についてを伺うものであります。

令和3年4月1日から町税や水道料金などがスマートフォン決済アプリで納付できるようになりました。住民の利便性が向上した点については一定の評価ができるものであります。しかしながら、クレジットカード、ペイジーによる納付はいまだできていないのが現状なわけでありまして。今まで、クレジットカード、ペイジーによる税・料の納付の検討はどうなっているのか、そして、なぜいまだできないのか、その説明を求めるものであります。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） 吉岡町行政改革実施計画の中に、町税等の収納率向上について町民の利便性をより一層深めるため、クレジット納付やペイジーなどの新たな納付手段を検討するとしております。町民の利便性、周辺市町村の状況、また導入に係る改修費用や運営負担等も検討した結果、4月よりスマホ決済による納税を導入いたしました。スマホ決済においては、県内でも30の市町村で導入をしております。町民の利便性向上において納付

チャンネルを増やすことは重要と考えておりますので、今後もペイジーやクレジット納付につきましても調査検討してまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） このできなかった理由というのはどういうところがその障害になってできなかったのか、その辺の説明をお願いできますか。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） できなかった理由といたしましては、一応検討した結果、改修費用や運営負担等のことも検討した結果、スマホ決済を導入することに至りました。一番の理由としては改修費用等の理由でございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 改修費用というのは具体的には、おおむねで構わないんですけども、どれくらいかかりますか。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） ペイジーにつきましては、おおよその費用でございますが150万円ぐらいと聞いております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） クレジットカード決済についてはどうですか。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） クレジット納付につきましては、申し訳ございません、費用についてはちょっと検討しておりません。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） このペイジーやクレジットカード納付について、県内の他市町村の動向とというのは分かりますでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） クレジット納付については県内5市町村、ペイジーにつきましては4市となっております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

- 9番（坂田一広君） 今回、4月1日からPayPayとLINE Payですか、それで納付ができるようになったということでもありますけれども、私はちょっとそういった決済の方法ができないもので、いまだにわざわざコンビニに足を運んで税や料を納付しなければならない状況であります、わざわざコンビニまで行って。携帯の端末から納付できる、そういうサービスを受けられる人がいる一方で、いまだにそういったところに足を運ばなければならない、わざわざ納付のために、そういった町民もいるというようなことを考えていただいて、多様な納付方法、これは収納率向上に資するとともに、住民サービスの向上、そして窓口業務の軽減といろいろメリットはあるわけであります。もちろん、その分手数料というのはそれぞれ業者に払わなければならない部分もあるけれども、そういったことでぜひとも検討を進めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。3点目といたしまして、個人情報の観点から見たLINE Payの安全性について伺うものであります。

本年3月23日付の朝日新聞デジタルによると、「国内の月間利用者が8,600万人に上る無料通信アプリを運営する『LINE』の利用者の画像データなどを韓国のサーバーで保管していた問題に鑑み、子会社が運営するスマホ決済『LINE Pay』の利用者の取引情報のほか、加盟店の企業情報や銀行口座番号も韓国内のサーバーに保管されていたことが分かった。LINEをめぐっては、利用者がメッセージをやり取りする『トーク』で使われた画像や動画データが韓国内のサーバーで保管されていることが表面化。LINEは17日の発表文で、韓国内のサーバーには画像や動画データのほか、『LINE Pay』利用者の取引情報も保管されていることに言及していた」とありました。

総務省では、LINE社のデータ管理に関する報道等を受け、地方公共団体に対し、3月18日付でLINEの利用の現状を確認し、その結果を総務省に報告するよう依頼し、4月30日付で「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」が取りまとめられたことを受け、地方公共団体に対して同ガイドラインを踏まえて改めて自団体におけるLINEサービス等の利用状況の確認を行うとともに、適切なセキュリティーの確保を要請しているものであります。町の税・料の収納に関してLINE Payが使えるようになったわけでもありますけれども、この利用というのはこの国の示したガイドラインに合致

するものなのかどうか、お尋ねするものであります。

議長（岩崎信幸君） 中澤税務会計課長。

〔税務会計課長 中澤礼子君発言〕

税務会計課長（中澤礼子君） L I N E P a yの安全性についてでございますが、4月30日付の政府機関・地方公共団体等における業務でのL I N E利用状況調査を踏まえた今後のL I N Eサービス等の利用の際のガイドラインに合致しているかどうかというご質問についてでございますが、L I N E P a yはL I N Eサービスを決済手段の一つとして利用するものであり、町では収納代行業者を介してL I N E P a y社が提供するキャッシュレス決済サービスを利用しております。その場合、ガイドラインで示された確認すべき事項が2つあります。

1つ目は、収納代行業者との契約等を通じて、行政が保有する住民の個人情報をL I N E P a y社に提供する仕組みとなっていないことを確認すること。こちらにつきましては、町からの収納代行業者へ個人情報の提供はないことから、町が保有する住民等の個人情報をL I N E P a y社に提供する仕組みになっていないことを確認しております。

納付書のバーコードから読み取ることのできる情報につきましては、名前や住所といった個人を特定できる情報は含まれておらず、請求書コード・支払い日時等の支払い結果がL I N E P a y社から収納代行業者に送付され、収納代行業者から町に送られることになっております。よって、町が保有する住民等の個人情報をL I N E P a y社に提供する仕組みにはなっておりません。

2つ目は、収納代行業者が町のセキュリティーポリシーを満たすことを確認した上で委託を行うなど、確認すべき事項を記載すること。こちらにつきましては、契約書に個人情報の取扱いについて記載しており、町のセキュリティーポリシーを満たしていることを確認しております。

以上のことから、町が導入したL I N E P a yについては、4月30日付のガイドラインに合致しております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 町のセキュリティーポリシーというのは、誰が作成しているものなんですか。セキュリティーポリシー自体、きちんとしたものなのかどうか。その点について伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財務課長。

〔企画財務課長 高橋淳巳君発言〕

企画財務課長（高橋淳巳君） 町のセキュリティーポリシーにつきましては、国の法律改正等も踏まえながら、毎年更新させていただいております。それで、また説明会等を開いて、ただ今年度につきましては、コロナの関係等がございましたので書面での配付という形になっておりますけれども、そちらにつきましては、町の情報のセキュリティーポリシーにつきましてはきちとした形で運営をされている状況でございます。すみません、今、それそのものについては持ってはいないんですが、すみません。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） そうすると、このセキュリティーポリシー作成の際には、国から示された基準等々があるんですかね。それで、ほぼほぼ全国一律市町村等はそのセキュリティーポリシーに従っているという考えでよろしいですか。

議長（岩崎信幸君） 高田総務課長。

〔総務課長 高田栄二君発言〕

総務課長（高田栄二君） 情報セキュリティーポリシーにつきましては、情報の漏洩等を防ぐために、総務省の指導に基づきまして作成されているもので、情報の管理の部分の責任者等を定めておるものでございます。定めるに当たっては、当然、国のほうの指導を基に作成され、毎年技術的な基準、あるいは法的な改正があったために見直すよう指示が来るものでございまして、先ほど高橋のほうから説明がありましたとおり、今年度につきましては、その改正部分を反映したものの書面決裁を今行っておるところでございます。詳細につきましては、今手元にはございませんので、文面のほうは控えさせていただきます。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） このLINEの問題に関しましては、本当に3月に大々的にテレビ等、または新聞等で報道されたというようなことで、その後、町としてこのLINE Payの利用ということで、大変に不安に思っている住民の方もいらっしゃるのではないかというふうに思いますけれども、国から示されたガイドラインにはかなっていないということが確認できましたので、今後も住民の利便性、そして収納率の向上、窓口業務の軽減、そういった観点から利用していただきたいと思います。

それでは、第2点目、高齢者福祉について伺うものであります。

（1）として、吉岡町高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画について伺うものであります。

まず、第1点目として、第7期計画の成果と課題について伺うものであります。第7期

計画が終了し、第8期計画が本年度から開始したわけであります。第7期計画の成果と課題について町長はどのようにお考えになっているのか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第7期の計画の成果と課題についてのご質問でございますが、本町では3年を一期とした吉岡町高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の基本理念を「健康 助け合い 安心の吉岡」として事業を進めてまいりました。

第7期計画には、第5期計画から取り組んでいる地域包括ケアシステムのさらなる推進を図り、高齢者の方がいつまでも自立して生活ができるような様々な支援を盛り込んでおりました。ご承知のとおり、計画の最終年度は新型コロナウイルス感染拡大により事業の中止や見直し等を余儀なくされたものもありましたが、全般的にはおおむね実施できたと思われま

す。しかしながら、介護が必要な高齢者が年々増加していく中で、介護人材の確保に向けた取組や自立した日常生活を支える地域支援体制の充実及び強化に対しては、様々な課題も見つかりました。また、新型コロナウイルス感染症によって自粛生活が長期化する中で、身体機能の衰えや免疫力の低下といった高齢者の健康二次被害への対策についても事業の重要性を認識しております。

第7期計画で十分に取組みなかつたことは直ちに改善し、第8期計画の中で実現に向けた取組を行っていきたくと考えております。

課題の具体的内容について、またご質問がございますれば、担当課長より説明をさせます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。アンケート結果について伺うものであります。

第8期計画策定に当たり、町では介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を行っておるわけであります。こういったところで、住民の恐らくニーズを把握しながら計画に反映したのではないかというふうに考えられるわけでありますけれども、このアンケート調査の結果は第8期計画にどのように反映されたのか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） アンケートでは、高齢者の現在の生活機能や健康状態、また家庭での介護の様子、それから介護保険サービスや福祉サービスの利用状況など、詳細多岐に及ぶ設問に答えていただいております。それらの集計結果につきましては、関係各所とも情

報共有し、アンケート結果を踏まえた事業の見直しですとか、新たな事業を検討して計画を策定してまいりました。

アンケート結果の中で特に町が重点を置いたのは、地域包括ケアシステムの推進のための施策です。これは高齢者の方が介護などの様々な援助が必要になったとしても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、医療や介護、健康づくり、住まいや生活の支援を一体的に提供するものであります。高齢者の支え手にもなるあらゆる世代に向けた地域共生社会実現のための計画と言えます。

具体的には、アンケートの中で、介護者の方が一番不安に思っていることが、認知症状への対応ということが上がっておりました。第8期計画の中では、認知症の安心見守り事業、こういった支援制度の充実にさらに努めるとともに、新たに吉岡町成年後見支援センターを設置し、成年後見制度に関する様々な相談に応じるほか、制度の利用を促進するための各種事業を行うものとしています。

また、自宅で家族介護や介護保険サービスを受けながら住み慣れた地域、この吉岡町でずっと暮らしたいと半数以上の方が答えています。こういったことから、地域密着型サービスの利用の増加を見越し、小規模多機能型居宅介護事業所の整備を新たに計画いたしました。これらは全て事業の一例ではありますが、第8期計画の重要施策である地域包括ケアシステムの推進に向けた計画に基づき、今後も事業を実施してまいりたいと思います。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） それでは、次の質問に移ります。認知症対策について伺うものであります。

昨日、飯島議員からも質問がありました。まず、第1点目として、「よしおかあんしん見守り事業」について伺うものであります。

厚生労働省によると、高齢者65歳以上の4人に1人が認知症の人、またはその予備群であり、高齢化の進展に伴い認知症の人はさらに増加し、2012年（平成24年）には462万人、7人に1人であったのが、2025年（平成37年）には700万人、約5人に1人になるというような推計をしているようであります。認知症というのは他人事ではない身近な課題であります。

町でも、令和2年度から在宅で暮らす認知症の方を対象に、行方不明時の捜索、第三者に対する不慮の事故、または自分自身のけが等に備えた認知症保険への加入、行方不明時に迅速に発見できるGPSを活用した位置検索サービス事業、警察と連携して事前に身体情報等を登録する事前登録制度により、高齢者の安全と家族の安心をサポートするために、よしおかあんしん見守り事業を開始した。利用状況はどのようになっていますか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） よしおかあんしん見守り事業の利用状況についてお答えいたします。

この事業は、議員がおっしゃるとおり、令和2年度から実施しております。ご質問の利用状況であります。全て令和3年の3月31日現在の登録人数でお答えします。まず、GPSを活用して位置検索を行う吉岡町認知症徘徊高齢者等検索サービス事業でございますが、登録人数は5名となっております。次に、身体情報等を登録する事前登録制度である吉岡町認知症徘徊高齢者等事前登録制度の登録者数は31名でございます。

これらの事業を利用されている方は、認知症保険の吉岡町認知症高齢者等保険事業へ加入することができ、その加入者は5名となっております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 私、このよしおかあんしん見守り事業というのを知ってから初めて知ったのですが、この認知症の方等の行方不明時の検索等にも費用がかかるというようなことで、大体おおむねどれくらいの費用がかかるものなんですか。この認知症保険というのが30万円まで補償するというのは町のホームページに出ているわけでありましてけれども、時折やっぱりそのような迷い人等のお知らせが流れてくるもので、ちょっと心配になった部分もあるので、その辺、分かる範囲でよろしいので説明をお願いします。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 認知症の方が行方不明になって、その検索にかかる費用ということでございますが、これにつきましては本当に千差万別、様々な事情、また状況があると思います。今回、ご質問のありますこのよしおかあんしん見守り事業の中の認知症保険なんです。一応その保険が補償対象となる行方不明時の検索費用につきましては、1事故につきまして30万円が補償されます。もちろん、それ以外のいろんなリスクというのがあられるわけございまして、例えば線路に立ち入ってしまったら電車を止めてしまったと、そういったこととか、あとどなたかに偶然事故でけがをさせてしまった、あと他人の物を壊してしまった、そういったものに対しましても個人賠償責任補償という形で一応3億円までその補償が保険金の額として限度額が定められております。そういった保険を活用していただくことがこの事業の目的でありますので、ぜひ住民の方にさらに登録をしていただくように、町としては制度の普及に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） この認知症保険が5名でしたか、今加入している方が。加入料というのは町持ちであるというようなことで、では、どのような人がこの保険に加入できるかといったら、この位置情報検索サービスや身体情報の事前登録制度を利用している人、またはその利用を希望する人ということで、万が一そういった電車を止めてしまったなどというときには多大な費用がかかるわけです。そういったことも周知していただいて、この保険加入せつかく始めた事業でありますから、周知徹底していただいて多くの方に利用していただきたいと思っておりますけれども、これはちなみに保険加入料ってお一人当たり幾らぐらいになりますか。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 保険料は1万3,740円です。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） 本年度は、予算どれくらい計上されておりますか。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 15名分で20万7,000円予算を取っております。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） これは町の単独事業なんですか、それとも、国・県等から補助金が出る事業ですか。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） こちらの保険につきましては、町の単独事業です。ただし、GPSを活用した事業につきましては、介護保険の特別会計の任意事業に位置づけられておりますので、国、そして県、それから第1号被保険者の負担割合がございます。

議 長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） よしおかあんしん見守り事業、この周知徹底を図っていただいて、万が一のときに備えていただきたいというふうに思います。まだまだ利用者少ないですので、今後の啓発活動を望みます。

第2点目といたしまして、成年後見制度について伺うものであります。

成年後見制度普及啓発事業について伺うものであります。町長は施政方針の中で、「成

年後見制度普及啓発事業を開始いたします。地域の権利擁護支援体制の充実を図るため、町社会福祉協議会に委託して、成年後見制度の中核機関を設立いたします」と述べておられました。この中核機関では何を具体的にを行うのか、お伺いするものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 地域の権利擁護体制の充実を図るため、令和3年度から吉岡町社会福祉協議会に委託し、吉岡町成年後見支援センターを設立いたしました。その主な役割でございますが、成年後見制度に関する相談支援、普及啓発、利用促進及び関係機関との連携を図ることでございます。

具体的には、制度の利用を促進するため、案内チラシを作成し配布、また住民への説明会などを行って制度を周知いたします。また、電話と窓口においてセンターで様々な相談を受け、適切な成年後見制度の利用につなげるよう支援を行います。実際に制度の利用が必要なケースが起きた場合には、スムーズに利用できるような体制づくりの構築も重要な役割でございます。また、実際に申立人となる方に対しては、書類の書き方や内容の確認など、申立てに必要な支援なども行っていきます。

令和3年度に中核機関が行う事業は以上となります。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。老人福祉法第32条の審判の請求について伺うものであります。

平成12年の民法改正に伴い老人福祉法も改正され、成年後見等の開始の審判を市町村長もできるようになったわけであります。申立人については、本人の子に次いで市町村長、その次に本人ということになっておるようでありますけれども、吉岡町においては町長がこの審判の請求をした場合があったのかどうか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 市町村長による審判請求の事例についてのご質問ですが、吉岡町においても、町長申立てを行った事例はあります。認知症などによって意思決定能力が低下し、身近に親族がいないため、その高齢者が日常生活に必要な支援が全く受けられず、成年後見が必要と思われる方に対して行った事例でございます。町で、まず本人の状況確認を行い、2親等以内の親族の有無及びその親族が申立てをすることが不可能であることを確認した上で、町長の申立てとなります。

過去5年間におけるその件数ですが、平成28年度に1件、平成30年度に3件、令和

2年度に1件の申し立てをしています。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） このそういった権利擁護の必要性があるけれども、本人も親族の方も審判の請求ができないような状況の人というのは、どのようにその人の状況というのを知ることができるというか、この人、ちょっと町長による審判が必要なのかなという判断というのはどういったところから情報がもたらされるわけですか。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 情報のもたらされ方ということですが、一番多いのは地域包括支援センター、こちらのほうに情報が寄せられることが一番多いです。あとは民生委員さん、自治会の役員さん、あとはご近所の方で、やはりお住まいの方でちょっと心配な方が隣近所にいますと、そういった情報もあります。そういった情報が入りましたら、各関係各所と連携して、その方の身の上調査といたしますか、本当に必要なサービスが受けられていない状況で、どこまでその認知症状が進んでいるか、健康状態、そういったことを全て把握して、必要であれば町長の申立てにつなげるものでございます。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） この成年後見制度というのは、成年被後見人の財産を守る、それが主な目的であります。そういったことで、そういう本当にお困りの方というのを探す体制づくりというのもしっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、後見等に係る体制の整備等についてを伺うものであります。

老人福祉法第32条の2では、「市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としているわけであります。これは努力義務でありますけれども、町の取組状況というのはどのようになっておるか、伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 市民後見人の育成及び活用に向けた取組として答弁させていただきます。

現状、吉岡町では、老人福祉法第32条の2にのっとりた取組は実施しておりません。

しかしながら、社会全体として独り暮らしで身寄りのない認知症高齢者が増加している中、成年後見制度の需要が増してきていることは事実であります。成年後見人の確保として、市民後見人の育成をすることの必要性は十分認識しております。

また、市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その後見人活動を自治体が支援することが最も重要でございます。その第一歩として、今年度、吉岡町社会福祉協議会へ委託した吉岡町成年後見支援センター、こちらの役割を今後重点化していきます。将来的な役割として、担い手の育成や後見人支援等の事業につきましても、体制整備を行いながら取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 次の質問に移ります。成年後見制度利用支援事業について伺うものであります。

成年後見制度を利用する際にネックになるのが成年後見人や後見監督人へのおおむね2万円程度とされる基本報酬の支払いであり、このことが制度利用をちゅうちょさせる一因にもなっております。町でも、後見人等に対する報酬の助成事業を行っておりますけれども、成年後見制度利用促進のためには要件をもう少し緩和すべきではないかというふうにも思います。現状では、たしか生活保護世帯と町県民税非課税世帯で、銀行預金等が60万円以下の方ということで、ちょっとその要件が厳し過ぎるのではないかというふうにも思っております。この点について、町の見解を伺うものであります。

議長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 成年後見人等への報酬助成についてですが、この成年後見人等に関して、また後見監督人等につきましては、通常、事務を行うための経費と報酬が発生します。その後見人の事務を行うための必要経費は直接本人の財産から支払うことになります。

報酬額については、成年後見人が家庭裁判所に対して報酬付与の申立てを行います。その都度、裁判所が本人の資力、財力、そういったものを確認して決定されます。吉岡町では、家庭裁判所が決定した報酬額の範囲内で一定額の助成をしております。

その要件ですが、生活保護受給者、または住民税非課税世帯の者で年間収支予定を計算し、預貯金の残額が60万円以下の方を対象としております。議員ご指摘の要件の緩和の件ですが、先ほど申し上げた助成要件に当てはまらない方は成年後見人に対して報酬を支払える資力がまだあるという判断ができますので、助成要件を緩和する予定は現在のところございません。ただ、資産の減少があった場合、そういったことで家庭裁判所のほうか

ら審判等の報酬助成の見直しが妥当と判断された場合は、随時助成を行っていきたいと考えています。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） これ、預金60万円というのはちょっときつ過ぎるのでは、なかなか本当にほぼほぼ、何ていうんですかね、本当に生活保護に準ずる、あるいは年金のみで生活していて、ほぼほぼ預金がないというような方に限られてしまいます。他市町村の動向を見ますと、200万円を超える預貯金で世帯員が1人増えることに加算されて、その要件を緩和しているというような市町村もあるようであります。いま一度この辺も調査していただいて、この今の要件が妥当なのかどうかの検討というのはしっかりやっていただきたいと思えます。

次の質問に移ります。バリアフリーのまちづくりの推進について伺うものであります。

計画では、移動手段の確保として、「高齢者や障害者が通院や買物等に外出できるよう、路線バス網の整備を含めた公共交通体系の見直しを図ります。また、移送ボランティアの確保を支援するなど、閉じ籠もりを予防し、生活しやすい町を目指します」とあります。昨年第3回定例会において、巡回バス・デマンドバスについて質問したところ、「巡回バスやデマンドバスにつきましては、それぞれ運行方法も異なり、また車両の管理や人件費、運行システムの構築等、経費がかかることから、導入につきましては慎重な対応が必要ではございますが、町民の皆様からのニーズはもちろんでございますので、コストを含めた様々な観点からも今後また検討を進めていきたいと考えております」と答弁がありました。

昨日、村越議員のほうからもこのデマンドバスについては質問があったわけでありまして、けれども、計画にある公共交通体系の見直しというのは、具体的にはどのようなことを指しているのか、説明を求めるものであります。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財務課長。

〔企画財務課長 高橋淳巳君発言〕

企画財務課長（高橋淳巳君） 町といたしましては、路線バスはもちろん、既にある公共交通の一つであるタクシー事業の維持や推進をすることも重要と考え、現在行っているタクシー運賃等助成事業を実施することも公共交通体系の見直しの一つの取組であると考えております。

今後も、高齢者や障害者の移動手段の確保のための庁内部局での連携、また新たな公共交通手段の可能性も模索し、あわせて、既存の公共交通の維持・推進を行うことで町民の利便性を図ってまいりたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9 番（坂田一広君） ぜひと、多様な公共交通というのを、今タクシー運賃助成事業ですか、それをやっておるわけでありませけれども、恐らく十分ではないと思うんですね。そういった面も含めて、今後もしっかり検討していただきたいと。今回はこれでとどめます。

次の質問に移ります。介護サービスについて伺うものであります。

本年3月29日の日経新聞の記事によると、「厚生労働省は高齢者向け住宅での過剰介護を防ぐための監視を10月をめどに強化する。不要と見られる介護サービスを利用実績から抽出する仕組みを通じて、自治体による指導などにつなげる。高齢者住宅を運営する介護事業者の一部で、入居者の要介護者に対し、併設された自社の介護サービスを必要以上に利用させる『囲い込み』の問題が指摘されているわけでありませ。入居者への見守りなどがついたサービス付高齢者向け住宅では、住宅と併設されたデイサービスなど、公的介護サービスの双方を同一の介護事業者が提供することがあります。一部の事業者は入居者に自社の介護サービスを過剰に利用させて介護報酬を多く受け取っていると見られています。厚労省は、介護費が適正に給付されているかどうか、自治体が調べられるシステムを改修。毎月の利用限度額に対する実績が一定割合を超える場合など、囲い込みが疑われる実績を把握できるようにする」とありました。

利用者に適切なサービスが行われず、社会保障費も増えてしまうこの囲い込みをどのように町では認識しているのでしょうか。また、コンプライアンスやケアマネジメントの観点から、適切な事業運営を行っているか確認する実地指導を行っているのかどうか、伺うものであります。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） ご指摘のとおり、今回囲い込みと呼ばれる不適切な行為、こちらにつきまして問題となるのは、施設の運営事業者が囲い込みに協力するケアマネ事業者などに、要介護度に応じて決まる上限額まで無理にサービスを使わせるような計画を作成するように促し、過度な介護報酬の利益を得るという行為だと認識しています。

サービス付高齢者向け住宅については、県が監督する施設でありますので、町では施設への実地指導は行っておりませ。ただし、ケアプランを作成する居宅介護支援事業所に対しては、平成30年度から権限移譲によって町が実地指導を行うことになりました。ですが、まだ実際に指導は行えておりませ。

現在、まだ国から監視制度の詳細については示されておりませが、介護給付適正化システムによって特定の条件を絞って介護計画を抽出し、囲い込みに協力するケアマネ事業者をある程度特定できるように改修をするという見通しとのこととございます。問題のあ

るケアマネ事業者に対しては、介護保険法に基づき監査や報酬の返還命令を行うなど、適切な是正指導を行いたいと思います。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 坂田議員。

〔9番 坂田一広君発言〕

9番（坂田一広君） 受けたサービスを受けられない人がいる一方で、必要もないサービスを受けてしまう、このような場合があると。適正なサービス実現を目指してしっかりやっていただきたいと考えます。

最後、1問残しましたがけれども、ちょっと時間の都合で言えないと思いますので、3番目の町道についてについては割愛いたします。

私からの一般質問をこれで終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、9番坂田一広議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩を取ります。再開を10時50分といたします。

午前10時30分休憩

午前10時50分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

議長（岩崎信幸君） 3番飯塚憲治議員を指名します。飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君登壇〕

3番（飯塚憲治君） それでは、3番飯塚、通告書に従いまして質問をいたします。

今回は、尻切れとんぼになってしまいました前回に続きまして、一部は重複すると思いますが、質問をさせていただきます。

第1項目はインフラ整備についてです。以前より懸案となっております事柄に関連して質問します。

まず、1つ目は、漆原東の大町地区というところで発生しております道路冠水についてお尋ねします。降雨時における道路への出水は町のあちらこちらで起こっていると聞いておりますが、ここは町道が約100メートルにわたり冠水滞留、滞水しているあの状態は特にひどいです。町長もよくご存じの場所だと思いますけれども、町長のお宅の近くです。排水の改善対策はどのように今後考えられているのか、お尋ねします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） インフラ等の整備に関して質問いただきました。

まず、漆原地区の駒小半田線が、漆原住民センターの西側近辺で大雨のときに時々冠水してしまうことは把握しております。当該箇所の雨水排水対策につきましては、今年度下半期に駒小半田線に接続する東西の町道北原4号線の側溝の布設替え工事を行い、吉岡川への排水能力の向上を図る工事を予定しております。

また、駒小半田線、学校前踏切から東への坂の終点部においても同様の冠水が確認されております。こちらにおいても、排水能力の向上を図ることが急務であると認識しております。現地の最大排水量の調査や流域雨水の量などを調査し、適切な改修を行っていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） お答えありがとうございました。そうしますと、私が今言いました大町地区の冠水状態、これはする計画だということですが、完成目標はいつ頃になりますか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） まず、1点目の漆原の住民センターの西の付近につきましては、今年度の末に完成の予定です。もう一点の学校前付近を下って行ったところの冠水対策につきましては、今年度から来年度にかけて調査を行いますので、工事の完成予定はまだ未定でございます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 先ほどの坂の下はこうおり坂の下ということですよ。それも私聞いていたんですが、質問は出しませんでしたけれども、そういうところがほかにもあります。ですから、なるべく早くやっていただきたいんですよ。これをまず質問に出した理由は、あそこは私も知人がおりました話を聞いております。その住民センターの近くは、もう5年も10年も前からああいう状態だということなんですよ。学校前踏切のところでもこの間、2年前ですか、土砂崩れになりましたけれども、それでJRさんにご迷惑をかけましたけれども、ああいう状態が続いているところがあちこちにあるのではないかなと私は思います。この漆原の住民センターのところなぜ5年も10年も放置されているか。各自治会からのいろんな要望が出ていると思いますけれども、私も自治会長のときいろいろ出させていただきました。そういった場合、その順番、施工順をどのような判断でやっているのかをお聞きしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町全体の中のそのような不具合がある箇所につきましては、地元自治会から様々な要望書を上げていただいております。例年ですと、当初予算を編成するときに、町内の関係者が集まってその緊急性と必要性を考慮して予算要求を行っております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 当然、話し合っただけでそういうふうになっていると前からお聞きしているんですけども、多少、道路面が凸凹して通るとき車が振動するとか、大穴が開いていない限りはなかなか、そんなところと言ってはまずいですが、そのようなところは後回しで、今私が質問したようなこういうふうに車輪がもう半分近く埋まるんですよ、ここは。すごいですよ、写真でニュースに出るようなところですよ、全国版に。狭い吉岡町で小さいところだからそんなにニュースにはなりませんけれども、水の量はそういうレベルです。

ですから、凸凹しているから舗装してくれとか、境界線の白線が薄くなったから新しくしてくれとか、そういうのは後ですよ。そういった非常に危険であり不便をかけているところを先にやると。自治会からとかいろいろ地域住民から要求が、お願いが出ていると思いますけれども、先取り優先では駄目ですよ。先ほど、大澤課長さんから話があったように、緊急性・危険性、これを適切に判断して順番を決めていただきたいと思います。先取り優先というのはよくないですよ。それをお願いしたいと思います。

次に移ります。次は、駒寄グラウンドの遊水地状態、これも同じように、雨が降るとグラウンドが半分ぐらい水につかってしまうという問題ですけれども、これはなかなか改善されていないですけれども、これをそのまま放っておくということは非常にまずいと思いますが、今後の取り組み方はいかがでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 町民グラウンドは、北側の駐車場が1.5メートルほど高く、西の町道は2メートル程度ほどの高さがございます。この地形的な問題が根本にあるものと考えております。

道路からの流入防止対策としましては、西側道路の表流水が直接グラウンドの中に流入しないように、西側道路には境界ブロックを設置しました。また、この道路の排水先は、グラウンド北側の水路から、流末はJRの側溝に接続されます。公衆トイレ付近の側溝の先がグラウンド方向を向いており、放流先の水路の方向と整合しないことが判明しました。流水が側溝から飛び出し、グラウンドの中に流れ込む状況がありましたので、今年の3月

にこの部分の必要な改修工事を実施したところでございます。このような対策を講じた効果について、これから雨季を迎えますが、検証していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。では、着々と手を打っていただけているようなので、その後の状態を見てまた改善策を対処していただきたいと思います。

次に移ります。3つ目です。地域住民から、もう長年にわたって吉岡町のあちこちに幾つか公園がありますけれども、それでは不足しているので公園の整備をお願いしたい。特に小学生、あるいは幼稚園生を抱える親御さんからは要求が前から上がっております。この計画についてお尋ねいたします。

もちろん、土地の問題、それから、その完成後の管理、それらはお金がかかりますから、いろいろ難しい問題があるというのは分かるんですけども、現状ではなかなか進展しないということでしたら、自治会等の協議会とかをつくって、どういったらいいかというその建設の発端を探すべきだと思います。

また、先ほど言いましたけれども、建設後の管理、これはやたらと地方自治体そのもの、つまり町に負担をかけるということになりますと、町の逼迫している財政がやたらと硬直化するということになりますから、公園が欲しいならある程度自分たちでも整備していくという認識を各自治会、そういう建設要求をしている方たちにも認識していただいて、町が音頭を取って建設していくということも必要かと思うんですけども、その辺を併せて、現在の計画ですとか、考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） 公園の整備計画につきましては、公園整備に関わる町民のニーズが非常に高く、地域に歩いて行ける身近な公園が少ないという意見をいただいております。議員のご指摘のとおり、土地の問題や公園の維持管理の課題もございます。また、第6次吉岡町総合計画を策定する中で、町民のアンケート調査結果からも、公園・広場の満足度が低い結果となりました。アンケート調査結果の分析を踏まえ、現況と課題を整理し、都市計画マスタープランにある公園づくりを進めていきたいと考えております。

また、公園整備後の維持管理に関わる自治会との関係につきましては、地元の負担が増すこともありますので、地元自治会の意向を踏まえ、検討していきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 着々と進んでいるという状況ではありませんけれども、建設に向けて取り

組むということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。これは特に、大澤課長が今お答へいただいたようにニーズが強いです。よろしくお願ひいたします。

次、4つ目ですね。駒寄小学校の隣に元気になるロボロボという福祉施設があります。これ、以前から私、質問をしておりますけれども、なかなか活用が、この何というんですか、閉まって電気が暗くなっている日が多いと。あれだけの設備があるんでしたら、もっと利用させてほしいというお声随分あります。あそこはあそこに行って利用するときに、近くのもっと人がいないとまずいというようなこともあるかもしれませんが、その辺の緩和策も考へて、もっと広く住民にオープンに使用できるような状況をつくり出すことが必要かと思ひますが、現状と考へ方はいかがなっていますか。

議 長（岩崎信幸君） 永井介護福祉課長。

〔介護福祉課長 永井勇一郎君発言〕

介護福祉課長（永井勇一郎君） 現在、コロナ禍の状況でなかなか貸館等、事業ができない状況ではありますが、昨年度は認知症カフェ以外の集いの場として、ボランティアや福祉団体の方が気軽に立ち寄れて、情報交換、仲間づくりができる場所として「ハートボラカフェ」を創設しまして、事業を実施しております。

また、今年度の新たな施設利用の取組として、町教育委員会関連団体である吉岡町地域学校協働センターが放課後の児童の居場所づくりを目的とした放課後見守り教室、こちらのテスト実施を計画していると聞いております。

こういった事業の広がりを受けまして、今年度Wi-Fiを設け、インターネット環境の充実を図ることによって、より便利に施設を利用していただけるようになりました。また、これらの施設を活用していただいて、児童への学習支援及び高齢者へのデジタル活用支援事業等の事業展開が行われることにも今後期待が持てると思ひます。

新型コロナウイルスの感染拡大、こちらの状況の中で、まだ新規事業、なかなか実施できない状況ではありますが、引き続き施設の目的に沿った事業展開を行っていきたくて考へております。

議 長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） なるべく、せつかくできたものですから、非常に有効だねと皆さんから言われるようにお願ひしたいと思ひますが、よろしくお願ひいたします。

追加のような形で申し訳ないんですけども、このロボロボに相当するものを西部地区でも何とかしてほしいという声が私の耳にも聞こえてきております。前回の一般質問の中でもあったと思ひますが、この現状を捉えまして、どのような計画とか考へ方で今進んでいるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 以前、ほかの議員さんから同様な質問をいただいております。町としても、当然、東部・西部平等に設置していけたらと考えております。場所、あるいは内容等については、今、協議検討をさせていただいているところでございます。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） この西部地区も早くできるようにお願いしたいと思っております。最後に、インフラ整備についての最後、県道前橋伊香保線のいわゆる吉岡バイパス、これの建設についてお尋ねいたします。

こういう都市計画道路を造るというそのリストには上ったということですが、県のですね。いつ施工するか、着手するかというリストには載っていないということであり、この早期着工計画の決定、これを促すために県へのアプローチ、これが大切でないかと私は思っております。もう何回か私も一般質問させていただいておりますけれども、その後の県へのアプローチだとか、渋川土木事務所への打合せとか、そういった作業の進捗状況をお聞きしたいと思います。

現在、コロナ対策が県も町も最優先事項として日々取り組んでおられると思いますが、行政はもちろんそれだけではありません。コロナ以後の策定計画、これに向かって取り組んでおられると思いますが、もちろん町も。県でも、着々と次なる施策の実行の計画、これが進んでいると思います。

コロナで忙しいから、今別件で忙しいからと手をこまねいている段階ではないでしょう。町のインフラ整備の最重要課題として、物事に乗り遅れないように積極的に取り組んでいただきたいと思います。むしろ、チャンスは今だと考えるべきではありませんか、町長。現在の取組の進捗状況、今後の予定はどうでしょうか。県へのアプローチ、渋川土木事務所への要望書提出など、併せてお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 県道大久保上野田線の早期着工計画へアプローチということでございますが、吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線は、群馬県の社会資本整備に関する基本的な考え方をまとめた県土整備プランに「着手に検討する事業」と位置づけられております。

群馬県では、令和元年東日本台風・台風19号の甚大な被害を踏まえ、災害に強く、安定した経済活動が可能な群馬県を目指し、県土整備プランの見直しを行い、昨年12月に

公表されました。

議員のご指摘のとおり、吉岡バイパスの延伸先である都市計画道路大久保上野田線は、町の発展に欠かせない重要な広域的幹線道路と認識しております。新たな県土整備プランにおいても、引き続き掲載するよう、県当局へ強く要望してまいる所存でございます。

また、渋川土木事務所への働きかけにつきましては、こちらは渋川市と連携し協力しながら推進していきたいと考えております。

渋川市の構想路線である吉岡バイパスの延伸と渋川半田南線についても、渋川市との連携が不可欠でございます。一昨年8月に2年ぶりに渋川市及び吉岡町地域連携に関する協議会を開催し、地域連携に関する事項の協議を行いました。改めて、この地域連携に関する協議会において、県への積極的な働きかけ、要望活動について、具体的な協議を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。一部においては着々と進んでいるようですが、私が質問した本筋は、渋川市と協議して連携して進めていただくというのは非常にありがたいことですから、それはどんどん進めていただきたいと思いますが、私が質問した本筋は、吉岡町として吉岡バイパスを上野田まで延ばすということについて、それは吉岡町地内だけの問題ですから、吉岡町が単独で県へのアプローチなり、渋川土木への要望書とか、そういうのを提出する必要があると思いますけれども、それについてはどのように進捗しているのか。それを主眼にお聞きしたかったんですが、もう着手はされているんですか、それとも、どうしようかなと考えている状態ですか。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） この事業につきましては、吉岡町単独では大変難しい事業となります。今回、新たに県土整備プランにこの県のほうに計上させていただいたその内容的にも、やはり群馬県として必要な事業でなければなりません。そうなりますと、吉岡町単独ではなくて、渋川市さんと連携をしてこの事業を進めていきたいと、そのように考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 町長の考えも分かるような気がするんですけども、吉岡町の人口の推移だとか、現状、どういう産業をつくり上げていくとか、いろいろそういうことは吉岡町が一番よく分かるわけですよ。そういう内容を含めて、県なり渋川土木に説明していくと。それを渋川市に説明させろといったって、それは無理です。ですから、私はそういうとこ

ろを準備して、もうその要望書ができているかどうか分かりませんが、そういうところを積極的にやっていただきたいということを言っているわけですので、よろしく願いいたします。

次、2項目めです。今年度、第6次吉岡町総合計画、この策定を考えているわけですが、これに当たりまして、基本方針についてお尋ねいたします。

これは策定が1年、コロナの関係で遅れているわけですから、既にもう去年できていて十分な内容ですからお答えいただけると思うんですけども、町長、あなたは町長選挙立候補時の基本施策、それから議会、その他いろいろな場所で意見を発表したり、演説をしたりされております。その中で吉岡町の進むべき大方針として、住みよい住宅地域の整備、商工業の発展、旧来からある農業の振興が基本であり、これらが三位一体となってこそ、あなたが目指す「緑豊かな住みよい街・吉岡」が実現されると意思表示されていると私は思っております。

もちろん、そのほかに子育て、教育、各種の福祉、それと支援策も重要であります。この三位一体の実現こそが基本中の基本、これがしっかりしていないと、そのほかに子育てといたしましたそれに続くものがしっかり支援できないというふうを考えられます。このことにつきましては、私も同感であります。

そこでお聞きしたいのです。三位一体の実現策を第6次総合計画の中にどのように組み入れていくのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 第6次総合計画の策定基本方針について、ご質問いただきました。

議員おっしゃるとおり、住宅地域の整備、商工業の発展、また農業振興など、よりよいまちづくりを実現するためには非常に重要であると私も認識しております。それら様々なことを踏まえ、現在、町では第6次総合計画の策定に向けて着々と準備を進めております。総合計画は、まちづくり全体の方向性を示すものであり、10年間を計画期間とする重要な計画でございます。

ご承知のとおり、本町では、コロナ禍に伴う社会状況の変化と町政への影響を見据えた総合計画を策定すべく、現行の第5次総合計画に係る計画期間を1年延長しているところでございます。

その他、計画の策定状況など、企画財政課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 高橋企画財務課長。

〔企画財務課長 高橋淳巳君発言〕

企画財務課長（高橋淳巳君） 令和4年度以降の長期的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針

となる第6次総合計画は、新たな時代の潮流や本町の強み・弱みの特性、第5次総合計画の検証等を踏まえ、町民等まちづくりの担い手となる様々な主体者の関わりにより現在策定を進めているところでございます。

その担い手となる主体者との関わりといたしましては、これまでも自治会・団体とのワークショップも実施しているほか、今後、コロナの状況にもよりますが、中学生によるワークショップも予定しております。

また、策定に当たり、これまでも二度にわたる町長等によるトップインタビューも行っております。その中で、就任当時の思いは今も変わらず持ち続けており、今後も同じ思いで取り組んでいきたい旨の話もございました。

今後、第6次策定に当たり、内容等も含め詳細な部分における検討もさらに進んでまいります。その過程において、今までいただいた町民の方の意見はもちろん、様々な立場の方の意見等も最大限組み入れた形で進めていければと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ちょっと残念であります。先ほど言いましたように、一年はもう先延ばしになっているわけです。本来でしたら先年度出来上がっているわけですから、ということは、先年度の初めにはもうどういふことをしようかなという心積もりはあったと思うんですね。それで、今年もう6月ですよ。それなのに、いろいろなこのワークショップをやるとか、意見を聞くとか、いろいろ様々な情報を入れてやっていますというんではちょっと遅いような気がしますよ。先ほどの西部のロバロバと同じです。もう少し早く行動できないものでしょうかね。そんなにあれですか、もう一年もブランクがあったんですから、私にはちょっと疑問ですね。そういうところにつきましては、今後もう少し早くお願いしたいと思います。先ほどの都市計画道路もそうですよ。

質問を続けます。ちょっと概要ということまでは分かりませんでしたけれども、残念でした。特に私が最近感じておりますことは、農業の実態となかなか進まない観光開発、これについて第6次総合計画でしっかりしていただきたいということで、この2点について私は残念だと思っていますけれども、続いて質問をさせていただきます。

吉岡町にとって、観光開発は地域おこしでありまして、国が進める地域創生そのものだと思っております。観光開発と農業の一部を一体化した事業を立ち上げる、観光と農業の発展に寄与できるものにするということで、今後の観光開発と農業の発展には若干寄与できる体制も模索できるのではないかなと思っております。

それでは、次の質問に移ります。観光開発については、次の質問の中で個別にお尋ねしたいと思います。まずは、農業の今後についてお尋ねします。

町長、当町では、全国的な傾向のとおり、農業経営者の不足が深刻化しております。町では農業の維持発展のために幾つかの調査アンケートを行って、その中から解決策を図ろうとしていることは当然のことですけれども、特に私どもにとってはありがたいことでもあります。着々と進めていただきたいと思います。

しかしながら、調査アンケートの結果を見ますと、後継者が決まっているとの回答は僅か、多くの農業者は先行き不安な状況です。もちろん、この状況はその先行き不安な当事者の責任も大きくあります。しかしながら、行政としてこれを支援して助けていかなければならないということも大切なことです。町長はこの状況をどのように捉えて、現状打開に向けての方策は何かあるのでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

また、吉岡町は、この状況はもう5年も10年も前から起こっていることであって、その対策も打ってきたと思います。この過去10年、5年前よりどのような対策を実施して、その結果、その成果はどのように具現化しているのでしょうか。この2つを併せてお聞かせください。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 農業の後継者問題は、日本国内の多くの地域が直面している深刻な問題でございます。日本の農業は少子高齢化の影響を受けやすく、慢性的な担い手不足であり、この状況を改善することは社会全体にとっての緊急課題でもございます。

近年は、新たに農業を始める新規就農者が減少していることに加え、新規就農しても数年の間に離農してしまうなど、新規就農者が定着しないという現状がございます。農業に期待を抱いて就農したものの、想像よりも重労働であったこと、またその割に受け取れる報酬が少ないことなどで農業を諦めることにつながっているという現実でございます。

この問題を解消できる特効薬のようなものはないのではないかと考えております。今後、新規就農者の発掘や定着させることを主体とした取組を県の農業指導センターや農業協同組合など関係機関と連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） これまで今までやってきた対策のその成果、それを踏まえて、それを反省してこれからやるということは大切かと思っておりますけれども、今までやってきたこととその成果というのはどんなことがあるのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） これまでも特にこれが決め手であるということはなかなか難しいこと
はあるかと思いますが、やはり県の関係、特に県の農業指導センターさん、あるいはそう
いう関係機関ともやっぱり連携したり、そういうことで新規就農に関わっていくことがま
ず第一、担い手を支援していくということが第一ということでこれまでもやってきている
かと思っております。その成果が出ているのかと言われますと、なかなか厳しい状態であ
るということは考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3 番（飯塚憲治君） どうも町長、あれですね、難しいというのは私も分かります。今までの対
策では、今までのやり方ではうまくいかないというのは分かっているのかなというふうに
思います。これは非常に難しい問題ですけれども、取り組んでいかなければならない問題
ですよ。諦めては駄目なんですよ、諦めたらそれで終わりですから。ほかの話もこれから
出てきますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

町長、昨年8月、ある雑誌にコロナ時代の移住先ランキングという記事が掲載されまし
た。関東地区では吉岡町がナンバーワンに選ばれて、これは皆さんもご存じだと思います。
この雑誌の評価項目には、残念ながら農業という項目が入っていないんですね。ですから、
この評価に浮かれています、吉岡町としては将来進むべき道を間違ってしまうと思います。
吉岡町が目指しているまちづくりは、この評価のままではないはずですよ。基本的な農業の
振興、そのためには観光とタイアップしない純粋事業としての一般農業の育成も重要であ
ります。

しかし、先ほど課長が言われましたとおり、全国的に農業人口が減少し、これと同じよ
うに吉岡町の農業人口、耕作地の激減は十分将来予想されます。今後、10年、15年で
吉岡町の農業は先細りとなって、その後、消滅してしまうかも知れません。そうなりま
すと、土地はもちろん残りますから、吉岡町に住む人口の多くが農業から離れるというこ
とです。もちろん、持続的に後継者も決まっています、大規模にやっておられる立派な方も
おられます。でも、それは僅かな方です。これを何とか打開するということが必要ではな
いかと私は思っております。

そのためには、今までにない抜本的な取組、これは町がリードしてやっていただくわけ
になると思いますけれども、もちろん農業就業者、土地を持っている今農業に従事してい
る人、その人の意識も変わらないと駄目なんです。幾ら行政がこうです、こうしましょ
うと言っても、やっている人がその意識にならないとうまくいかないわけですから、行政
としてはその意識を変えるという努力も必要だと思います。

つまり、例えばもう意欲的な農業移住者、こういうのを受け入れる段階にもう吉岡町は来ていると思います。この雑誌の関東地方ナンバーワンというのは、農業に全然無関係ですから、農業というのは非常にもう砂漠状態ですよ、吉岡町の。それを何とかするというのが行政の役目であり、今農業に携わっている人の意識の変革、これが必要です。

もちろん、岸課長が先ほど言われましたように、受け入れるだけでも、収入とその労働が大変だということで、また離農してしまうというのもありますけれども、再度チャレンジということが続けていかなければならないと思います。そういうことに関しまして、協同労働というのが非常に有効であるというのがNHKのテレビで放送されておりました。先週です。こういうのも含めまして、町長の考え方をお尋ねしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 今後の農業政策につきましては、政府の2050年カーボンニュートラル宣言に伴い、農林水産省は、みどりの食料システム戦略を策定し、環境負荷軽減の革新的な技術や生産体系を順次開発し、政策手法のグリーン化を推進するとしております。また、情報通信技術やデジタル技術による生活・産業の改革が進展する動きは、農業における技術革新をさらに促進する契機になると言われております。

農地は、農業生産の基盤であり、地域の貴重な資源であります。その農地を将来にわたって活用するためには、担い手による効率的な農地利用の推進と耕作が可能な状態で農地を維持していくことが不可欠となります。昨年度、町では人・農地プランの実質化を行いました。今後の農業政策には多くの課題に対し、検討が必要になると考えられますが、農地の有効利用と利用集積・集約化等を継続的に進められるよう、農業委員会と協同して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） よろしくお願いいいたします。

次に、通告書の3項目、吉岡町の今後の観光開発計画と株式会社吉岡町振興公社のこれからについてお尋ねします。

まず、第1項目、吉岡町には、今後において具体的な観光開発の目玉、焦点はどこにあるのでしょうか。質問したいと思います。

吉岡町の観光開発に関して、前回は質問をしてまいりました。感ずるところ、調査や研究、こういったものは委託業務として外注に出されまして、その報告書も数回にわたって出されています。しかし、個別的にこれはこういう方向ですから公認したほうがいいです

よと、もちろんその報告書には書いてあります、こうするべきだと。しかし、この観光開発について、吉岡町全体を体系的に捉えたストーリーのある計画、これが不十分でないかと感じられます。そして、その計画を強いリーダーシップをもって推進していく担い手が不在のように思われます。

そこで、お聞きしたいのです。産業開発課をつくって、次の第6次総合計画を策定し始めている現在、どのような観光開発計画を盛り込み、どのような体制でその事業を進めていくおつもりですか。町長にお尋ねしたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 吉岡町の観光開発計画はとのご質問をいただきました。

昨年来の新型コロナウイルスの影響によりまして、今もなお新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組により、不要不急の外出を控えることや、飲食店をはじめとする営業時間の短縮などに加え、観光イベントなど人が集まる催しが軒並み中止となるなど、世界中の観光産業が大変な苦境にあるということは、皆さんもご存じのこととは思いますが。町内の産業にもその影響が広がっていることにつきましても、非常に危惧しているところでございます。

今後の観光施策等につきましては、産業観光課長に答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） それでは、今後の観光施策についてお答えをさせていただきます。

先ほど、町長の答弁にもありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、人々の生活様式が大きく変化している状況でございます。これからの観光地の選定基準としては、感染拡大予防のガイドライン等に対応した基盤整備や新しい生活様式の実践による安全の確保など、公衆衛生の徹底や密を回避する取組が求められる傾向がございます。

町では、新たな観光拠点や施設を造るような大規模な計画は今現在予定しておりません。今ある既存の観光拠点や施設、また資源をさらに強化、充実していくことが基本となると考えております。まだ、周辺の地域で取り組まれていないような新たな観光の在り方について手探り的な部分もございますが、現在の状況を把握した上で、今後の課題を洗い出し、市場の動向に注視し、需要を的確に捉えながら施策の立案を行うなど、次期総合計画の策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございました。私も、今課長さんが言われたとおりでいいと思

いますよ。そんな新しいことをどおんとやるという計画は無理です。その話はこれからも出てきますけれども、その方向に向かって鋭意努力を続けていただきたいと思います。

それでは、次に、先ほど言いました個別적으로お尋ねします。ケイマンゴルフ場の南側に水辺の公園、散策ができたり、池を造ったり、魚釣りができたり、そういったものを造る計画というのが前あるとお聞きしましたけれども、私もそれは同感ですので、質問いたします。この計画は、現在どのようになっているのですか。今後は、またどのように進めていくおつもりですか。

議長（岩崎信幸君） 大澤建設課長。

〔建設課長 大澤正弘君発言〕

建設課長（大澤正弘君） ご質問の利根川の右岸、天狗岩用水から吉岡川までの区域につきましては、過去の議会での質問において、「自然を残したプレイパークや魚釣り広場、自然広場などの整備をすべきではないか」と様々な意見を伺っております。その答弁では、「リバートピア吉岡南の天神東公園をさらに充実させるための整備やサイクリングロードなど、既存施設の活用が必要である」と回答しております。

なお、現状では、天神東公園への進入路や天狗岩用水の橋も非常に狭い状況である課題がございます。また、さらに南へ向かいますと、サイクリングロードの横断や利根川の河川敷となりますので、県の河川管理者との協議や調整が必要となります。

町の観光・交流スポットでより一層魅力あるエリアにするためには、自然豊かな水辺公園の計画は将来的には必要と考えられますが、相当な事業費が見込まれます。都市計画マスタープランにも、自然的環境保全エリアとしておりますので、現在策定中の第6次総合計画の中で具体的な検討を進めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。急にはできないと思っておりますけれども、それは大変必要なことだと思います。この後も話をいたします。

次です。現在、小倉乾燥芋、小倉ブドウ園というのが小倉地区にあります。この芋の作製、それからブドウ生産、そのことを観光農業として今後育てていくという計画、あるいは若干その両者の耕作面積が減ってきたり、ちょっと衰退しているかなというような感じも見受けられますけれども、その解決策として、乾燥芋の組合、あるいは農業団体化、法人化など、これらをして、先ほどの協同労働、そういうのも含めましてどのように取組を考えられるのか、取り組んでいくおつもりなのか、お聞きいたします。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 小倉地域につきましては、吉岡町を代表する観光資源が集まっており、今後の活性化を期待するエリアとなっております。小倉の乾燥芋については、県内でも歴史がある特産品であり、今もなお多くの支持を受けております。また、小倉ぶどう郷においても、シーズンともなりますと多くの観光客が訪れる場所となっております。

高渋バイパスが4車線化され、また、駒寄スマートインターチェンジの大型車化対応が控えているなど、今後の可能性に期待を寄せているところではございますが、昨年来のコロナ禍により、今後の観光農業の在り方などにも変化が現われると同時に、そのことに対応する取組が必要となってまいります。町といたしましては、それぞれの組合との連携を図りながら、将来の目標に向かった活動を支援し、観光農業の発展に努めていきたいと考えております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） よろしくお願いたします。

続いて、次は、船尾滝周辺の開発計画、再開発というふうになると思いますけれども、現在、船尾滝周辺には、滝の景観を眺める遊歩道、バーベキュー広場、桜並木、これらがありますけれども、それほど盛況に使われている様子がないというような感じが見受けられます。この周辺を再開発して、追加施設なども考えてやっていくべきではないかと思っておりますけれども、例えば1つとして、滝の片側から登りまして、滝の上をめぐり、もう一方から下りるコース、山歩きのコースを再整備する。そして、この登山道は北へ続いて、渋川市の水沢寺、渋川森林公園方面と続いています。そして、既に整備されている渋川地区に多くのハイカーが訪れて、かなり盛況に使われております。これを船尾滝周辺の登山道も整備して、観光客・ハイカーも来ていただくというように整備すべきではないかと思っております。

しかしながら、町長、この滝の周辺は、もちろん私が言わなくても分かっていると思っておりますけれども、渋川市、榛東村、それと吉岡が入り組んでおります。そうしますと、あそこの開発には隣接自治体との協議が必要と思っておりますけれども、この辺はどのようにお考えですか。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 船尾滝周辺につきましては、船尾自然公園として整備を進めてまいりましたが、季節ごとに四季折々のいろいろな情景が見られる場所となっております。駐車場からは新設された遊歩道を散策しながら、自然を身近に感じていただけたと思います。

今年度、令和3年度の取組といたしまして、吉岡町の四季（春夏秋冬）を紹介する動画

を作成し、情報発信の媒体に利用したいと考えております。船尾滝については、その動画の中心的な存在としたい考えでございます。

また、渋川市の伊香保温泉や水沢にも近い場所でもありますので、誘客等に対する情報連携について強化を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） 若干の開発計画があるというふうに私は見受けましたけれども、それを進めていていただきたいと思います。

次です。5番目、吉岡町全体の観光開発にも組み入れた振興公社の将来構想をお尋ねします。

町長の以前の答弁では、「各種の産業、観光開発、これらを具体的に実施し、リーダーとなって実務を引っ張っていくのは現在のところ振興公社しかない。また、観光と云ったら上野田から水沢観音までの両側の街道にあるものしかない」ということでした。これでは観光というのにあまりにも寂しいというふうに思います。先ほど、岸課長さんの答弁の中では、現存のものを有効活用していくということがありましたけれども、これだけではちょっと寂しいですね。ほかにもまだいっぱいありますけれども、それは後でお話しします。

この取組がうまくいっていないとしたら、これは何か変えていかなくてはならない。これは当然なことですね。そのとき、町長、あれですかね、町長と副町長がリーダーとなって産業開発課を筆頭に吉岡町全体、役所が開発者、ディベロッパーとなって、その意識を持って取り組む必要があると私は思います。産業の発展と観光開発は、振興公社きりないというふうに思っていたのでは、ちょっとこの仕事は進まないと思いますよ。

また、実務者がその振興公社がないとしたら、様々な取組に対応できる体制に振興公社を改編しなくてはならないというふうに私は思いますけれども、振興公社の機能のアップ、それから行政の意識改革、この2つがないと、観光開発及び吉岡町の産業の発展はないです。

行政は、今まで関屋職場に、関所ですよ、昔の江戸時代の。関屋職場にいて国、県、町が決めたサービス、福祉などを町民からの申請、届出の受理、認可処理など、これらを着々と、従前たる業務を淡々と、しかし確実にこなしていくというのはそれはもう太平洋戦争前の話ですよ。特にバブルがはじけた世は、もうそういう世の中は終わっていると思っております。これはもちろん、町長はじめ各課長さんも認識を新たにしている現在だと思っておりますけれども、つまり、役所こそが地域社会の振興の開発者、ディベロップメントの

意識を持ってこの業務に取り組んでいくということを意識改革しないと、なかなかこれからの発展は望めないと思いますね。ですから、そういうことをお願いしたいんですよ、皆さんに、私の前に座っている方々に。

そこで、お聞きしたいと思います。振興公社の機能改革とこれからの役所の役割、町長のお考えをお尋ねいたします。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 振興公社をどのように進めていけるかというご質問をいただきました。行政における立場といたしまして、今、第6次総合計画にあつては、私の就任当時より変わらず持ち続けている「みんなで創ろう 住み続けたいまち よしおか」を実現するために、町民の皆様と共に「安らぎとぬくもりのある 住み続けたいまち」、このつくりを目指してまいる所存でございます。

また、振興公社の将来構想につきましては、産業観光課長より答弁をさせます。

議長（岩崎信幸君） 岸産業観光課長。

〔産業観光課長 岸 一憲君発言〕

産業観光課長（岸 一憲君） 行政における観光政策と申しますと、地域のPRという側面で捉えられがちでございます。しかし、そこで重要なことは、地域に利益をもたらすものであり、また事業者の所得向上や雇用を生むものでなくてはならないと考えております。そのような取組を行うには、新たなサービスの展開などに資金や人材を投入し、弾力的に運営を行う必要があります。

これからの観光産業は、地域の雇用を満たし、人を育て、生産性を高めることで役割を果たしていくことが求められます。今後の振興公社につきましては、地域振興の中間的な役割を担いながら、さらに発展を続けられるよう、町も一体となり調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） これからの課題ということでしょうかね。

最後に行きます。町長、本日は、インフラの整備と農業の振興、農業の一部を取り入れた観光開発など、私が心配している2点について集中して質問いたしました。その理由は、これらの事柄には密接な関係があるからです。利根川べりの緑地公園から榛名山中腹部の滝まで、点在する観光要素を有機的に組み合わせることが大切です。すなわち、利根川べりではパークゴルフ場などを中心とした運動公園、魚釣りや散策を楽しむ水辺の公園、榛

名山に向かい、小倉の乾燥芋、ブドウ園、さらに観光イチゴ園も考慮に入れるべきでしょう。そして、船尾滝周辺は、観光等、キャンプや山歩きを楽しむエリアです。

そして、これらの要素を有機的に結びつけるものが道路網と交通サービスです。そこで重要なのは、県道前橋伊香保線、いわゆる吉岡バイパスと町道漆原総社線なのです。この2線路が完成することによって、上毛大橋建設に始まり、その後も着々とできつつある吉岡町の回遊式の幹線道路網が完成に近づいていくのです。そして、その道路網には無人の自動運転バスが運行され、観光客、住民の利用者はあちらこちらに移動することができるようになります。既にこの技術はほぼ確立されておりまして、公道での実証実験が始まっております。少なくとも5年、10年以内には必ず実用化されるものと思います。

町長、ここに……、時間がないな。途中を飛ばしまして、つまり、山や観光農園で楽しんで、緑地公園で汗を流したり、散策や魚釣りができる。その後には、リバートピア吉岡で汗を流して帰っていただく。この体系をつくるのが吉岡の産業の観光に係した施策だというふうに思います。それは、この吉岡タウンガイドとかがあります。それから、第5次総合計画、これを見れば一目瞭然なんですよ、吉岡がやることは。これに全て載っています。先ほど、岸課長が、今あるものをさらに充実させてやっていこうと、それしかないと言われましたけれども、そのとおりでいいんですよ。この2つの書いてあるものを着実にもっと拡大してやっていただくと、そういうことが重要なんです。そういうことが重要なことでありますけれども、最後に町長、時間がちょっとありませんけれども、一言、この取組をお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩崎信幸君） 町長。

〔町長 柴崎徳一郎君発言〕

町長（柴崎徳一郎君） 町民の皆様と共に「安らぎとぬくもりのある 住み続けたいまちづくり」を進めていきたいと思っております。

議長（岩崎信幸君） 飯塚議員。

〔3番 飯塚憲治君発言〕

3番（飯塚憲治君） ありがとうございます。

それでは、3番飯塚憲治の一般質問を以上で終わります。

議長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、3番飯塚憲治議員の一般質問が終わりました。

これをもちまして、本日の会議で予定された一般質問が終了しました。

散 会

議長（岩崎信幸君） 本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

午前11時51分散会

令和3年第2回吉岡町議会定例会会議録第4号

令和3年6月9日（水曜日）

議事日程 第4号

令和3年6月9日（水曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員会議案審査報告
(総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告)〔第2～第7〕
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 2 議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を
改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 3 議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例
(討論・表決)
- 日程第 4 議案第43号 訴えの提起について
(討論・表決)
- 日程第 5 議案第44号 町道路線の認定・廃止について
(討論・表決)
- 日程第 6 議案第46号 令和2年度(繰越)吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契
約の締結について
(討論・表決)
- 日程第 7 議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)
(討論・表決)
- 日程第 8 請願の付託案件審査報告(総務産業常任委員会委員長報告)
(委員長報告に対する質疑)
- 日程第 9 請願第 2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見
書」採択を求める請願
(討論・表決)
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	小林 静 弥 君	2番	富岡 栄 一 君
3番	飯塚 憲 治 君	4番	廣嶋 隆 君
5番	富岡 大 志 君	6番	金谷 康 弘 君
8番	村越 哲 夫 君	9番	坂田 一 広 君
10番	飯島 衛 君	11番	平形 薫 君
12番	山畑 祐 男 君	13番	小池 春 雄 君
14番	岩崎 信 幸 君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	柴崎 徳一郎 君	副 町 長	野村 幸 孝 君
教 育 長	山口 和 良 君	総 務 課 長	高田 栄 二 君
企画財政課長	高橋 淳 巳 君	住 民 課 長	中島 繁 君
健康子育て課長	米沢 弘 幸 君	介護福祉課長	永井 勇一郎 君
産業観光課長	岸 一 憲 君	建 設 課 長	大澤 正 弘 君
税務会計課長	中澤 礼 子 君	上下水道課長	笹沢 邦 男 君
教育委員会事務局長	小林 康 弘 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 福 島 良 一 主 事 岸 美 穂

開 議

午前9時30分開議

議長（岩崎信幸君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配付してあります議事日程（第4号）により会議を進めます。

本日の議事日程中、各委員会に付託した議案の委員長報告を日程第1、第8で予定しております。

日程第1では条例等の関連と補正予算についての報告、日程第8では請願についての報告となりますので、各委員長にはよろしくお願いいたします。

日程第1 委員会議案審査報告（総務産業・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第1、委員会議案審査報告を議題とします。

各委員会に付託した議案について報告をお願いします。

最初に、総務産業常任委員会富岡委員長、委員長報告をお願いします。富岡総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の議案審査報告を行います。

6月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました議案について、6月4日午前9時30分より、コロナ対策のため役場2階大会議室において、委員全員、議長及び執行から町長、副町長、教育長、課局長、室長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例は、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第43号 訴えの提起については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第44号 町道路線の認定・廃止については、審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれに関し、事項別明細の款項の順に審査を行いました。

主な質疑としましては、歳出2款総務費1項総務管理費では、弁護士委託料の内容についての質疑に、訴訟着手金19万8,000円、弁護士費用9万9,000円、実費が6万6,000円との答弁。電気計算機、テレワーク用ノートパソコンの質疑では、台数と使用目的について、20台のパソコン及び通信機器の購入を予定し、コロナ禍における在宅勤務やサテライトオフィス勤務での使用を考えているなどの質疑、答弁がありました。また、第4項選挙費では、選挙用備品の内容についての質疑に、1人用の投票記載台を各投票所に3台整備するとの答弁でした。

3款民生費1項社会福祉費では、シルバー人材センターの運営費補助金の増額について事務局長が直接雇用となった理由についての質疑に、雇用における町からの補助金に対し国から同額の補助が得られるためとの答弁。また、シルバー人材の業務開拓について、スーパーやホームセンターへの派遣も始まっており、大規模小売店舗などへの派遣も考えていくなどの質疑、答弁がありました。

4款衛生費1項保健衛生費では、コロナ予防接種委託料の内容についての質疑で、コールセンターの回線増設のためとの答弁。6款農林水産費1項農業費では、渇水対策施設維持管理費の電気料についての質疑で、小倉沈殿池2号取水ポンプの故障のためその購入費用との答弁。

7款商工費1項商工費の損失補償金についての質疑で、小口資金の代位弁済で元本107万7,000円につき、県80%の負担で86万1,600円、町が残りの21万5,400円を補償額として負担することになったとの答弁でした。

10款1項教育総務費では、通信環境導入支援事業の内容についての質疑で、オンライン学習を行うために通信環境の整っていない家庭が新たに通信環境を整備した場合に支援するもので、当初は令和2年度に単発事業と想定していましたが本年度も行うことにしたためとの答弁。3項中学校費では、渡り廊下実態調査業務委託の内容についての質疑で、中学校北校舎2階から体育館へつながる渡り廊下の外壁に剥がれが生じたことが確認され、改修を計画していたが、どこまで老朽化しているのか分からないということがあり、その老朽化の実態を調査するものとの答弁がありました。

以上が主な質疑、答弁です。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上をもって報告とさせていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席へお戻りください。

続きまして、文教厚生常任委員会村越委員長、委員長報告をお願いいたします。村越文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 村越哲夫君登壇〕

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） 8番村越です。

文教厚生常任委員会議案審査報告を行います。

文教厚生常任委員会では、6月1日、本会議において議長より付託された議案1件について、6月7日月曜日午前9時30分より、委員会室において、委員全員、議長、執行側から町長、副町長、教育長、局長、関係課長、室長の出席の下審査をいたしましたので、報告いたします。

議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結については、主として今回工事で変わるものはの質疑があり、全体で大便器の数は43台が37台になり6台減るとの答弁がありました。また、大便器のプッシュ式を自動式に替えることはできないのかの質疑に、話し合いにより対策したいとの答弁がありました。また、この工事の仕様についての最終的判断は誰がしたのかの質疑に、教育委員会内で話し合い、最終的に町長が発注したとの答弁がありました。次に、給水管の取替えについての質疑があり、量水器より配管を取り替えるとの答弁がありました。審査の結果、原案適正と認め、全会一致で可決です。

以上、報告といたします。

なお、今回、委員会において要望が出されましたので報告いたします。

要望事項。

1、コロナ対策として、ワクチン接種の適切な対応、町独自の貸付けと給付等（コロナウイルスの影響を受けた町民の女性（小中学生を含む）の生理用品を無料に配布）、就学助成金等の支援制度の早急な実施を求める。また、生理用品を支給する方法についてはアンケートを取るなどしてプライバシーに配慮した対応を求める。

2、学校、保育所入所の条件緩和を求める。

3、通学バス無料化の方向で検討を求める。

4、給食費、幼児教育・保育費、医療費（18歳まで）の無料化を求める。

5、中学校のトイレ改修に当たっては、コロナ対策に配慮した対応を求める。

以上、報告といたします。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して質疑を行います。質疑ありませんか。小池議員。

13番（小池春雄君） 委員長報告ですけれども、さらっと報告が終わっちゃったんですけれども、そもそも3時間近く時間をかけて行った審議というのは、私はそんな簡単なものだったと

は思わないんですよ。

というのは、まずはお手洗いを改修するに当たって、プッシュ式にするのか、それともセンサー式かという中で、質疑といっても、もう少し事細かな質疑もあったし、回答というのも二転三転しましたけれども、最後には町長が、私はこれは建設工事の請負契約のこの金額の中で相手の業者と協議をして、また、様々な新しい学校と、これ文科省の補助金を受けてやっているわけなんですけれども、そちらから補助金も出ているわけですから、これから行われる工事、様々なところで実施をされておりますけれども、そういうものを検討する中で、それを見て、そしてプッシュ式にするかセンサー式にするかは検討してくれと。また、予算もその範囲の中で業者と相談をして、それでよりよい方向で結論を導いてくれというふうに話したら、町長はそのところは検討したいということなんですよ。

それと、お手洗いが43が37に減るということで、校舎を増築工事をしたときもそれなりにお手洗いも増やしているわけですから、そのことで43あった大便器が37になるということで足りるんですか、どうなんですかということに対しても、ただ減りました、ああそうですか、承知しましたという委員会の結論ではなかったと思うんですよ。これだけ減るわけですから、6つも減るわけですから。子供はまして増えているわけですから、減らすことにも問題があるんじゃないかというところで、そのところも十分に検討してくれということも言っていますよね。

その辺も今後考えてみたいという回答ですから、要するにこの委員長報告というのは、議会の中であった、これは何ですか、あれは何ですかという分からない部分を聞くんじゃないで、議会の意見としてどういうことを町に申し入れて、そして質問して、町がどういう回答をしたかというと、そのことが完成された暁にはどの程度議会の言ったことが反映されていたか、また、議会が予算審議の中ではどういうことを町に対して強く言ったかと。そしてまた町がどう答えたかということで、完成して、またその以後、できればできたで、議会でもこういう意見があつて、それもそういう答えが返ってきていたにもかかわらずこのことができないということはどういうことなのかというふうに町に対して問いかけをするわけですから、私は、それについては委員長ね、やっぱりあったことをね、随分中抜きがされていると思うんですよ。恐らくそのノートにも書いてあるでしょうから、もう少し、大変重要なポイントになりますので、その重要なポイントの部分については委員長報告として、これからもまたこれは議事録として残って、まして本会議ですからね、残って、次のまた議会にもつながっていくことですから、大事な点についてはしっかりとあったことの実態は委員長報告として述べていただきたいということを切にお願いいたします。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君）　じゃあ、今の話の中のやつも少し報告させていただきます。

今回の工事で変わるものはとの質疑があり、大便器の洋式化、床の仕上げを乾式に変更する。また、便器の数も質疑がありましたが、それは先ほど申し上げたように43か所が37か所になったと。6か所減ったということになるわけで、全体としては男子が11か所、女子が26か所とのことでした。また、小便器は27か所が28か所に1か所増えたということでございます。手洗い器については25か所で変わらないとのこと。また、手洗い器の水栓の質疑に、25か所の約半分が自動、あとの半分はレバー式とのことでした。

また、この工事に関して、仕様についての最終判断は誰がしたのかということで、これは先ほど申し上げたように、この工事は、特に検討委員会などを設けたのかという質疑もございました。しかし、特別な検討委員会は設けなかったと。委員会の中で話し合い、最終的に町長が発注したという答弁がありました。

また、業者については、町の参加願を出しているのかという、指名参加または登録してあるのかという質疑に対しては、このたびの工事は一般競争入札との答弁がありました。ということは、これは質疑の中にないかもしれませんが、要するにこれは一般競争入札だから誰が入札しても構わないというのがこの工事の内容だと私は思っております。

また、工事中のトイレの使用をどうするのかという質疑もありました。できる限り夏休みや冬休みもあるでしょう、春休みもある、また、休みなどを利用して工事を進めたいという答弁もございました。また、うるさい音が出るときには、なるべく休みを利用してやりたいなどの答弁がございました。

また、給水管の取替えについての質疑には、先ほど申し上げたように配管をメーターより取り替えると。全てを取り替えるというような答弁がございました。また、配管の取替えの経路については、一部天井裏を通して、あとは露出配管になるのかとの質疑に対して、そのような工事になるとの答弁がございました。

また、今回の入札価格はの質疑に、予定価格の質疑に、1億5,994万円との答弁があり、落札率は約98.7%とのこと。また、トイレの改修工事の配管取替工事の金額はの質疑に、トイレ改修工事は約9,216万円、配管取替工事が約6,569万円とのこととございました。その中に解体が約1,900万円との答弁がありました。

私が今ここでお話しできるのはそのくらいなのでご了承いただきたいと思いますが。

議長（岩崎信幸君） 小池議員。

13番（小池春雄君） 今、委員長から回答がありましたけれども、要するに大便器が43から37に減るということに対して、大丈夫ですかと、これだけ減っちゃって大丈夫ですかということに対しての回答もありましたよね。それとか、大便器がプッシュ式だと。これについても、これから町長が業者と近隣の状況等も見て検討するというのと、水道の蛇口ね、蛇口についても、今は横にひねるやつだというんですけれども、それも検討してみたいと

いう回答だったと思うんですよ。それも検討してみたいと。（「聞こえないので、すみません」の声あり）それも検討してみたいという回答だと思うんですよ。ですから、そういう質疑に対してそういう回答があったという部分については、質疑と回答がかみ合った形で、ありました、ありましたじゃなくて、あって、それで町のほうはどう答えたかということというのは、これは分からないからこれを教えてくださいというんじゃなくて、これはどうなるんですかという問いについて、町のほうが、これはこういうふうにしたいと思いますという回答があったと思うんですよ。それというのが委員会審査の中で町のほうが示した方針になるわけですから、そこはきちんと委員長報告として出しておかないと、委員会で町当局はこういうふうに答えたじゃないですかと。しかし、結果的にできたものはこうなったじゃないですかと。何でこうなったのかという問題に後になって発展していくものですから、その部分についてはしっかり押さえておいていただかないと、後の議論がかみ合わない議論になるものですから、やはり委員会であったことの報告。

私は特にその部分なんですよ、一番記録として残しておきたいというのは。お手洗い43あったのが37に減って大丈夫ですかと。まして今そこは、コロナ禍の中で、お手洗いをを使って、その使った手で水を流して、それは回答の中では手洗いをしっかりするから大丈夫だということでしたけれども、本人が押した後も、出ていった人は手洗いをした、それはしたほうがいいですけども、次の人には別でしょうという話もしたじゃないですか。次の人というのは、だって、そうじゃない人が入ってきて、それで触れたところをまた自分が触れて、それで流して、それから手を洗うわけですから、そういうふうになると、やっぱりプッシュ式というのは問題があるんじゃないかという指摘に対して、それなりの回答を町長はしていると思うんですよ。ですから、その部分を委員長報告としてぜひともきちんとしていただきたいということを言っているんですけども、いかがでしょうか。その辺を報告していただきたいと思うんですけども。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） だから、先ほどお話ししたように、本来なら大便器のリモートコントローラーをセンサー式に替えることはできないかという、専門的な用語で言いますとそうなんですけれども、あのときには大便器のプッシュ式を自動式にできないかという質疑があったと思うんですけども、その中で、町長のお答えとして、これから工事を請け負った会社との話合いにおいて対策していきたいというような答弁がありましたということをお伝えします。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。平形議員。

1 1 番（平形 薫君） 2つほど質問があるんですが、1つ、ちょっと私、聞き逃したかもしれないのでもう一度確認させていただきたいということもありまして、1つ目が、このトイレの工事請負契約で、請負者の中に一つの構成員がございまして、その方が一般競争入札に

入って当然落札しておるわけなんですけれども、この構成員の方は城山みはらし公園の、その後、もうできましてからちょっとして階段がひびが入っちゃったというのが、凍結だと思っんですけれども、コンクリートにひびが入っちゃったと。その工事をやったわけなんですけれども、聞くところによりますと、城山みはらし公園の完成検査があると、国のですね。その時期が迫っているんで、このまま放置しておいて検査を受けるわけにはいかない、通らないということですかね、そういうことで急遽、既にない予算の中から捻出して、しかも役場とそれから業者と半々ぐらいに金額を折半して工事をやったということがあるわけです。

その後、全員協議会等でみはらし公園を見させていただきましたけれども、確かに階段の構成部品であるプラスチック製の何か柱みたいなのがありましたですよ。それは要するに安く出来上がるということで、それでいだろうと提案を受けて、役場がそれでいだろうと言った、施主がいいと言ったからということですからね、ということでやって、冬場になって凍りついて膨張率の違いによってコンクリートにひびが入ったと。じゃあどっちがいけないんだと。誰が悪いんだいねということも曖昧になっている状況で、どちらの責任とも言い難い。どちらかといえば、今まで聞いている範囲の中では役場のほうがやっぱり安価なプラスチック製の部材を使って工事をしたのがためというのが原因になっているわけなので、役場の発注責任があるのかなということで私自身としてはそう受け止めておるわけなんですけれども、その補修工事につきましては費用は折半になっているわけですね。折半ということは、責任も半々なんじゃないかなと思っんですよ。

そういう大規模な工事をやったところで数百万円の階段のところに瑕疵があっいろいろ工事をやったという構成員の方がいきなり、いきなりと申しますか、この1億数千万円もする工事請負契約の中に、何と申しますかね、一般競争入札に参加していいものなのかどうかという議論は委員会の中でなされたんですか。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） その点についての議論というのはやっておりません。――

――
――
――
――

議長（岩崎信幸君） 村越議員、止めてください。

平形議員、これに関しましては、今、吉岡町立吉岡中学校のトイレ・給水管改修工事請負契約の締結についてでございますので、そののところに關しましての質疑等は外れていると思っんですが、どうでしょうか。

1 1 番（平形 薫君） 契約書に関しての委員会審査での質疑でございますので、私が言いたいの
は、要するに簡単なんです。昔そういうことがあったというふうに聞いておりますと。
そうすると、ここに税金をかけるわけなんだけれども、その工事をやる構成員の中にそう
いう方を競争入札に参加させることを是とするか非とするか、あるいは何たらかたらを
議論したことがあるんですかと聞いているだけなんです。だから、これを私はこの契約
書のことについて質疑をしているんです。もう一度あれですよ。ご理解を願いたいで
すけれどもね。

議 長（岩崎信幸君） 分かりました。じゃあそこら辺は。

1 1 番（平形 薫君） その点については……（「休憩」の声あり）

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時02分休憩

午前10時05分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

平形議員。

1 1 番（平形 薫君） そうしますと、先ほどの請負者の中の構成員がそういう私が聞き及んでい
るちょっと問題点あるかなというような方が条件付一般競争入札に入っているものと、
そういうことがありましたら、委員長がそういう議論はなかったということで、じゃあ、
もう1点だけ、そういう議論あったかなというのでまた聞きますけれども、そういう構
成員が今回これを落札というか、本会議で可決されれば工事を進めていくと思うんです
よね。そうすると、その工事をし終わった後、何かちょっと瑕疵が出てきちゃったな
というようなことがあるかもしれませんよね。あるかもしれません。そうすると、当然、
工事請負契約ですから、国や県や町でも工事請負契約書の中に瑕疵担保責任という条
項があって、それを何かあれば適用するんだというふうには理解するんですけれど、
この城山みはらし公園とか、あるいは過去にも小学校の体育館の建設工事に伴って
地下に浸透するタイルの工事のところとか、いろいろな、やっちゃってから瑕疵が
見つかったりして手直しをしているわけなんですよね。そういうことでいつも問題
となっているのが、問題が起きて解決するために、それはやっぱり行政の責任が
というふうな話になるわけなので、そのときに、錦の御旗じゃないですけども、
こういう瑕疵担保責任があるんですよということで業者に責任を追及するのが常
套なんですけれども、その瑕疵担保責任というのは国あるいは県の工事いろいろあ
って、町もあると思うんですけれども、その瑕疵担保責任は従来変わらないで、
そのままこの工事請負契約をやるのか、それとも、そういう数例があったので、
瑕疵担保責任のところについては特に何かを付け加えたほうがいいんじゃないかとい

うようなところ、要するに瑕疵担保責任についてのいろいろな議論というのは委員会の中であつたんですか、なかつたんですか。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） ありません。

議長（岩崎信幸君） 平形議員。

1 1 番（平形 薫君） これはちょっと質疑だと思うんですけども、ないということになると、これを本会議で可決して工事をやっていく上で、そういう先ほどのうわさというのは、もう町民みんな共通で持っていると思うんですよ。だから、そのときに、役場あるいは議会は何やっているんだというようなところがいろいろあると思うので、ぜひ文教厚生委員会の中でこういう議論をやったほうがいいんじゃないかなという議論もまたなかつたのか、ありましたか。

議長（岩崎信幸君） 村越議員。

文教厚生常任委員長（村越哲夫君） その中で、今言ったような話は出てきていません。多少の、あの公園の中のコンクリート階段の下手際の是非というんですか、いろいろな問題の話合いというのはありませんでした。

議長（岩崎信幸君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

村越委員長、自席にお戻りください。

日程第2 議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第2、議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第41号 政治倫理の確立のための吉岡町長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第3 議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例

議長（岩崎信幸君） 日程第3、議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第42号 吉岡町税条例の一部を改正する条例を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第43号 訴えの提起について

議長（岩崎信幸君） 日程第4、議案第43号 訴えの提起についてを議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第43号 訴えの提起についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第5 議案第44号 町道路線の認定・廃止について

議長（岩崎信幸君） 日程第5、議案第44号 町道路線の認定・廃止についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第44号 町道路線の認定・廃止についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結について

議長（岩崎信幸君） 日程第6、議案第46号 平成2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより……（「議長」の声あり）山畑議員。

12番（山畑祐男君） 今、平成って聞こえたんですけども。平成2年度って聞こえたんですけども、私の耳には。令和2年度じゃないんですか。

議長（岩崎信幸君） 言いましたか。申し訳ない。

では、もう一度言い直します。

議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立によって採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結についてを委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岩崎信幸君） 日程第7、議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより採決を行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第45号 令和3年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を委員長の報告のとおり決定することに異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 請願の付託案件審査報告（総務産業常任委員会委員長報告）

議長（岩崎信幸君） 日程第8、請願の付託案件審査報告を議題とします。

委員会に付託した請願について報告願います。

総務産業常任委員会富岡委員長、お願いします。富岡総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員会委員長 富岡大志君登壇〕

総務産業常任委員長（富岡大志君） 5番富岡です。

総務産業常任委員会の請願の付託案件審査報告を行います。

6月1日に本会議にて議長より当委員会に付託されました請願1件につきまして、6月4日、役場の2階大会議室において、委員全員、議長の出席及び税務会計課長、総務課長の出席の下審査を行いましたので、その結果について報告いたします。

請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願について、平成22年第2回定例会の議事録、全国他市町村の採択状況、参議院財政金融委員会調査室の作成資料などを参考に審査しました。意見としては、趣旨は十分理解できるが、前回、平成22年第2回定例会と同じ請願内容であるので、前回と同様に趣旨採択にすべきとのことで意見一致がありました。審査の結果、賛成多数により請願第2号は趣旨採択となりました。

以上、報告させていただきます。

議長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対して、質疑を行います。質疑ありませんか。坂田議員。

9 番 (坂田一広君) よく分からなかったんですけども、前回と同様ということでもありますけれども、前回というのはどのような議論がなされて趣旨採択になったのか、ちょっと私には見えてこないなので、その辺お願いします。

議長 (岩崎信幸君) 富岡議員。

総務産業常任委員長 (富岡大志君) まず、どういう意見が出てという話なんですけれども、まず平成22年第2回定例会の請願の内容と同じ意見書であるという形で委員の中から意見がありました。それまで第56条の廃止後の影響を懸念する声、意見とか白色申告も青色申告も近い形での規制があるし、採択して意見書を上げてよいかどうか、実際の申告では厳しいチェックが入ると思うので撤廃後の影響はないのかどうか、他の市町村も多くは採択しているので採択してもよいかどうかという意見も確かにありました。

ただ、その中で、いろいろなことが前回と大幅に変わっていないのであれば、前回と同じ趣旨採択に倣うべきだという意見が出まして、その意見が出たところ、その意見に対して賛同する意見が出る中で、意見一致に至ったという形で記憶しております。

議長 (岩崎信幸君) 坂田議員。

9 番 (坂田一広君) 前回と今回とではまた委員の構成も違うわけですし、また、そういった中で趣旨採択、要するに、その請願の趣旨は理解できるけれども実現は難しいだろうと。この実現は難しいというのはどの辺で判断されたんですか。趣旨については賛同されているわけですよね、委員会としては。

議長 (岩崎信幸君) 富岡議員。

総務産業常任委員長 (富岡大志君) 実現が難しいという話では、委員の意見として、出しても変わらないのではないかという意見はありましたが、前回の平成22年の請願が出てから現在までに大きな変化はないので、前回と同じにすべきだという意見は出ました。以上です。

議長 (岩崎信幸君) 坂田議員。

9 番 (坂田一広君) 私、最初の質問からお聞きしているんですけども、前回の平成22年の議会でこの請願が出されたときにどういう議論がなされたかというのはきちんと調べられてやられたんですかということをお聞きしているんですけども。

議長 (岩崎信幸君) 富岡議員。

総務産業常任委員長 (富岡大志君) 前回の委員会の議事録というのは確認していません。そこまではやっていません。議事録を資料として出しまして、その中で審査しました。だから、当時の中でどのような委員会の中で議論があったかということについては、委員会の中では出てきていません。

議長 (岩崎信幸君) ほかにありませんか。金谷議員。

6 番（金谷康弘君） 今、委員長の報告で、各市町村の結果を基に、そしてまた前回の吉岡町の議会の結果を基に趣旨採択という報告だったんですけども、委員会独自でこの問題は所得税法第56条、そのことについて廃止なんですけれども、そのことの内容についての意見。あと、ここでは青色申告、白色申告、これが一番重要な点になると思うんですけども、その点についての精査、議論はなかったのでしょうか。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

総務産業常任委員長（富岡大志君） 56条と57条の話という形でよろしいのでしょうか。（「そうです」の声あり）56条の、青色申告と白色申告という部分ですよね。だから、これが青色申告にすれば問題ない……（「その議論があったのかなかったのかということ」の声あり）

質問が生まれて、それに対して、青色申告にすれば56条でいうところの制限がなくなるんですけども、それに対して書類等の……、ちょっと待ってくださいね、複式簿記とかのほうはいろいろな資料の添付がたくさんあるので、その辺が難しいんじゃないかと。白色を青色申告にするのは難しいんじゃないかという答弁はありました。

議長（岩崎信幸君） よろしいですか。よろしいですね。金谷議員。

6 番（金谷康弘君） そのほかに質疑として56条、廃止した場合のデメリットというか、趣旨採択にしたのですから、56条が全て悪いということじゃなくて、56条のメリットというのもあると思うんですよ。その点についての意見は何か出ましたか。

議長（岩崎信幸君） 富岡議員。

総務産業常任委員長（富岡大志君） 確認のためちょっと時間をいただいてよろしいですか。休憩させてもらっていいですか。手元に資料がありませんので、確認したいと思うので。

議長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時45分再開

議長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

それでは、富岡議員。

総務産業常任委員長（富岡大志君） 金谷議員の質問に対してお答えいたします。

56条のメリット、56条を廃止したことについてのデメリットについての意見はありました。議論はありました。

議長（岩崎信幸君） よろしいですか。（「結構です」の声あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 委員長報告が終わりました。

質疑なしと認め、質疑を終結します。

富岡委員長、自席にお戻りください。

先ほど、村越委員長が、「私の考えで述べさせてもらいますが」という表現がございました。それは「私の」ということなので、これに関しては削除の方向にもっていきたいと思うのですが、皆さんのご意見をお伺いします。小池議員。

1 3 番（小池春雄君） 私もその部分の削除は最後に求めようと思っていましたけれども、どこ部分、どこからどこまでの部分というのがないと、削除すると言っても、発言をされた部分のどの部分を削除しますというのがないと、適当に削除しますというのはないんですから、不穏当な発言に関してはどの部分で、会議録でも、会議録には全てが残るんですけども、その中で発言を取り消された部分というところが出るんですよ。発言自体は議事録に全て残ります。それで、発言が取り消された部分、あるいは取り消した部分というふうになりますから、どこを取り消すかということをはっきりしておかないと、いい加減なことはできませんよ。

議 長（岩崎信幸君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時54分再開

議 長（岩崎信幸君） 会議を再開します。

先ほどの件ですが……（「どこの件だか分からないから」の声あり）村越議員が先ほど私の意見でございませうと言った部分でございませう。（「議長」の声あり）

1 3 番（小池春雄君） そういうんじゃなくて、議案第46号……

議 長（岩崎信幸君） そこからいきますか。

1 3 番（小池春雄君） その中でどの部分だというふうに言わなければどこだか分からないでしょう。

議 長（岩崎信幸君） 改めて、先ほど日程第6、議案第46号 令和2年度（繰越）吉岡町立吉岡中学校トイレ・給水管改修工事請負契約の締結についての委員長報告でございませうが、先ほど村越議員が私の考えでございませうという発言がございませうが、これに対して不穏当な発言があったとしておりますので、これに際しましては議長権限でこれに対しましては削除する形を取らせていただきます。以上でございませう。よろしいでしょうか。それで異議はないでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議 長（岩崎信幸君） 異議なしと認めませう。

日程第9 請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願

議長（岩崎信幸君） 日程第9、請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願を議題とします。

討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は趣旨採択です。

請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願を委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の議員は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（岩崎信幸君） 起立多数です。

したがって、請願第2号 家族従業者の人権保障のため「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択を求める請願は、趣旨採択とすることに決定しました。

日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第11 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第12 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

日程第13 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査の申し出について

議長（岩崎信幸君） 日程第10から第13までの各委員会の閉会中の継続調査について、吉岡町議会会議規則第35条により一括議題にし、採決はそれぞれ分離して行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、一括議題と決しました。

各委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員会委員長から、吉岡町議会会議規則第71条の規定によりお手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申出がありました。

これからこの申出4件を分離して採決します。

まず、議会運営委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、総務産業常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、文教厚生常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、議会広報常任委員会委員長からの申出についてお諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岩崎信幸君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

町長挨拶

議長（岩崎信幸君） これで本日の会議を閉じます。

以上で令和3年第2回定例会の日程が全て終了しました。

閉会の前に、町長の挨拶の申入れを許可します。

柴崎町長。

〔町長 柴崎徳一郎君登壇〕

町長（柴崎徳一郎君） 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議案11件を上程させていただき可決いただきまして、大変ありがとうございました。

厚く御礼申し上げます。議決いただきました施策等を着実に速やかに取り組んでまいりたいと考えております。

これから梅雨を迎えます。突発的な集中豪雨等による風水害への備え等、十分留意しながら、町政運営に当たっていきたくと考えております。

また、本議会における各議案審議の過程及び一般質問の中で賜りましたご指摘、ご意見

に対しましては、今後町政執行の中で留意してまいりたいと思っております。そして、円滑な事業の推進を図るよう、職員には指示、指導を徹底していきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症への対応については、高齢者の1回目のワクチン接種が順調に推移し、6月7日現在、群馬県下で25%を超えました。そして、一般県民の接種に向けた県央ワクチン接種センターの開設準備が進んでおります。今後とも得られた情報を基に、追加施策の必要が生じましたら速やかに対応してまいりたいと考えております。

議員皆様におかれましては、ますます健康に十分ご留意の上、ご活躍くださいますようご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶に代えさせていただきます。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

閉 会

議 長（岩崎信幸君） 以上をもちまして、令和3年第2回吉岡町議会定例会を閉会します。

午前11時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

吉岡町議会議長 岩 崎 信 幸

吉岡町議会議員 小 林 静 弥

吉岡町議会議員 富 岡 栄 一